

三菱礦業株式會社	取締役社長	小村千太郎	東京都麹町區丸ノ内二丁目四
北海道炭礦汽船株式會社	取締役會長	島田勝之助	同 麹町區丸ノ内一ノ二(丸ノ内正金ビル内)
貝島炭礦株式會社	取締役社長	貝島太市	山口縣下關市宇唐戸町二
監治礦業株式會社	取締役社長	松本幹一郎	東京都京橋區銀座西七丁目五(彌生ビル)
住友礦業株式會社	取締役社長	三村起一	大阪市東區北濱町五ノ二二
日鐵礦業株式會社	専務取締役	小川彌太郎	東京都麹町區丸ノ内一丁目一〇
日産化學工業株式會社	取締役社長	石川一郎	同 芝區田村町一丁目二
古河礦業株式會社	取締役社長	古河從純	同 麹町區丸ノ内二丁目八
雄別炭礦鐵道株式會社	取締役社長	小村千太郎	同 麹町區丸ノ内二丁目四(三菱本館)
宇部興産株式會社	取締役社長	俵田明	山口縣宇部市小串一、九七八ノ一〇
麻生礦業株式會社	取締役社長	麻生太賀吉	福岡縣飯塚市立岩町一、九〇〇
東邦炭礦株式會社	取締役社長	福本貞喜	東京都麹町區丸ノ内二ノ一八(昭和ビル内)
東見初炭礦株式會社	取締役社長	國吉信義	山口縣宇部市東區沖字部五二六
太平洋炭礦株式會社	取締役會長	片山眞五郎	東京都芝區新橋二ノ二(三鐵館四階)
杵島炭礦株式會社	取締役社長	高取盛	佐賀縣佐賀市白山町二七
入山採炭株式會社	取締役會長	大崎新吉	東京都京橋區銀座三丁目四ノ一(大倉別館)
磐城炭礦株式會社	取締役社長	淺野八郎	同 麹町區丸ノ内一ノ六(海上ビル新館)
大正礦業株式會社	取締役社長	伊藤傳右衛門	福岡縣遠賀郡中間町
昭和電工株式會社	取締役社長	鈴木忠治	東京都京橋區寶町一ノ七(味の素ビル)

大日本炭礦株式會社	取締役社長	岩川與助	同 麹町區丸ノ内三丁目六(仲二號館)
嘉穂礦業株式會社	取締役會長	松本幹一郎	同 京橋區銀座二丁目三ノ一(米井ビル)
北海道石炭統制組合	理事長	林敬一	北海道札幌市大通西二〇丁目
仙臺地方石炭統制組合	理事長	古賀春一	宮城縣仙臺市柳町通二八(仙臺鐵山監督局内)
東京地方石炭統制組合	理事長	古賀春一	東京都赤坂區溜池町三〇(溜池會館内)
大阪地方石炭統制組合	理事長	川勝庸吉	大阪市北區堂島濱通二丁目四
山口石炭統制組合	理事長	原田幾造	山口縣宇部市西區朝日町一丁目
北九州石炭統制組合	理事長	武内禮藏	福岡縣福岡市橋口町四六
西九州石炭統制組合	理事長	中野敏雄	同 同 下土居町二四ノ一
日本石炭株式會社	社長	松本健次郎	東京都麹町區丸ノ内一丁目八ノ六

五 事務局職制

第一條 事務局に左の課及部を置く

- 總務課 報道課 企画部
- 生産部 勞務部 資材部
- 配給部 監理部

轄す

部長は理事の中より會長之を命ず部長は事務局の事務を分掌す

第三條 事務局に左の職員を置く

第二條 事務局に事務局長一名を、各部に部長一名を置く  
事務局長は理事長を以て之に充つ事務局長は事務局を統

主事 若千名  
主事 若千名



書記 若干名  
技手 若干名

職員は別に定むるものの外上司の命を承け事務に従事す  
第四條 會長必要ありと認むるときは部に副部長を置くこ  
とを得

副部長は參事の中より會長之を命ず副部長は重要部務に  
付部長を輔佐す

第五條 各課に課長各一名を置く

課長は參事の中より會長之を命ず課長は事務局長又は部  
長の命を承け各課の事務を處理す

第六條 總務課に於ては左の事務を掌る

- 一 機密に關する事項
- 二 人事に關する事項
- 三 會印、會長印其の他の印章の保管に關する事項
- 四 文書の接受、配付、發送、編纂及保管に關する事  
項
- 五 總會、理事會及評議員會に關する事項
- 六 會計に關する事項
- 七 僱員の取締に關する事項

八 他の部課の主管に屬せざる事項

第七條 報道課に於ては左の事務を掌る

- 一 資料の蒐集、保管及編纂に關する事項
- 二 報道及宣傳に關する事項

第八條 企畫部に於ては左の事務を掌る

- 一 生産力擴充計畫及需給計畫に關する事項
- 二 外地及外國との連絡に關する事項
- 三 他の統制機關との連絡に關する事項
- 四 調査に關する事項

第九條 企畫部に企畫課及合理課を置く

第十條 生産部に於ては左の事務を掌る

- 一 生産に關する事項
- 二 技術に關する事項
- 第十一條 生産部に生産課及技術課を置く
- 第十二條 勞務部に於ては勞務に關する事務を掌る
- 第十三條 勞務部に充員課、厚生課及指導課を置く
- 第十四條 資材部に於ては資材及食糧に關する事務を掌る
- 第十五條 資材部に調整課、重機材課、輕機材課及生活用

品課を置く

第十六條 配給部に於ては左の事務を掌る

- 一 配給に關する事項
- 二 輸送及荷役に關する事項

第十七條 配給部に計畫課及考査課を置く

第十八條 監理部に於ては左の事務を掌る

- 一 資金に關する事項
- 二 企業の經理に關する事項
- 三 價格に關する事項
- 四 規格に關する事項
- 五 生産費調査に關する事項
- 六 統制規程の施行及行政官廳職權委讓令に基く權限の  
行使の綜合調整に關する事項
- 七 統制規程及行政官廳職權委讓令に基く權限に依る成  
案文書の審査に關する事項

第十九條 監理部に監理課、價格課及審査課を置く

第二十條 會長必要ありと認むるときは特別の事項を調査

せしむる爲専門委員を委嘱することを得

第二十一條 東京市、福岡市及札幌市に支部を置き大阪に  
出張所を置く、會長必要ありと認むるときは適宜の地に

支部の出張所を置き又は支部の駐在員を駐在せしむるこ  
とを得

第二十二條 支部に於ては本部の命を承け左の事務を掌る

- 一 生産に關する事項
  - 二 勞務に關する事項
  - 三 資材及食糧に關する事項
  - 四 前各號に掲ぐるものの外本部の命ずる事項
- 出張所は其の屬する本部又は支部の命ずる事務を掌る
- 第二十三條 各支部及出張所に長を置く  
各支部に副部長を置くことを得  
支部長、副部長及出張所長は理事、參事又は主事の中よ  
り會長之を命ず
- 第二十四條 各支部及出張所に課又は係を置き本部に準じ  
事務を分掌せしむ



六 支部及出張所

東部支部 支部長 清宮一郎  
 東京都麹町區丸ノ内、日本工業俱樂部ビル(電話九ノ内七〇二五・七四六九)  
 東部支部仙臺出張所 出張所長 石田重吉  
 仙臺市柳町通二八、仙臺鐵山監督局内(電話仙臺三三三・四三〇)  
 福岡支部 支部長 林田晋  
 福岡市藥院堀端七(電話福岡西三三三・三三三三)  
 福岡支部宇部出張所 出張所長 原田幾造  
 山口縣宇部市朝日町(電話宇部九)  
 福岡支部佐賀出張所 出張所長 添田勇  
 佐賀市松原町六四  
 福岡支部長崎出張所 出張所長 心得 福田 薫  
 長崎市本紺屋町一四(電話長崎三七七)  
 札幌支部 支部長 齋木三平  
 北海道札幌市北一條西四(商工會議所内)(電話札幌三〇三・三三三)  
 大阪出張所 出張所長 川勝庸吉  
 大阪市北區堂島濱通二(古河鐵業ビル)(電話北三三三・三三三)

七 主要役員氏名

會長 松本健次郎 明治二十四年ベンシルヴァニア大學・日本石炭社長  
 理事 植村甲午郎 大正七年東大法科・企畫院次長  
 總務課長 石田三朝 大正十五年東大法學部・三菱鐵業總務部庶務課長

企畫部	部長	茂野吉之助	(兼任)	明治三十九年東京高商・石炭鐵業聯合會常務理事
企畫課	課長	長岡孝		大正七年東京高商・古河鐵業石炭部營業課長
合理課	課長	宇井精司		明治四十二年熊本高工・石炭鐵業聯合會勤務
生產部	部長	山川良一		大正四年九大鐵學科・三井鐵山樺太鐵業所長
生產課	副部長	栗木幹		大正十年東大工學部・三井鐵山三池鐵業所四山坑々長
技術課	課長	大平義光		大正十五年東大工學部・三菱鐵業三井鐵業所副長
技術部	部長	三井經光		大正十五年中央大學經濟學部・貝島炭礦外事部長
勞務部	部長	田中丑之助		大正五年東大經濟學部・入山探炭總務部長
勞務課	課長	小山田滋		大正十年東大工學部・豐畑炭礦勤務
指導課	課長	海內要道		昭和二年東大工學部・豐畑炭礦勤務
指導員課	課長	伊藤秀譽		大正十一年明大英法科・長崎縣學務部長
資材部	部長	七瀬善吉		明治四十四年長崎高商・三菱鐵業調度部長
調整課	課長	高萩秀雄		明治四十四年東京高商・三菱鐵業建築鐵業所用度課長
重機材課	課長	高萩保志		大正八年東京高商・三菱鐵業建築鐵業所用度課長
輕機材課	課長	高萩保志		大正十年山口高商・三井鐵山參事
生活用品課	課長	林英雄	(兼任)	大正六年東亞同文書院・炭礦物資協議會聯合會主事
林材課	課長	山本俊三		明治四十四年東京專攻科・炭礦物資協議會聯合會第三部長
給部	部長	新居幸一		大正七年東大・三菱鐵業石炭部副長

石炭統制會(主要役員氏名)



石炭統制會（統制會設立關係資料）

一九二

計畫課	課長	小野田有年
輸送課	課長	小野田有年
監理部	部長	永田彦太郎
	副部長	豐島虎太郎
監理課	課長	豐島虎太郎
監理課	課長	松岡猛雄
審査課	課長	松岡猛雄

八 統制會設立關係資料

(一) 會員資格者指定

(昭和十六年十月三十日・商工省告示第九百八十九號)

重要産業團體令第七條ノ規定ニ依リ石炭鑛業及石炭販賣業ノ統制會ノ會員タル資格ヲ有スル者左ノ通指定ス

(會員資格者名略)

(一) 設立命令

(昭和十六年十月三十日・商工省告示第九百九十號)

大正十五年早大政經學部・日本石炭業務部副部長  
(兼任)

大正十一年東大法學部・商工省化學局長

大正三年東京高商・住友鑛業小樽支店長  
(兼任)

大正六年東築中學・特許局審査第一商標

重要産業團體令第八條第一項及重要産業團體令施行規則第一條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通定ム

昭和十六年十月商工省告示第九百八十九號ヲ以テ指定シタル者ハ石炭鑛業及石炭販賣業ノ統制會ヲ設立スベシ

前項ノ統制會ノ設立ノ認可ヲ申請スベキ期限ハ昭和十六年十一月三十日迄トス

(三) 設立委員指名

(昭和十六年十月三十日・商工省告示第九百九十一號)

重要産業團體令施行規則第一條第二項ノ規定ニ依リ石炭鑛業及石炭販賣業ノ統制會ノ設立委員左ノ通任命シタリ

三井鑛山株式會社取締役會長	川島三郎
三菱鑛業株式會社取締役會長	河手捨二
北海道炭礦汽船株式會社取締役會長	島田勝之助
貝島炭礦株式會社取締役社長	貝島太市
明治鑛業株式會社取締役社長	松本幹一郎
住友鑛業株式會社專務取締役	三村起一
日産化學工業株式會社取締役社長	石川一郎
古河鑛業株式會社取締役副社長	吉村萬次郎
麻生鑛業株式會社取締役社長	麻生太賀吉
東見初炭鑛株式會社取締役社長	國吉信義
入山探炭株式會社專務取締役	渡邊寛一郎
日本石炭株式會社社長	松本健次郎

(四) 會長銜委員氏名

(昭和十六年十月三十一日官報掲載)

松本健次郎	川島三郎	河手捨二
島田勝之助	淺野八郎	麻生太賀吉
依田明	山本平八	中野敏雄

石炭統制會（統制會設立關係資料）

梶本吾市 古賀春一 林敬一

石炭鑛業及石炭販賣業ノ統制會ノ會長ノ銜委員ヲ命ズ

(五) 創立總會

一、日時 昭和十六年十一月二十六日

二、場所 東京都麹町區丸ノ内 中央亭

三、議事

(一) 定款ノ決定

(二) 統制會ノ負擔ニ歸スベキ創立費及其ノ償却方法ノ決定

(三) 初年度ノ收支豫算ノ決定（自昭和十六年十二月至同十七年三月）

(四) 初年度ニ於ケル重要産業團體令第十九條ノ規定ニ依ル石炭統制會經費ノ賦課徵收方法決定

(六) 設立認可

(昭和十六年十一月二十七日・商工省告示第九百三十二號)

石炭鑛業及石炭販賣業ノ統制會ハ昭和十六年十一月二十六日成立シタリ其ノ定款左ノ如シ

(定款略)

示第九百三十二號)

石炭鑛業及石炭販賣業ノ統制會ハ昭和十六年十一月二十六日成立シタリ其ノ定款左ノ如シ

(定款略)



石炭統制會（統制會設立關係資料）

（七）會長任命

（昭和十六年十一月二十七日・商工省告示第千三百三十三號）

重要産業團體令第十四條第一項ノ規定ニ依リ昭和十六年十一月二十六日松本健次郎ヲ石炭統制會ノ會長ニ任命シタリ

（八）理事長及理事任命

（昭和十六年十一月二十七日・商工省告示第千三百三十四號）

重要産業團體令第十四條第五項ノ規定ニ依リ昭和十六年十一月二十六日石炭統制會ノ理事長及理事任命ノ件左ノ通認可シタリ

理事長	植村甲午郎	理事	茂野吉之助
理事	山川良一	同	七瀬善吉
同	瀬尾健二	同	永田彦太郎
同	林田晉	同	佐藤棟造

附 錄

東京地方石炭統制組合

設立年月日—昭和十六年十二月二十六日

所在地—東京都赤坂區溜池町三〇

（溜池會館内）

電話—赤坂 四四五二・四四五九

一 定 款

第一章 總 則

第一條 本組合は石炭統制會の統制指導の下に石炭鑛業の統制運営を圖り且石炭鑛業に關する國策の遂行に協力することを目的とす

第二條 本組合は重要産業團體令に依り設立し東京地方石炭統制組合と稱す

第三條 本組合の地區は東京鑛山監督局の管轄區域とす

第四條 本組合は事務所を東京市に置き必要に應じ出張所

石炭統制會（東京地方石炭統制組合）

を設く

第五條 本組合は地區内に於て石炭鑛業を營む鑛業權者（二人以上の鑛業權者共同して石炭鑛業を營む場合に在りては鑛業法第七條の代表者）にして石炭統制會の會員に非ざる者を以て之を組織す

第六條 本組合は組合員に對し經費を賦課す

本組合は本組合の事業を行ふ爲特に必要あるときは東京鑛山監督局長の認可を受け組合員の全部又は一部に對し前項の規定に依る賦課金の外特別の賦課金を課す

第七條 本組合の公告は官報を以て之を爲す

第二章 事 業

第八條 本組合は其の目的を達する爲組合員の營む石炭鑛業に關し左に掲ぐる事項に付必要なる事業を行ふ

- 一 石炭の生産計畫の設定及び遂行に關する事項
- 二 石炭鑛業に關する資材、資金及び勞務の確保及配分



に關する事項

- 三 石炭鑛業の整備確立に關する事項
- 四 石炭鑛業に於ける技術の向上、能率の増進、經理の改善其の他事業經營の合理化に關する事項
- 五 組合員の事業に關する指導及検査に關する事項
- 六 石炭鑛業に關する調査及研究に關する事項
- 七 其の他本組合の目的を達するに必要な事項

第九條 本組合は事業の執行に付東京鑛山監督局長の認可を受け統制規程を定む

第三章 役員

第十條 本組合に左の役員を置く

- 理事長 一人
- 理事 二人
- 監事 一人
- 評議員 五人

第十一條 理事長は本組合を代表し組合事務を總理し組合員の營む石炭鑛業の統制指導に任ず

理事は理事長を輔佐し組合事務を分掌し豫め理事長の定むる順位に依り理事長事故あるときは其の職務を代理し

理事長缺員のときは其の職務を行ふ

監事は本組合の財産の状況を監査す

評議員は理事長の諮問に對し答申し又は理事長に對し意見を具申す

第十二條 理事長は石炭鑛業に關し經驗ある者及學識ある者の中より石炭統制會の會長之を命じ商工大臣の認可を受くるものとす

理事は石炭鑛業に關し經驗ある者及學識ある者の中より理事長之を命じ商工大臣の認可を受くるものとす

評議員は石炭鑛業に關し經驗ある者及學識ある者の中より理事長之を命ず

監事は評議員其の過半数の同意に依り之を選任す

第十三條 理事長及理事の任期は三年とし監事及評議員の任期は二年とす

理事長必要ありと認むるときは任期中と雖も理事を解任することを得

前項の解任は商工大臣の認可を受くるものとす

第四章 總會

第十四條 總會は定時總會及臨時總會の二種とす

定時總會は毎年一回三月に、臨時總會は理事長必要あり

と認むるとき之を開催す

總會は理事長之を招集す

第十五條 總會の議長は理事長之に當る理事長事故あるときは豫め理事長の定めたる順位に依り理事長の職務を代理する理事之に當る

第十六條 左に掲ぐる事項は總會に諮り理事長之を決す

- 一 定款の変更
- 二 收支豫算
- 三 第六條の規定に依る賦課金の賦課徴收方法

第十七條 理事長は毎年總會に本組合の事業の状況を報告し監事をして財産の状況を報告せしむ

第五章 事務局

第十八條 本組合の事務を處理する爲本組合に事務局を置く

第十九條 前條の外職員其の他事務局に關する事項に付ては別に之を定む

第六章 會計

第二十條 本組合の會計年度は毎年四月一日に始り翌年三

石炭統制會（東京地方石炭統制組合）

月三十一日に終る

第二十一條 前條の外會計に關する事項に付ては別に之を定む

第七章 規約處分

第二十二條 本組合は統制規定の定むる所に依り統制規程に違反したる組合員に對し過怠金を課す

二 統制規程

第一條 組合員は理事長の定むる所に依り其の事業計畫を定め理事長の承認を受くべし之を変更せんとするとき亦同じ

理事長必要ありと認むるときは東京鑛山監督局長の承認を受け前項の事業計畫の変更を命ずることあるべし

第二條 組合員は前條第一項の規定に依り理事長の承認を受けたる事業計畫を實施すべし

第三條 組合員は理事長の定むる所に依り其の事業に要する物資の數量及金額を記載したる書類を理事長に提出すべし

第四條 理事長必要ありと認むるときは組合員に對し其の事業に要する物資の使用又は取得に關し數量、用途、取



得先其の他必要なる事項を指示することあるべし

第五條 組合員は理事長の定むる所に依り其の事業に要する技術者、勞務者及資金の取得計畫を記載したる書類を理事長に提出すべし

第六條 組合員は理事長の定むる所に依り石炭の豫定原價計算及原價計算を記載したる書類を理事長に提出すべし  
第七條 組合員は理事長の定むる所に依り財産、收支豫算、收支決算及利益金の處分方法を記載したる書類を理事長に提出すべし

第八條 災害其の他緊急の事態發生したる場合に於ては理事長は組合員に對し他の組合員に必要な協力を爲すべきことを命ずることあるべし

第九條 理事長石炭産業の統制運営上特に必要ありと認むるときは重要産業團體令に依り設立せられたる石炭統制會（以下石炭統制會と稱す）の會長の承認を受け組合員に對し其の事業の經營の改善に關し必要な事項を命ずることあるべし

第十條 組合員は第一條第二項、第四條、第八條若は前條の規定に依る理事長の命令若は指示又は石炭統制會の統

制規程第十條、第十一條若は第十三條乃至第十五條の規定に依る石炭統制會の會長の命令若は指示を受けたるときは之に従ふべし

第十一條 組合員は第三條若は第五條乃至第七條又は石炭統制會の統制規程第七條乃至第九條の規定に依り提出すべき書類に虚偽の記載を爲すことを得ず

第十二條 組合員は石炭統制會の統制規程第七條乃至第九條及第十二條の規定に従ふべし

第十三條 本組合は本規程に違反したる組合員に對し三千圓以下の過怠金を課すことあるべし

三 役 員

- 理事長 古賀 春一
- 理事 森戸傳之丞 伊藤祐文
- 監事 上田長一
- 評議員 菊地寬實 戸部光衛
- 渡邊寬一郎 中東光五郎
- 山口 浩

大阪地方石炭統制組合

設立年月日 昭和十六年十二月二十六日  
所在地 大阪府北區堂島濱通二丁目四  
電話 北 三四七六・六七〇八・四一七五

一 定 款

第一章 總 則

第一條 本組合は石炭統制會の統制指導の下に石炭鑛業の統制運営を圖り且石炭鑛業に關する國策の遂行に協力することを目的とす

第二條 本組合は重要産業團體令に依り設立し大阪地方石炭統制組合と稱す

第三條 本組合の地區は大阪鑛山監督局の管轄區域とす

第四條 本組合は事務所を大阪市に置く

第五條 本組合は地區内に於て石炭鑛業を営む鑛業權者（二人以上の鑛業權者共同して石炭鑛業を営む場合に在りては鑛業法第七條の代表者）にして石炭統制會の會員に非ざる者を以て之を組織す

第六條 本組合は組合員に對し經費を賦課す本組合は本組

石炭統制會（大阪地方石炭統制組合）

合の事業を行ふ爲特に必要あるときは大阪鑛山監督局長の認可を受け組合員の全部又は一部に對し前項の規定に依る賦課金の外特別の賦課金を課す

第七條 本組合の公告は日本工業新聞を以て之を爲す

第二章 事 業

第八條 本組合は其の目的を達する爲組合員の營む石炭鑛業に關し左に掲ぐる事項に付必要なる事業を行ふ

- 一 石炭の生産計畫の設定及遂行に關する事項
- 二 石炭鑛業に關する資材、資金及勞務の確保及配分に關する事項
- 三 石炭鑛業の整備確立に關する事項
- 四 石炭鑛業に於ける技術の向上、能率の増進、經理の改善其の他事業經營の合理化に關する事項
- 五 組合員の事業に關する指導及検査に關する事項
- 六 石炭鑛業に關する調査及研究に關する事項
- 七 其の他本組合の目的を達するに必要な事項

第九條 本組合は事業の執行に付大阪鑛山監督局長の認可を受け統制規程を定む

第三章 役 員



第十條 本組合に左の役員を置く

- 理事長 一人
- 理事 一人
- 監事 一人
- 評議員 四人

第十一條 理事長は本組合を代表し組合事務を總理し組合員の督む石炭鑛業の統制指導に任ず

理事は理事長を輔佐し組合事務を掌理し理事長事故あるときは其の職務を代理し理事長缺員のときは其の職務を行ふ

監事は本組合の財産の状況を監査す

評議員は理事長の諮問に對し答申し又は理事長に對し意見を具申す

第十二條 理事長は石炭鑛業に關し經驗ある者及學識ある者の中より石炭統制會の會長之を命じ商工大臣の認可を受けるものとす理事は石炭鑛業に關し經驗ある者及學識ある者の中より理事長之を命じ商工大臣の認可を受けるものとす

評議員は石炭鑛業に關し經驗ある者及學識ある者の中より理事長之を命じ商工大臣の認可を受けるものとす

り理事長之を命ず

監事は評議員其の過半数の同意に依り之を選任す

第十三條 理事長及理事の任期は三年とし監事及評議員の任期は二年とす

理事長必要ありと認むるときは任期中と雖も理事を解任することを得

前項の解任は商工大臣の認可を受くるものとす

第四章 總會

第十四條 總會は定時總會及臨時總會の二種とす定時總會は毎年一回三月に、臨時總會は理事長必要ありと認むるとき之を開催す總會は理事長之を招集す

第十五條 總會の議長は理事長之に當る理事長事故あるときは理事之に當る

第十六條 左に掲ぐる事項は總會に諮り理事長之を決す

- 一 定款の變更
  - 二 收支豫算
  - 三 第六條の規定に依る賦課金の賦課徴收方法
- 第十七條 理事長は毎年總會に本組合の事業の状況を報告し監事をして財産の状況を報告せしむ

第五章 事務局

第十八條 本組合の事務を處理する爲本組合に事務局を置く

第十九條 前條の外職員其他事務局に關する事項に付ては別に之を定む

第六章 會計

第二十條 本組合の會計年度は毎年四月一日に始り翌年三月三十一日に終る

第二十一條 前條の外會計に關する事項に付ては別に之を定む

第七章 違約處分

第二十二條 本組合は統制規程の定むる所に依り統制規程に違反したる組合員に對し過怠金を課す

二 統制規程

第一條 組合員は理事長の定むる所に依り其の事業計畫を定め理事長の承認を受くべし之を變更せんとするとき亦同じ

理事長必要ありと認むるときは大阪礦山監督局長の承認を受け前項の事業計畫の變更を命ずることあるべし

第二條 組合員は前條第一項の規定に依り理事長の承認を受けたる事業計畫を實施すべし

第三條 組合員は理事長の定むる所に依り其の事業に要する物資の數量及金額を記載したる書類を理事長に提出すべし

第四條 理事長必要ありと認むるときは組合員に對し其の事業に要する物資の使用又は取得に關し數量、用途、取得先其他必要な事項を指示することあるべし

第五條 組合員は理事長の定むる所に依り其の事業に要する技術者、勞務者及資金の取得計畫を記載したる書類を理事長に提出すべし

第六條 組合員は理事長の定むる所に依り石炭の豫定原價計算及原價計算を記載したる書類を理事長に提出すべし

第七條 組合員は理事長の定むる所に依り財産、收支豫算收支決算及利益金の處分方法を記載したる書類を理事長に提出すべし

第八條 災害其他緊急の事態發生したる場合に於ては理事長は組合員に對し他の組合員に必要な協力を爲すべきことを命ずることあるべし



第九條 理事長石炭産業の統制運営上特に必要ありと認めるときは重要産業團體令に依り設立せられたる石炭統制會（以下石炭統制會と稱す）の會長の承認を受け組合員に對し其の事業の經營の改善に關し必要なる事項を命ずることあるべし

第十條 組合員は第一條第二項、第四條、第八條若は前條の規定に依る理事長の命令若は指示又は石炭統制會の統制規程第十條、第十一條若は第十三條乃至第十五條の規定に依る石炭統制會の會長の命令若は指示を受けたるときは之に從ふべし

第十一條 組合員は第三條若は第五條乃至第七條又は石炭統制會の統制規程第七條乃至第九條の規定に依り提出すべき書類に虚偽の記載を爲すことを得ず

第十二條 組合員は石炭統制會の統制規程第七條乃至第九條及第十二條の規定に從ふべし

第十三條 本組合は本規程に違反したる組合員に對し三千圓以下の過怠金を課することあるべし

理事 川勝 庸吉

理事 竹谷 稔  
監事 平井喜孝  
評議員 田本義夫 東 將春  
横河壽次 荒川助五郎

北海道石炭統制組合

設立年月日 昭和十六年十二月二十六日  
所在地 北海道札幌市大通西廿丁目  
電話 札幌 三二四三

第一章 總則

第一條

本組合は石炭統制會の統制指導の下に石炭鑛業の統制運営を圖り且石炭鑛業に關する國策の遂行に協力することを目的とす

第二條 本組合は重要産業團體令に依り設立し北海道石炭統制組合と稱す

第三條 本組合の地區は札幌鑛山監督局の管轄區域とす

第四條 本組合は事務所を札幌市に置き必要に應じ出張所を設く

第五條 本組合は地區内に於て石炭鑛業を営む鑛業者（二人以上の鑛業權者共同して石炭鑛業を営む場合に在りては鑛業法第七條の代表者）にして石炭統制會の會員に非ざる者を以て之を組織す

第六條 本組合は組合員に對し經費を賦課す本組合は本組合の事業を行ふ爲めに必要あるときは札幌鑛山監督局長の認可を受け組合員の全部又は一部に對し前項の規定に依る賦課金の外特別の賦課金を課す

第七條 本組合の公告は北海タイムス及小樽新聞を以て之を爲す

第二章 事業

第八條 本組合は其の目的を達する爲組合員の營む石炭鑛業に關し左に掲ぐる事項に付必要なる事業を行ふ

- 一 石炭の生産計畫の設定及遂行に關する事項
- 二 石炭鑛業に關する資材、資金及勞務の確保及配分に關する事項
- 三 石炭鑛業の整備確立に關する事項
- 四 石炭鑛業に於ける技術の向上、能率の増進、經理の改善其の他事業經營の合理化に關する事項

第五 組合員の事業に關する指導及検査に關する事項

第六 石炭鑛業に關する調査及研究に關する事項

第七 其の他本組合の目的を達するに必要なる事項

第九條 本組合は事業の執行に付札幌鑛山監督局長の認可を受け統制規程を定む

第三章 役員

第十條 本組合に左の役員を置く

理事長 一人  
理事 二人  
監事 一人  
評議員 六人

第十一條 理事長は本組合を代表し組合事務を總理し組合員の營む石炭鑛業の統制指導に任ず

理事は理事長を輔佐し組合事務を掌理し豫め理事長の定むる順位に依り理事長事故あるときは其の職務を代理し理事長缺員のときは其の職務を行ふ

監事は本組合の財産の狀況を監査す

評議員は理事長の諮問に對し答申し又は理事長に對し意見を具申す



第十二條 理事長は石炭鑛業に關し經驗ある者及學識ある者の中より石炭統制會の會長之を命じ商工大臣の認可を受くるものとす

理事は石炭鑛業に關し經驗ある者及學識ある者の中より理事長之を命じ商工大臣の認可を受くるものとす  
評議員は石炭鑛業に關し經驗ある者及學識ある者の中より理事長之を命ず

第十三條 理事長及理事の任期は三年とし監事及評議員の任期は二年とす  
理事長必要ありと認むるときは任期中と雖も理事を解任することを得

第十四條 總會は定時總會及臨時總會の二種とす  
定時總會は毎年一回三月に、臨時總會は理事長必要ありと認むるとき之を開催す  
總會は理事長之を招集す

第四章 總會

第十五條 總會の議長は理事長之に當る理事長事故あるときは豫め理事長の定めたる順位に依り理事長の職務を代理する理事之に當る

第十六條 左に掲ぐる事項は總會に諮り理事長之を決す  
一 定款の變更  
二 收支豫算  
三 第六條の規定に依る賦課金の賦課徴收方法

第十七條 理事長は毎年總會に本組合の事業の状況を報告し監事をして財産の状況を報告せしむ

第五章 事務局

第十八條 本組合の事務を處理する爲本組合に事務局を置く  
第十九條 前條の外職員其の他事務局に關する事項に付ては別に之を定む

第六章 會計

第二十條 本組合の會計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る

第二十一條 前條の外會計に關する事項に付ては別に之を定む

第七章 違反處分

第二十二條 本組合は統制規程の定むる所に依り統制規程に違反したる組合員に對し過怠金を課す

二 統制規程

第一條 組合員は理事長の定むる所に依り其の事業計畫を定め理事長の承認を受くべし之を變更せんとするとき亦同じ

理事長必要ありと認むるときは札幌鑛山監督局長の承認を受け前項の事業計畫の變更を命ずることあるべし

第二條 組合員は前條第一項の規定に依り理事長の承認を受けたる事業計畫を實施すべし

第三條 組合員は理事長の定むる所に依り其の事業に要する物資の數量及金額を記載したる書類を理事長に提出すべし

第四條 理事長必要ありと認むるときは組合員に對し其の事業に要する物資の使用又は取得に關し數量、用途、取得先其の他必要なる事項を指示することあるべし

第五條 組合員は理事長の定むる所に依り其の事業に要する技術者、勞務者及資金の取得計畫を記載したる書類を理事長に提出すべし

第六條 組合員は理事長の定むる所に依り石炭の豫定原價計算及原價計算を記載したる書類を理事長に提出すべし

第七條 組合員は理事長の定むる所に依り財産、收支豫算收支決算及利益金の處分方法を記載したる書類を理事長に提出すべし

第八條 災害其の他緊急の事態發生したる場合に於ては理事長は組合員に對し他の組合員に必要な協力を爲すべきことを命ずることあるべし

第九條 理事長石炭産業の統制運営上特に必要ありと認むるときは重要産業團體令に依り設立せられたる石炭統制會（以下石炭統制會と稱す）の會長の承認を受け組合員に對し其の事業の經營の改善に關し必要なる事項を命ずることあるべし

第十條 組合員は第一條第二項、第四條、第八條若は前條の規定に依る理事長の命令若は指示又は石炭統制會の統制規程第十條、第十一條若は第十三條乃至第十五條の規定に依る石炭統制會の會長の命令若は指示を受けたるときは之に従ふべし

第十一條 組合員は第三條若は第五條乃至第七條又は石炭



統制會の統制規程第七條乃至第九條の規定に依り提出すべき書類に虚偽の記載を爲すことを得ず

第十二條 組合員は石炭統制會の統制規程第七條乃至第九條及第十二條の規定に従ふべし

第十三條 本組合は本規程に違反したる組合員に對し三千圓以下の過怠金を課することあるべし

三 役員

- 理事長 林 敬一
- 理事 深水清澄 濱野四郎
- 監事 徳田康作
- 評議員 村井謙次郎 菅原萬治郎
- 吉末三郎 藤田修
- 庵原貫一 塚田寅雄

仙臺地方石炭統制組合

設立年月日—昭和十六年十二月二十六日  
所在地—仙臺市表小路一ノ一（東北

振興業株式会社内）  
電話—仙臺三四〇・四三五・四三八〇

第一章 總 則

第一條 本組合は石炭統制會の統制指導の下に石炭鑛業の統制運営を圖り且石炭鑛業に關する國策の遂行に協力することを目的とす

第二條 本組合は重要産業團體令に依り設立し仙臺地方石炭統制組合と稱す

第三條 本組合の地區は仙臺鑛山監督局の管轄區域とす

第四條 本組合は事務所を仙臺市に置き必要に應じ出張所を設く

第五條 本組合は地區内に於て石炭鑛業を営む鑛業權者（二人以上の鑛業權者共同して石炭鑛業を営む場合に在りては鑛業法第七條の代表者）にして石炭統制會の會員に非ざる者を以て之を組織す

第六條 本組合は組合員に對し經費を賦課す

本組合は本組合の事業を行ふ爲特に必要あるときは仙臺鑛山監督局長の認可を受け組合員の全部又は一部に對し前項の規定に依り賦課金の外特別の賦課金を課す

第七條 本組合の公告は官報を以て之を爲す

第二章 事 業

第八條 本組合は其の目的を達する爲組合員の營む石炭鑛業に關し左に掲ぐる事項に付必要なる事業を行ふ

- 一 石炭の生産計畫の設定及び遂行に於ける事項
- 二 石炭鑛業に關する資材、資金及び勞務の確保及び配分に關する事項
- 三 石炭鑛業の整備確立に關する事項
- 四 石炭鑛業に於ける技術の向上、能率の増進、經理の改善其の他事業經營の合理化に關する事項
- 五 組合員の事業に關する指導及び検査に關する事項
- 六 石炭鑛業に關する調査及び研究に關する事項
- 七 其の他本組合の目的を達するに必要なる事項

第九條 本組合は事業の執行に付仙臺鑛山監督局長の認可を受け統制規程を定む

第三章 役 員

第十條 本組合に左の役員を置く

- 理事長 一人
- 理事 二人以内
- 監事 一人

石炭統制會（仙臺地方石炭統制組合）

評議員 五人

第十一條 理事長は本組合を代表し組合事務を總理し組合員の營む石炭鑛業の統制指導に任ず

理事は理事長を輔佐し組合事務を分掌し豫め理事長の定むる順位に依り理事長事故あるときは其の職務を代理し理事長缺員のときは其の職務を行ふ

監事は本組合の財産の状況を監査す

評議員は理事長の諮問に對し答申し又は理事長に對し意見を具申す

第十二條 理事長は石炭鑛業に關し經驗ある者及學識ある者の中より石炭統制會の會長之を命じ商工大臣の認可を受けるものとす

理事は石炭鑛業に關し經驗ある者及學識ある者の中より理事長之を命じ商工大臣の認可を受けるものとす

評議員は石炭鑛業に關し經驗ある者及學識ある者の中より理事長之を命ず

監事は評議員其の過半数の同意に依り之を選任す

第十三條 理事長及理事の任期は三年とし監事及評議員の任期は二年とす



理事長必要ありと認むるときは任期中と雖も理事を解任することを得

前項の解任は商工大臣の認可を受くるものとす

第四章 總會

第十四條 總會は定時總會及臨時總會の二種とす

定時總會は毎年一回三月に、臨時總會は理事長必要ありと認むるとき之を開催す

總會は理事長之を招集す

第十五條 總會の議長は理事長之に當る理事長事故あるときは豫め理事長の定めたる順位に依り理事長の職務を代理する理事之に當る

第十六條 左に掲ぐる事項は總會に諮り理事長之を決す

一 定款の変更

二 收支豫算

三 第六條の規定に依る賦課金の賦課徴収方法

第十七條 理事長は毎年總會に本組合の事業の状況を報告し監事をして財産の状況を報告せしむ

第五章 事務局

第十八條 本組合の事務を處理する爲本組合に事務局を置

第十九條 前條の外職員其他事務局に關する事項に付ては別に之を定む

第六章 會計

第二十條 本組合の會計年度は毎年四月一日に始り翌年三月三十一日に終る

第二十一條 前條の外會計に關する事項に付ては別に之を定む

第七章 違約處分

第二十二條 本組合は統制規程の定むる所に依り統制規程に違反したる組合員に對し過怠金を課す

二 統制規程

第一條 組合員は理事長の定むる所に依り其の事業計畫を定め理事長の承認を受くべし之を変更せんとするとき亦同じ

理事長必要ありと認むるときは仙臺礦山監督局長の承認を受け前項の事業計畫の変更を命ずることあるべし

第二條 組合員は前條第一項の規定に依り理事長の承認を受けたる事業計畫を實施すべし

第三條 組合員は理事長の定むる所に依り其の事業に要する物資の數量及び金額を記載したる書類を理事長に提出すべし

第四條 理事長必要ありと認むるときは組合員に對し其の事業に要する物資の使用又は取得に關し數量、用途、取得先其他必要なる事項を指示することあるべし

第五條 組合員は理事長の定むる所に依り其の事業に要する技術者、勞務者及び資金の取得計畫を記載したる書類を理事長に提出すべし

第六條 組合員は理事長の定むる所に依り石炭の豫定原價計算及び原價計算を記載したる書類を理事長に提出すべし

第七條 組合員は理事長の定むる所に依り財産、收支豫算、收支決算及び利益金の處分方法を記載したる書類を理事長に提出すべし

第八條 災害其他緊急の事態發生したる場合に於ては理事長は組合員に對し他の組合員に必要な協力を爲すべきことを命ずることあるべし

第九條 理事長石炭産業の統制運営上特に必要ありと認む

るときは重要産業團體令に依り設立せられたる石炭統制會（以下石炭統制會と稱す）の會長の承認を受け組合員に對し其の事業の經營の改善に關し必要なる事項を命ずることあるべし

第十條 組合員は第一條第二項、第四條、第八條若は前條の規定に依る理事長の命令若は指示又は石炭統制會の統制規程第十條、第十一條若は第十三條乃至第十五條の規定に依る石炭統制會の會長の命令若は指示を受けたるときは之に従ふべし

第十一條 組合員は第三條若は第五條乃至第七條又は石炭統制會の統制規程第七條乃至第九條の規定に依り提出すべき書類に虚偽の記載を爲すことを得ず

第十二條 組合員は石炭統制會の統制規程第七條乃至第九條及び第十二條の規定に従ふべし

第十三條 本組合は本規程に違反したる組合員に對し三千圓以下の過怠金を課することあるべし

三 役員

理事長 古賀春一  
理事 石田重吉



石炭統制會（山口石炭統制組合）

二一〇

監事 中村貞三郎  
 戸部光衛  
 小田吉治  
 中野義雄  
 小野義夫  
 松本榮一

山口石炭統制組合

設立年月日 昭和十六年十二月二十六日

所在地 宇部市西區朝日町一丁目

電話 宇部 九・一四七五

一定 款

第一章 總 則

第一條 本組合は石炭統制會の統制指導の下に石炭鑛業の統制運営を圖り且石炭鑛業に關する國策の遂行に協力することを目的とす

第二條 本組合は重要産業團體令に依り設立し山口石炭統制組合と稱す

第三條 本組合の地區は山口縣とす

第四條 本組合は事務所を宇部市に置き必要に應じ出張所を設く

第五條 本組合は地區内に於て石炭鑛業を營む鑛業權者（二人以上の鑛業權者共同して石炭鑛業を營む場合に在りては鑛業法第七條の代表者）にして石炭統制會の會員に非ざる者を以て之を組織す

第六條 本組合は組合員に對し經費を賦課す

本組合は本組合の事業を行ふ爲特に必要あるときは福岡鑛山監督局長の認可を受け組合員の全部又は一部に對し前項の規定に依る賦課金の外特別の賦課金を課す

第七條 本組合の公告は宇部時報を以て之を爲す

第二章 事 業

第八條 本組合は其の目的を達する爲組合員の營む石炭鑛業に關し左に掲ぐる事項に付必要なる事業を行ふ

一 石炭の生産計畫の設定及遂行に關する事項

二 石炭鑛業に關する資材、資金及勞務の確保及配分に關する事項

三 石炭鑛業の整備確立に關する事項

四 石炭鑛業に於ける技術の向上、能率の増進、經理の改善其他事業經營の合理化に關する事項

五 組合員の事業に關する指導及検査に關する事項

六 石炭鑛業に關する調査及研究に關する事項

七 其他本組合の目的を達するに必要なる事項

第九條 本組合は事業の執行に福岡鑛山監督局長の認可を受け統制規程を定む

第三章 役 員

第十條 本組合に左の役員を置く

理事長 一人  
 理事 二人  
 監事 一人  
 評議員 七人

第十一條 理事長は本組合を代表し組合事務を總理し組合員の營む石炭鑛業の統制指導に任ず

理事は理事長を輔佐し組合事務を分掌し豫め理事長の定むる順位に依り理事長事故あるときは其の職務を代理し理事長缺員のときは其の職務を行ふ

監事は本組合の財産の状況を監査す

評議員は理事長の諮問に對し答申し又は理事長に對し意見を具申す

第十二條 理事長は石炭鑛業に關し經驗ある者及學識ある

者の中より石炭統制會の會長之を命じ商工大臣の認可を受くるものとす

理事は石炭鑛業に關し經驗ある者及學識ある者の中より理事長之を命じ商工大臣の認可を受くるものとす

評議員は石炭鑛業に關し經驗ある者及學識ある者の中より理事長之を命ず

監事は評議員其の過半数の同意に依り之を選任す

第十三條 理事長及理事の任期は三年とし監事及評議員の任期は二年とす  
 理事長必要ありと認むるときは任期中と雖も理事を解任することを得

第四章 總 會

第十四條 總會は定時總會及臨時總會の二種とす

定時總會は毎年一回三月に、臨時總會は理事長必要ありと認むるとき之を開催す

總會は理事長之を招集す

第十五條 總會の議長は理事長之に當る理事事故あるときは豫め理事長の定めたる順位に依り理事長の職務を代



理する理事之に當る

第十六條 左に掲ぐる事項は總會に諮り理事長之を決す

一 定款の變更

二 收支豫算

三 第六條の規定に依る賦課金の賦課徴收方法

第十七條 理事長は毎年總會に本組合の事業の状況を報告し監事をして財産の状況を報告せしむ

第五章 事務局

第十八條 本組合の事務を處理する爲本組合に事務局を置く

第十九條 理事長必要ありと認むるときは組合員の中より相談役三人以内を委嘱することを得

第二十條 前二條の外職員其他事務局に關する事項に付ては別に之を定む

第六章 會計

第二十一條 本組合の會計年度は毎年四月一日に始り翌年三月三十一日に終る

第二十二條 前條の外會計に關する事項に付ては別に之を定む

第七章 違約處分

第二十三條 本組合は統制規程の定むる所に依り統制規程に違反したる組合員に對し過怠金を課す

二 統制規程

第一條 組合員は理事長の定むる所に依り其の事業計畫を定め理事長の承認を受くべし之を變更せんとするとき亦同じ

第二條 理事長必要ありと認むるときは福岡礦山監督局長の承認を受け前項の事業計畫の變更を命ずることあるべし

第三條 組合員は前條第一項の規定に依り理事長の承認を受けたる事業計畫を實施すべし

第四條 理事長必要ありと認むるときは組合員に對し其の事業に要する物資の數量及金額を記載したる書類を理事長に提出すべし

第五條 理事長必要ありと認むるときは組合員に對し其の事業に要する物資の使用又は取得に關し數量、用途、取得先其他必要なる事項を指示することあるべし

第六條 組合員は理事長の定むる所に依り其の事業に要する技術者、勞務者及資金の取得計畫を記載したる書類を

理事長に提出すべし

第六條 組合員は理事長の定むる所に依り石炭の豫定原價計算及原價計算を記載したる書類を理事長に提出すべし

第七條 組合員は理事長の定むる所に依り財産、收支豫算、收支決算及利益金の處分方法を記載したる書類を理事長に提出すべし

第八條 災害其他緊急の事態發生したる場合に於ては理事長は組合員に對し他の組合員に必要な協力を爲すべきことを命ずることあるべし

第九條 理事長石炭産業の統制運営上特に必要ありと認むるときは重要産業團體令に依り設立せられたる石炭統制會(以下石炭統制會と稱す)の會長の承認を受け組合員に對し其の事業の經營の改善に關し必要な事項を命ずることあるべし

第十條 組合員は第一條第二項、第四條、第八條若は前條の規定に依る理事長の命令若は指示又は石炭統制會の統制規程第十條、第十一條若は第十三條乃至第十五條の規定に依る石炭統制會の會長の命令若は指示を受けたるときは之に従ふべし

第十一條 組合員は第三條若は第五條乃至第七條又は石炭統制會の統制規程第七條乃至第九條の規定に依り提出すべき書類に虚偽の記載を爲すことを得ず

第十二條 組合員は石炭統制會の統制規程第七條乃至第九條及第十二條の規定に従ふべし

第十三條 本組合は本規程に違反したる組合員に對し三千元以下の過怠金を課することあるべし

(備考) 北九州石炭統制組合統制規程及西九州石炭統制組合統制規程は本文と同一なるを以て略す

三 役員

理事長	原田 幾造
理事	松本 武雄
監事	大石 常一
評議員	蘆川 正信
	潮村 浪雄
	野島 士人
	岡 和
	堀本 吾市
相談役	小林 正
	篠崎 久治
	瀬戸 軍一
	大岩 徳治郎



### 北九州石炭統制組合

設立年月日—昭和十六年十二月二十六日  
所在地—福岡市橋口町四六  
電話—福岡西 五二五〇

#### 一定款

##### 第一章 總則

第一條 本組合は石炭統制會の統制指導の下に石炭鑛業の統制運営を圖り且石炭鑛業に關する國策の遂行に協力することを目的とす

第二條 本組合は重要産業團體令に依り設立し北九州石炭統制組合と稱す

第三條 本組合の地區は福岡縣とす

第四條 本組合は事務所を福岡市に置き必要に應じ出張所を設く

第五條 本組合は地區内に於て石炭鑛業を営む鑛業權者（二人以上の鑛業權者共同して石炭鑛業を営む場合に在りては鑛業法第七條の代表者）にして石炭統制會の會員に非ざる者を以て之を組織す

第六條 本組合は組合員に對し經費を賦課す

本組合は本組合の事業を行ふ爲特に必要あるときは福岡鑛山監督局長の認可を受け組合員の全部又は一部に對し前項の規定に依る賦課金の外特別の賦課金を課す

第七條 本組合の公告は福岡日日新聞を以て之を爲す

#### 第二章 事業

第八條 本組合は其の目的を達する爲組合員の營む石炭鑛業に關し左に掲ぐる事項に付必要なる事業を行ふ

- 一 石炭の生産計畫の設定及遂行に關する事項
- 二 石炭鑛業に關する資材、資金及勞務の確保及配分に關する事項
- 三 石炭鑛業の整備確立に關する事項
- 四 石炭鑛業に於ける技術の向上、能率の増進、經理の改善其の他事業經營の合理化に關する事項
- 五 組合員の事業に關する指導及検査に關する事項
- 六 石炭鑛業に關する調査及研究に關する事項
- 七 其の他本組合の目的を達するに必要なる事項

第九條 本組合は事業の執行に付福岡鑛山監督局長の認可を受け統制規程を定む

#### 第三章 役員

第十條 本組合に左の役員を置く

- 理事長 一人
- 理事 三人
- 監事 一人
- 評議員 十一人

第十一條 理事長は本組合を代表し組合事務を總理し組合員の營む石炭鑛業の統制指導に任ず

理事は理事長を輔佐し組合事務を分掌し豫め理事長の定むる順位に依り理事長事故あるときは其の職務を代理し理事長缺員のときは其の職務を行ふ

監事は本組合の財産の状況を監査す

評議員は理事長の諮問に對し答申し又は理事長に對し意見を具申す

第十二條 理事長は石炭鑛業に關し經驗ある者及學識ある者の中より石炭統制會の會長之を命じ商工大臣の認可を受くるものとす

理事は石炭鑛業に關し經驗ある者及學識ある者の中より理事長之を命じ商工大臣の認可を受くるものとす

石炭統制會（北九州石炭統制組合）

評議員は石炭鑛業に關し經驗ある者及學識ある者の中より理事長之を命ず

監事は評議員其の過半数の同意に依り之を選任す

第十三條 理事長及理事の任期は三年とし監事及評議員の任期は二年とす

理事長必要ありと認むるときは任期中と雖も理事を解任することを得

前項の解任は商工大臣の認可を受くるものとす

#### 第四章 總會

第十四條 總會は定時總會及臨時總會の二種とす

定時總會は毎年一回三月に、臨時總會は理事長必要ありと認むるとき之を開催す

總會は理事長之を招集す

第十五條 總會の議長は理事長之に當る理事長事故あるときは豫め理事長の定めたる順位に依り理事長の職務を代理する理事之に當る

第十六條 左に掲ぐる事項は總會に諮り理事長之を決す

- 一 定款の變更
- 二 收支豫算



三 第六條の規定に依る賦課金の賦課徴収方法

第十七條 理事長は毎年總會に本組合の事業の状況を報告し監事をして財産の状況を報告せしむ

第五章 事務 局

第十八條 本組合の事務を處理する爲本組合に事務局を置く

第十九條 理事長必要ありと認むるときは組合員の中より相談役三人以内を委嘱することを得

第二十條 前二條の外職員其の他事務局に關する事項に付ては別に之を定む

第六章 會計

第二十一條 本組合の會計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る

第二十二條 前條の外會計に關する事項に付ては別に之を定む

第七章 違 約 處 分

第二十三條 本組合は統制規程の定むる所に依り統制規程に違反したる組合員に對し過怠金を課す

二 統制規程

收支決算及利益金の處分方法を記載したる書類を理事長に提出すべし

第八條 災害其の他緊急の事態發生したる場合に於ては理事長は組合員に對し他の組合員に必要な協力を爲すべきことを命ずることあるべし

第九條 理事長石炭産業の統制運営上特に必要ありと認むるときは重要産業團體令に依り設立せられたる石炭統制會（以下石炭統制會と稱す）の會長の承認を受け組合員に對し其の事業の經營の改善に關し必要な事項を命ずることあるべし

第十條 組合員は第一條第二項、第四條、第八條若は前條の規定に依る理事長の命令若は指示又は石炭統制會の統制規程第十條、第十一條若は第十三條乃至第十五條の規定に依る石炭統制會の會長の命令若は指示を受けたるときは之に従ふべし

第十一條 組合員は第三條若は第五條乃至第七條又は石炭統制會の統制規程第七條乃至第九條の規定に依り提出すべき書類に虚偽の記載を爲すことを得ず

第十二條 組合員は石炭統制會の統制規程第七條乃至第九

石炭統制會（北九州石炭統制組合）

第一條 組合員は理事長の定むる所に依り其の事業計畫を定め理事長の承認を受くべし之を變更せんとするとき亦同じ

理事長必要ありと認むるときは福岡鑛山監督局長の承認を受け前項の事業計畫の變更を命ずることあるべし

第二條 組合員は前條第一項の規定に依り理事長の承認を受けたる事業計畫を實施すべし

第三條 組合員は理事長の定むる所に依り其の事業に要する物資の數量及金額を記載したる書類を理事長に提出すべし

第四條 理事長必要ありと認むるときは組合員に對し其の事業に要する物資の使用又は取得に關し數量、用途、取得先其の他必要な事項を指示することあるべし

第五條 組合員は理事長の定むる所に依り其の事業に要する技術者、勞務者及資金の取得計畫を記載したる書類を理事長に提出すべし

第六條 組合員は理事長の定むる所に依り石炭の豫定原價計算及原價計算を記載したる書類を理事長に提出すべし

第七條 組合員は理事長の定むる所に依り財産、收支決算、條及第十二條の規定に従ふべし

第十三條 本組合は本規程に違反したる組合員に對し三千元以下の過怠金を課することあるべし

三 役 員

理事長 武内禮藏

理事 八代好三 谷口源吉

理事 赤司有三 田邊重訓

評議員 金丸熊太郎 野見山佐一

菅原誠 梅根代吉

鈴木要藏 有吉滿

藤田弘毅 西本弘雄

田籠寅藏 橋上保

西田隆男 藤井伊藏

久恒貞雄 北代市治



### 西九州石炭統制組合

設立年月日—昭和十六年十二月二十六日  
所在地—福岡市下店屋町一七  
電話—福岡東二九七四・一一一〇

#### 一定款

#### 第一章 總則

第一條 本組合は石炭統制會の統制指導の下に石炭鑛業の統制運営を圖り且石炭鑛業に關する國策の遂行に協力することを目的とす

第二條 本組合は重要産業團體令に依り設立し西九州石炭統制組合と稱す

第三條 本組合の地區は福岡縣を除く九州各縣及び沖繩縣とす

第四條 本組合は事務所を福岡市に置き必要に應じ出張所を設く

第五條 本組合は地區内に於て石炭鑛業を營む鑛業權者（二人以上の鑛業權者共同して石炭鑛業を營む場合に在りては鑛業法第七條の代表者）にして石炭統制會の會員

に非ざる者を以て之を組織す

第六條 本組合は組合員に對し經費を賦課す

本組合は本組合の事業を行ふ爲特に必要あるときは福岡鑛山監督局長の認可を受け組合員の全部又は一部に對し前項の規定に依る賦課金の外特別の賦課金を課す

第七條 本組合の公告は福岡日日新聞を以て之を爲す

#### 第二章 事業

第八條 本組合は其の目的を達する爲組合員の營む石炭鑛業に關し左に掲ぐる事項に付必要なる事業を行ふ

- 一 石炭の生産計畫の設定及び遂行に關する事項
- 二 石炭鑛業に關する資材、資金及び勞務の確保及び配分に關する事項
- 三 石炭鑛業の整備確立に關する事項
- 四 石炭鑛業に於ける技術の向上、能率の増進、經理の改善其他事業經營の合理化に關する事項
- 五 組合員の事業に關する指導及び検査に關する事項
- 六 石炭鑛業に關する調査及び研究に關する事項
- 七 其他本組合の目的を達するに必要なる事項

第九條 本組合は事業の執行に付福岡鑛山監督局長の認可

を受け統制規程を定む

#### 第三章 役員

第十條 本組合は左の役員を置く

- 理事長 一人
- 理事 三人
- 監事 一人
- 評議員 九人

第十一條 理事長は本組合を代表し組合事務を總理し組合員の營む石炭鑛業の統制指導に任ず

理事は理事長を輔佐し組合事務を分掌し豫め理事長の定むる順位に依り理事長事故あるときは其の職務を代理し理事長缺員のときは其の職務を行ふ

監事は本組合の財産の状況を監査す  
評議員は理事長の諮問に對し答申し又は理事長に對し意見を具申す

第十二條 理事長は石炭鑛業に關し經驗ある者及學識ある者の中より石炭統制會の會長之を命じ商工大臣の認可を受くるものとす

理事は石炭鑛業に關し經驗ある者及學識ある者の中より

石炭統制會（西九州石炭統制組合）

理事長之を命じ商工大臣の認可を受くるものとす

評議員は石炭鑛業に關し經驗ある者及學識ある者の中より理事長之を命ず

監事は評議員其の過半数の同意に依り之を選任す

第十三條 理事長及理事の任期は三年とし監事及評議員の任期は二年とす

理事長必要ありと認むるときは任期中と雖も理事を解任することを得

前項の解任は商工大臣の認可を受くるものとす

#### 第四章 總會

第十四條 總會は定時總會及び臨時總會の二種とす

定時總會は毎年一回三月に、臨時總會は理事長必要ありと認むるとき之を開催す

總會は理事長之を招集す

第十五條 總會の議長は理事長之に當る理事長事故あるときは豫め理事長の定めたる順位に依り理事長の職務を代理する理事之に當る

第十六條 左に掲ぐる事項は總會に諮り理事長之を決す

- 一 一定款の変更



二 收支豫算

第六條の規定に依る賦課金の賦課徴收方法  
第十七條 理事長は毎年總會に本組合の事業の状況を報告し監事をして財産の状況を報告せしむ

第五章 事務局

第十八條 本組合の事務を處理する爲本組合に事務局を置く

第十九條 理事長必要ありと認むるときは組合員の中より相談役三人以内を委嘱することを得

第二十條 前二條の外職員其の他事務局に關する事項に付ては別に之を定む

第六章 會計

第二十一條 本組合の會計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る

第二十二條 前條の外會計に關する事項に付ては別に之を定む

第七章 違約處分

第二十三條 本組合は統制規程の定むる所に依り統制規程に違反したる組合員に對し過怠金を課す

二 統制規程

第一條 組合員は理事長の定むる所に依り其の事業計畫を定め理事長の承認を受くべし之を變更せんとするとき亦同じ

理事長必要ありと認むるときは福岡礦山監督局長の承認を受け前項の事業計畫の變更を命ずることあるべし

第二條 組合員は前條第一項の規定に依り理事長の承認を受けたる事業計畫を實施すべし

第三條 組合員は理事長の定むる所に依り其の事業に要する物資の數量及び金額を記載したる書類を理事長に提出すべし

第四條 理事長必要ありと認むるときは組合員に對し其の事業に要する物資の使用又は取得に關し數量、用途、取得先其の他必要なる事項を指示することあるべし

第五條 組合員は理事長の定むる所に依り其の事業に要する技術者、勞務者及び資金の取得計畫を記載したる書類を理事長に提出すべし

第六條 組合員は理事長の定むる所に依り石炭の豫定原價計算及び原價計算を記載したる書類を理事長に提出すべし

し

第七條 組合員は理事長の定むる所に依り財産、收支豫算、收支決算及利益金の處分方法を記載したる書類を理事長に提出すべし

第八條 災害其の他緊急の事態發生したる場合に於ては理事長は組合員に對し他の組合員に必要な協力を爲すべきことを命ずることあるべし

第九條 理事長石炭産業の統制運営上特に必要ありと認むるときは重要産業團體令に依り設立せられたる石炭統制會（以下石炭統制會と稱す）の會長の承認を受け組合員に對し其の事業の經營の改善に關し必要なる事項を命ずることあるべし

第十條 組合員は第一條第二項、第四條、第八條若は前條の規定に依る理事長の命令若は指示又は石炭統制會の統制規程第十條、第十一條若は第十三條乃至第十五條の規定に依る石炭統制會の會長の命令若は指示を受けたるときは之に従ふべし

第十一條 組合員は第三條若は第五條乃至第七條又は石炭統制會の統制規程第七條乃至第九條の規定に依り提出す

べき書類に虚偽の記載を爲すことを得ず

第十二條 組合員は石炭統制會の統制規程第七條乃至第九條及第十條の規定に従ふべし

第十三條 本組合は本規程に違反したる組合員に對し三千元以下の過怠金を課することあるべし

三 役員

理事長 中野敏雄  
理事 萩本至、黒木幸英

監事 徳川憲太郎  
評議員 堀次吉、有馬彌十郎、石川鐵彌、加藤利三郎、兒玉幸吉

田中清、中島森太郎、春山龍雄、万俣賀一、吉原梅吉

相談役 中島徳松、野上辰之助、山口殿八



### 日本石炭株式會社

設立年月日—昭和十五年六月一日  
所在地—東京都麹町區丸ノ内一丁目

電 話—丸ノ内代表三三七五—九番  
八番地六

#### 一定 款

昭和十五年四月二十二日認可  
同 十六年九月三十日變更

#### 第一章 總 則

第一條 本會社は石炭配給統制法に依り設立し日本石炭株式會社と稱す

第二條 本會社は石炭の需給の圓滑及價格の公正を圖る爲必要なる事業を營むを以て目的とす

第三條 本會社の資本は五千萬圓とし内二千五百萬圓は政府の出資とす

本會社は主務大臣の認可を受け其の資本を増加することを得

第四條 本會社は本店を東京市に、支店を小樽市、東京市、

名古屋市、大阪市、廣島市、宇部市、及福岡縣若松市に置く

第五條 本會社の公告は官報及本店所在地に於て所轄裁判所が商業登記事項を公告する新聞紙を以て之を爲す

#### 第二章 株 式

第六條 本會社の株式は百萬株とし一株の金額を五十圓とす

第七條 本會社の株式は記名式とし政府、公共團體、帝國臣民又は帝國法人にして社員、株主若は業務を執行する役員の半數以上、資本の半額以上若は議決權の過半數が外國人若は外國法人に屬せざるものに限り之を所有することを得

勅令の定むる法人にして特に主務大臣の許可を受けたるものは前項の規定に拘らず本會社の株主と爲ることを得

第八條 本會社の株主にして前條の資格を喪失したるときは遅滞なく其の旨を本會社に通知し且其の資格喪失の日より二月以内に其の株式を他に譲渡すことを要す

株主前項の規定に違反して其の株式を譲渡せざる時は本會社は二週間を下らざる一定の期間内に其の株式を譲

渡すべき旨及譲渡せざるときは其の株式を本會社に提出すべき旨の催告を爲すものとす

前項の規定に依り株券の提出ありたるときは本會社は其の株式を賣却す

株主第二項の期間内に其の株主を譲渡さず又は株券を提出せざるときは本會社は其の株券の無効を公告し新株券を發行し之に依りて其の株式を賣却す

前四項の規定に依る株式の譲渡に關する株券の名義書換は第十八條の名義書換停止期間中と雖も之を爲すことを得

第三項又は第四項の規定に依る株式の賣得金は賣却及公告に要したる費用を控除して之を従前の株主に交付す

第九條 本會社の株券は一株券、十株券、五十株券、百株券、千株券及一萬株券の六種とす

第十條 第一回の株金拂込は一株に付十二圓五十錢とす

第二回以後の株金拂込は事業の必要に應じ社長其の金額及期日を定め少くとも三十日前に各株主に之が通知を發するものとす

第十一條 株主株金拂込期日に株金の拂込を爲さざるとき

は其の拂込むべき金額に對し拂込期日の翌日より拂込の當日まで百圓に付一日二錢の割合を以て違約金を支拂ふものとす

第十二條 株主又は其の法定代理人は株式取得の時、質權者又は其の法定代理人は質權登録の時其の氏名、住所及印鑑を本會社に届出づべし其の變更ありたる時亦同じ

株主、株主名簿に記載せられたる質權者又は其の法定代理人にして帝國內に住所又は居所を有せざる者は帝國內に假住所を設け又は帝國內に住所若は居所を有する代理人を定め本會社に届出づべし其の變更ありたるとき亦同じ

第十三條 會社其の他公私の法人が本會社の株式を所有するときは其の代表者を定め本會社の株主名簿に之が記載を受くべし其の變更ありたる時亦同じ

第十四條 株式の譲渡に因り株券の名義書換を爲さんとするときは本會社所定の書式に依り當事者雙方の記名捺印せる名義書換請求書を作成し株券及本會社に於て必要と認むる證據書類を添へ之を本會社に提出すべし但し株券



の裏書に依る株式の譲渡の場合に在りては名義書換請求書は取得者のみの記名捺印を以て足るものとする  
改氏名、相續其の他の事由に因り株券の名義書換を爲さんとするときは前項に準じて本會社に其の請求を爲すべし

第十五條 株券の種類を變更せんとするときは株券引換請求書に株券を添へ之を本會社に提出すべし

株券を喪失したる爲新株券の交付を受けんとするときは本會社所定の書式に依り作成したる新株券交付請求書に除摺判決の正本又は謄本を添へ之を本會社に提出すべし  
株券を汚損又は毀損したる爲新株券の交付を受けんとするときは其の事由を詳記したる新株券交付請求書に株券を添へ之を本會社に提出すべし

第十六條 質權の登録又は其の抹消を爲さんとするときは本會社所定の書式に依り當事者雙方の記名捺印せる質權登録請求書又は質權登録抹消請求書を作成し株券及本會社に於て必要と認むる證據書類を添へ之を本會社に提出すべし但し相續其の他に之に準ずべき事由に因り質權の登録を爲さんとするときは質權登録請求書は取得者のみの

記名捺印を以て足るものとする

第十七條 株券の名義書換の手數料及質權の登録又は其の抹消の手數料は株券一通に付十錢とし株券の引換其の他新株券の交付の手數料は新株券一通に付五十錢とす

第十八條 本會社は二月一日及八月一日より定時株主總會終結の日迄株式の譲渡に因る株券の名義書換並に質權の登録及其の抹消を停止す

前項の外特に必要あるときは豫め公告の上株式の譲渡に因る株券の名義書換並に質權の登録及其の抹消を停止することあるべし

### 第三章 株主總會

第十九條 本會社の定時株主總會は毎年二月及八月に、臨時株主總會は必要ある毎に社長之を招集す

總會の日時、場所及會議の目的たる事項は社長之を定む  
第二十條 總會の議長は社長之に當る社長事故あるときは副社長之に當り社長副社長共に事故あるときは理事中の一人之に當る

第二十一條 株主は本會社の他の株主に委任して其の議決權を行ふことを得此の場合に於ては本會社に委任狀を差

出すべし

第二十二條 總會の議長は株主として其の議決權を行使することを妨げず

第二十三條 總會の決議は出席したる株主の議決權の過半数を以て之を爲す可同數なるときは議長の決する所に依る

第二十四條 定款の變更、利益金の處分、合併及解散の決議は主務大臣の認可を受くるに非ざれば其の効力を生ぜざるものとする

第二十五條 總會の議事の經過の要領及其の結果は議事録に記載し議長並に出席したる社長、副社長、理事及監事之に記名捺印すべし

### 第四章 役員

第二十六條 本會社に社長、副社長各一人、理事五人以上及監事二人以上を置く

社長必要ありと認むるときは理事中より専務理事一人を選任することを得

第二十七條 社長は本會社を代表し其の業務を總理す  
副社長は社長事故あるときは其の職務を代理し社長缺員

のときは其の職務を行ふ

副社長及理事は社長を補助し本會社の業務を分掌す  
監事は本會社の業務を監査す

第二十八條 社長、副社長及理事は株主總會に於て之を選任し主務大臣の認可を受くるものとし其の任期を四年とす

監事は株主總會に於て之を選任し其の任期を三年とす

第二十九條 社長若し副社長に缺員を生じたるとき又は理事中缺員を生じ補缺の必要あるときは株主總會に於て其の後任者を選任し主務大臣の認可を受くるものとする

監事中缺員を生じ補缺の必要あるときは株主總會に於て其の後任者を選任す

補缺に因り就任したる社長、副社長、理事又は監事の任期は前任者の残任期間とす

第三十條 社長、副社長及理事は他の職務又は商業に従事することを得ず但し主務大臣の認可を受けたるときは此の限に在らず

第三十一條 本會社に參與若干人を置くことを得  
參與は本會社の重要な業務に關し社長の諮問に應ずる



ものとす

第三十二條 社長必要ありと認むるときは本會社に顧問を置くことを得

第五章 營業

第三十三條 本會社は左の事業を営むものとす

- 一 石炭の買入及販賣
- 二 石炭の輸出、輸入、移出及移入
- 三 石炭鑛業に對する資金の融通及投資
- 四 前各號の事業に附帶する事業
- 五 其の他石炭の需給の圓滑及價格の公正を圖る爲必要なる事業

本會社前項第四號又は第五號に掲ぐる事業を営まんとするときは主務大臣の認可を受くるものとす

第六章 計 算

第三十四條 本會社の營業年度は四月一日より九月三十日迄及十月一日より翌年三月三十一日迄とす

第三十五條 本會社の利益金は當該營業年度の總益金より總損金を控除したる殘額とす

第三十六條 本會社の利益金は左の方法に依り之を處分するものとす

- 一 法定準備金
- 二 特別積立金
- 三 社員退職手當積立金
- 四 役員及社員賞與金
- 五 株主配當金又は後期繰越金

第三十七條 本會社は每營業年度に於ける配當し得べき利益金額が政府以外の者の所有する株式の拂込みたる株金額に對し年百分の四の割合に達する迄政府の所有する株式に對し利益の配當を爲すことを要せざるものとす

本會社の每營業年度に於ける配當し得べき利益金額が政府以外の者の所有する株式の拂込みたる株金額に對し年百分の四の割合を超過する場合に於て政府以外の者の所有する株式に對し年百分の四の割合を超え利益配當を爲さんとすときは其の超過する利益金額は利益配當が總株式に付拂込みたる株金額に對し均一の割合に達する迄政府以外の者の所有する株式の拂込みたる株金額及政府の所有する株式の拂込みたる株金額に對し一と三との割合

合を以て之を配當するものとす

第三十八條 株主配當金は二月一日及八月一日現在の株主名簿に記載せられたる株主又は質權者に之を支拂ふものとす

配當金の支拂の期日及場所は社長之を定め前項の株主又は質權者に通知するものとす

第三十九條 株主配當金は其の支拂開始の日より起算し五年以内に支拂の請求なきときは之を本會社の所得とす

附 則

第四十條 本會社の負擔に歸すべき設立費用は五萬圓を限度とす

前項の金額中政府の立替に係るものは政府に之を返納するものとす

附 則（昭和十五年十二月二十日）

第十八條第一項、第十九條第一項及第三十八條第一項の變更規定は昭和十六年三月一日より之を施行す

二 役員

社長

松本健次郎

石炭統制會（日本石炭株式會社）

副社長	佐藤棟造
理事	松本健兒
總務部長	大東健夫
經理部長	瀬尾健二
金融部長	新居幸一
配給部長	國崎眞推
業務部長	多賀侍郎
東京支店長	川勝庸吉
大阪支店長	石橋謙之
若松支店長	森本靖男
監事	吉家敬造



# 鑛山統制會

---

所在地	東京都麹町區丸ノ内二丁目一四番地
電話	丸ノ内(23)二六一一五番 六九四七番 六九四八番(勞務、鑛石部) 二九一五番 築地(55)三一四五八番(配給部)
設立命令	昭和一六・一一・二〇
創立	昭和一六・一二・一八
會員數	三五社 統制組合：五

---



鑛山統制會 目 次

一 定 款	三二	(四) 勞務専門委員會規程	三六
二 統 制 規 程	三三	(五) 鑛石専門委員會規程	三六
三 役 員 氏 名	三三	(六) 販賣専門委員會規程	三六
四 會 員 名 簿	三六	九 統制會設立關係資料	三九
五 事務局分掌規程	三六	附 錄	
六 支部及出張所	三六	東京地方鑛山統制組合定款・統制規程・役員	三三
七 主要役職員氏名	三六	仙臺地方鑛山統制組合定款・統制規程・役員	三六
八 常設専門委員會	三六	北海道鑛山統制組合定款・統制規程・役員	三五
(一) 専門委員會規程	三六	大阪地方鑛山統制組合定款・統制規程・役員	三五
(二) 技術専門委員會規程	三六	福岡地方鑛山統制組合定款・統制規程・役員	三六
(三) 經理専門委員會規程	三六	日本金屬配給株式會社諸規程	三五

一 定 款

昭和十六年十二月十八日商工大臣認可  
 昭和十六年十二月十九日商工省告示第千二百八十六號  
 昭和十六年十二月十九日施行

第一章 總 則

第一條 本會は本邦に於ける鑛產物(石炭、亞炭、石油及土瀝青を除く以下同じ)の生産及販賣に關する事業(鑛鑛、ニッケル鑛、アルミニウム及マグネシウムの製鍊及販賣に關する事業並に鑛鑛の販賣に關する事業を除く)の綜合的統制運営を圖り且當該産業に關する國策の立案及遂行に協力することを目的とす

第二條 本會は重要産業團體令に依り設立し鑛山統制會と稱す

第三條 本會は事務所を東京市に置き必要に應じ支部又は出張所を設く

第四條 本會は第一條の事業を営む者及其の組織する團體にして商工大臣の指定したるものを以て組織す

第五條 本會は會員に對し經費を賦課す

本會は本會の事業を行ふ爲めに必要あるときは商工大臣

の認可を受け會員の全部又は一部に對し前項の規定に依る賦課金の外特別の賦課金を課す

第六條 本會の公告は官報を以て之を爲す

第二章 事 業

第七條 本會は第一條の目的を達成する爲左の事項に付必要なる事業を行ふ

- 一 鑛業資源開發計畫の設定及遂行に關する事項
- 二 鑛產物の生産及配給計畫の設定及遂行に關する事項
- 三 第一條の事業に要する資材の確保及配分計畫の設定及遂行に關する事項
- 四 第一條の事業に要する勞務及資金の確保に關する事項
- 五 鑛產物に關する輸送力の確保及荷役の合理化に關する事項
- 六 鑛產物の價格に關する事項



七 第一條の事業の整備確立に關する事項

八 第一條の事業に於ける技術の向上、能率の増進及經理の改善に關する事項

九 會員及會員たる團體を組織する者の第一條の事業に關する統制指導及検査に關する事項

一〇 鐵産物に關する調査及研究に關する事項

一一 前各號に掲ぐるものの外本會の目的を達するに必要なる事項

第八條 本會は事業の執行に付商工大臣の認可を受け統制規程を定む

第三章 役員

第九條 本會に左の役員を置く

會長 一人

理事長 一人

理事 若干人

監事 若干人

評議員 若干人

第十條 會長は本會を代表し第一條の事業の統制指導其他の會務を總理す

理事長は會長を輔佐し會務を掌理し會長事故あるときは其の職務を代理し會長缺員のときは其の職務を行ふ

理事は會長及理事長を輔佐し會務を分掌し豫め會長の定むる順位に依り會長及理事長共に事故あるときは會長の職務を代理し會長及理事長共に缺員のときは會長の職務を行ふ

監事は本會の財産の状況を監査す

評議員は會長の諮問に對し答申し又は會長に對し意見を具申す

第十一條 會長は商工大臣の命じたる銓衡委員の推薦したる者の中より商工大臣之を命ず

理事長及理事は第一條の事業に關し經驗ある者及學識ある者の中より會長之を命じ商工大臣の認可を受くるものとす

評議員は第一條の事業に關し經驗ある者及學識ある者の中より會長之を命ず

監事は評議員其の過半数の同意に依り之を選任す

第十二條 役員は任期は左の通りとす

會長 三年

一 定款の變更

二 收支豫算

三 第五條の規定に依る賦課金の賦課徴收方法

第十七條 會長は毎年總會に本會の事業の状況を報告し監事をして財産の状況を報告せしむ

第十八條 本會に事務局を置く

第十九條 理事長は會長の指揮監督を受け事務局を統理す

第二十條 前二條の外職員其他の事務局に關する事項に付ては會長之を定む

第六章 會計

第二十一條 本會の會計年度は毎年四月一日に始り翌年三月末日に終る

第二十二條 前條の外會計に關する事項に付ては會長之を定む

第七章 過 意 金

第二十三條 本會は統制規程に違反したる會員に對し統制規程の定むる處に依り一萬圓以下の過意金を課す

(備考) 第一條の「本邦に於ける」を「大東亞に於ける」

第十六條 左に掲ぐる事項は總會に諮り會長之を決す

總會は會長之を招集す

第十五條 總會の議長は會長之に當る會長事故あるときは理事長之に當り會長及理事長共に事故あるときは豫め會長の定むる順位に依り會長の職務を代理する理事之に當る

第十四條 總會は定時總會及臨時總會の二種とす定時總會は毎年一回三月に、臨時總會は會長必要ありと認むるとき之を開催す

總會は會長之を招集す

第十五條 總會の議長は會長之に當る會長事故あるときは理事長之に當り會長及理事長共に事故あるときは豫め會長の定むる順位に依り會長の職務を代理する理事之に當る

第十六條 左に掲ぐる事項は總會に諮り會長之を決す

總會は會長之を招集す

第十五條 總會の議長は會長之に當る會長事故あるときは理事長之に當り會長及理事長共に事故あるときは豫め會長の定むる順位に依り會長の職務を代理する理事之に當る

第十四條 總會は定時總會及臨時總會の二種とす定時總會は毎年一回三月に、臨時總會は會長必要ありと認むるとき之を開催す

總會は會長之を招集す

第十五條 總會の議長は會長之に當る會長事故あるときは理事長之に當り會長及理事長共に事故あるときは豫め會長の定むる順位に依り會長の職務を代理する理事之に當る

第十六條 左に掲ぐる事項は總會に諮り會長之を決す

總會は會長之を招集す

第十五條 總會の議長は會長之に當る會長事故あるときは理事長之に當り會長及理事長共に事故あるときは豫め會長の定むる順位に依り會長の職務を代理する理事之に當る

第十六條 左に掲ぐる事項は總會に諮り會長之を決す



に改正すべく目下申請中である

## 二 統制規程

昭和十七年五月十二日商工大臣認可  
昭和十七年五月十五日商工省告示第五五九號  
昭和十七年五月十五日施行

第一條 會員は會長の定むる所に依り其の事業計畫(統制組合たる會員に在りては組合員の事業計畫)を定め會長に提出すべし之を變更せんとするとき亦同じ

會長必要ありと認むるときは商工大臣の承認を受け前項の事業計畫の變更を命ずることあるべし

第二條 會員は會長の定むる所に依り其の事業(統制組合たる會員に在りては組合員の事業)に要する物資の數量及金額其の他必要なる事項を記載したる書類を會長に提出すべし之を變更せんとするとき亦同じ

第三條 會長必要ありと認むるときは會員に對し其の事業(統制組合たる會員に在りては組合員の事業)に要する物資の使用、取得又は保有に關し數量、用途其の他必要なる事項を指示することあるべし

第四條 會員又は會員たる統制組合の組合員(以下組合員

と稱す)は會長の定むる所に依り鑛產物の送付計畫及受入計畫を定め會長に提出すべし之を變更せんとするとき亦同じ

會長必要ありと認むるときは會員又は組合員に對し商工大臣の承認を受け鑛產物の送付數量、受入數量、送付先、取得先其の他必要なる事項を指示することあるべし

第五條 會員又は組合員は會長の定むる所に依り鑛產物の輸送計畫を定め會長に提出すべし之を變更せんとするとき亦同じ

會長必要ありと認むるときは會員又は組合員に對し鑛產物の輸送に關し必要なる事項を指示することあるべし

第六條 會員は會長の定むる所に依り其の事業(統制組合たる會員に在りては組合員の事業)に要する技術者及勞務者其の他の從業者の雇傭豫定人員を記載したる勞務計

畫書を會長に提出すべし之を變更せんとするとき亦同じ

第七條 會長必要ありと認むるときは會員又は組合員に對し技術者及勞務者其の他の從業者の作業能率の増進又は其の移動に關し必要なる事項を指示することあるべし

第八條 會長必要ありと認むるときは會員又は組合員に對し技術の研究、改善、公開又は交流に關し必要なる事項を指示することあるべし

第九條 會員は會長の定むる所に依り所要資金の調達方法を記載したる資金計畫書(統制組合たる會員に在りては組合員の資金計畫書)を會長に提出すべし之を變更せんとするとき亦同じ

第十條 會員又は組合員は會長の定むる所に依り豫定原價計算及原價計算を記載したる書類を會長に提出すべし

第十一條 會員又は組合員は會長の定むる所に依り當該事業年度の財産目録、貸借對照表、營業報告書、損益計算書及利益の處分に關する書類を會長に提出すべし

第十二條 會長必要ありと認むるときは會員又は組合員に對し其の事業の經理の改善に關し必要なる事項を指示することあるべし

第十三條 會長は會員又は組合員に對し商工大臣の承認を受け鑛產物の買受、賣渡、保有又は委託加工若は受託加工に付其の數量、價格、受渡先其の他に關し必要なる事項を指示することあるべし

第十四條 會長必要ありと認むるときは會員又は組合員に對し其の事業設備の新設、増設、變更、休止、廢止又は讓渡若は讓受到關し商工大臣の承認を受け必要なる事項を指示することあるべし

第十五條 會員又は組合員は其の事業の開始、休止、廢止、讓渡、委託、共同經營又は合併を爲さんとするとき會長の定むる所に依り其の旨を記載したる書類を會長に提出すべし

第十六條 會長必要ありと認むるときは會員又は組合員に對し其の事業の開始、休止、廢止、讓渡若は讓受、委託若は受託、共同經營又は合併に關し商工大臣の承認を受け必要なる事項を指示することあるべし

第十七條 會員又は組合員は其の鑛業權若は砂鑛權の讓渡若は讓受又は隣接鑛區との間の鑛區の増減の契約を爲さんとするとき會長の定むる所に依り其の旨を記載した







鑛山統制會(會員名簿)

評議員 久留島 秀三郎  
原 安三郎

(昭和鑛業株式會社副社長)  
(中外鑛業株式會社社長)

四會員名簿

日本鑛業株式會社	社 長	島田 利吉	東京都芝區田村町一丁目二番地
三菱鑛業株式會社	取締役社長	小村 千太郎	同 麹町區丸ノ内二丁目四番地
三井鑛山株式會社	會 長	川島 三郎	同 日本橋區室町二丁目一番地ノ一
住友鑛業株式會社	社 長	三村 起一	大阪市東區北濱五丁目二十二番地
株式會社 藤田組	專務取締役	白根 竹介	同 北區堂島北町二十番地
古河鑛業株式會社	副社長	吉村 萬治郎	東京都麹町區丸ノ内二丁目八番地
昭和鑛業株式會社	社 長	菅 禮之助	同 京橋區築地五丁目二番地ノ三
株式會社住友本社	總理事	古田 俊之助	大阪市東區北濱五丁目二十二番地
鋼生産業株式會社	社 長	小野 義夫	東京都京橋區一丁目二番地
松尾鑛業株式會社	社 長	中村 房次郎	橫濱市中區本町四丁目三十九番地
日鐵鑛業株式會社	專務取締役	小川 彌太郎	東京都麹町區丸ノ内二丁目二十番地
大日本鑛業株式會社	常務取締役	荻 澤 進	同 麹町區丸ノ内一丁目二番地ノ二
日本ニツケル株式會社	社 長	芝 辻 正晴	同 日本橋區吳服橋三丁目七番地
大江山ニツケル工業株式會社	社 長	森 正晴	同 京橋區寶町一丁目七番地

東洋山業株式會社	社 長	小野 義夫	東京都京橋區京橋一丁目二番地
北海道硫磺株式會社	會 長	淡 輪 雅信	同 芝區新橋二ノ二ノ一(三鐵館内)
土肥金山株式會社	專務取締役	進 藤 淳之佑	大阪市東區北濱五丁目二十二番地
中外鑛業株式會社	社 長	原 安三郎	東京都麹町區丸ノ内二丁目二番地
田中鑛業株式會社	取 締 役	田 中 次郎	同 日本橋區兜町二丁目十八番地
靜狩鑛業株式會社	會 長	古田 俊之助	大阪市東區北濱五丁目二十二番地
石原産業海運株式會社	社 長	石原 新三郎	同 西區江戸堀上通一丁目十一番地ノ一
日本曹達株式會社	社 長	大和 田 弟二	東京都麹町區大手町二丁目八番地ノ七
野村鑛業株式會社	社 長	山 内 貢	同 日本橋區通一丁目一番地
八 田 勇 馬	社 長	藤山 愛一郎	北海道日高國沙流郡平取村幌去村
大日本製糖株式會社	社 長	棚橋 寅五郎	臺北市北門町八番地
日本製鑛業株式會社	取締役社長	船越 作一郎	東京都本鄉區駒込東片町百五十七番地
(舊本後藤鑛業株式會社)	代表取締役	佐野 隆一	大阪市東區伏見町四丁目七番地
株式會社 鐵興社	社 長	栗村 敏家	東京都京橋區京橋三丁目四番地ノ八
株式會社 栗村鑛業所	社 長	今井 喜代志	大阪市東區川區中津南通四丁目四十四番地
日本産金振興株式會社	社 長	菅 禮之助	同 京橋區木挽町八丁目十九番地
帝國鑛業開發株式會社	社 長	菅 禮之助	同 京橋區木挽町八丁目十九番地
帝國滿他株式會社	社 長	鈴木 一 郎	同 京橋區木挽町八丁目十九番地
日本貴金屬統制株式會社	專務取締役	鈴木 一 郎	同 本鄉區本郷一丁目九番地

鑛山統制會(會員名簿)



鐵山統制會(事務局分掌規程)

二四〇

金屬回收統制株式會社	社長	大久保 慎次	東京都京橋區築地三丁目十番地
鐵鋼原料統制株式會社	社長	永野 重雄	同 麹町區丸ノ内一丁目十六番地
日本金屬配給株式會社	社長 男爵	伊藤 文吉	同 日本橋區茅場町二丁目八番地
東京地方鐵山統制組合	理事長	小島 庸一	同 芝區今入町八番地(城南ビル)
仙臺地方鐵山統制組合	理事長	鍋島 朝俊	仙臺市柳町通り(仙臺鐵山監督局内)
大阪地方鐵山統制組合	理事長	飯田 彌五郎	大阪府北區梅田町四十七番地ノ一
福岡地方鐵山統制組合	理事長	宮本 久米太	福岡市土手町二十番地
北海道鐵山統制組合	理事長	土屋 裕	札幌市南一條西十九丁目

五 事務局分掌規程

- 第一條 事務局本部に秘書役、會長室、總務部、生産部、企畫部、勤務部、資材部、配給部及鐵石部を置く
- 第二條 秘書役は會長秘書に關する事務を掌る
- 第三條 會長室に於ては機密、人事及會計並に公印の保管に關する事務を掌る
- 第四條 總務部に文書第一課、文書第二課及庶務課を置く
- 第五條 文書第一課に於ては官廳職權の委任事務に關する總括的處理並に他部課の主宰に屬せざる官廳關係一般に關する事務を掌る
- 第六條 文書第二課に於ては文書の發受及保管、諸規程の制定、會議其他文書第一課に屬せざる文書に關する事務を掌る
- 第七條 庶務課に於ては左の事務を掌る
  - 一 支部、出張所及地方鐵山統制組合に關する事項
  - 二 事務局運営に關する事項の考究及調査に關する事項
  - 三 會報の編纂及報道に關する事項

- 四 物品購入、事務所及財産の管理並に營繕其他他部課の所管に屬せざる事項
- 第八條 生産部に非鐵金屬課、鐵鋼課、技術課及業務課を置く
- 第九條 非鐵金屬課に於ては非鐵金屬(鐵鋼課所管のものを除く)及非金屬鑛產物の生産計畫の設定及遂行に關する事務を掌る
- 第十條 鐵鋼課に於ては鐵鑛、砂鐵鑛及特殊鋼原料鑛石の生産計畫の設定及遂行に關する事務を掌る
- 第十一條 技術課に於ては技術の向上指導及公開、能率の増進、規格の統一、試験研究の連絡調整並に資源調査に關する事務を掌る
- 第十二條 業務課に於ては左の事務を掌る
  - 一 鑛產物に關する一般生産計畫の立案並に各種生産計畫の遂行に關する連絡調整に關する事項
  - 二 生産部一般調査、文書及管理其他部内他課の所管に屬せざる事項
- 第十三條 企畫部に企畫課、原價計算課、監理課及海外課を置く
- 第十四條 企畫課に於ては左の事務を掌る
  - 一 鑛業政策に關する事項、生産擴充に關する計畫の総合立案並に生産力擴充計畫及物資動員計畫への參畫に關する事項
  - 二 企業の整備確立及經營の合理化に關する事項
  - 三 資料、統計及一般調査並に各部調査の連絡調整其他部内他課の所管に屬せざる事項
- 第十五條 原價計算課に於ては左の事務を掌る
  - 一 鑛產物の原價調査及價格に關する事項
  - 二 鑛產物の原價計算及價格に關する一般調査並に原價計算の普及に關する事項
- 第十六條 監理課に於ては左の事務を掌る
  - 一 企業の監査に關する事項
  - 二 資金計畫の立案並に資金の確保及調整に關する事項
- 第十七條 海外課に於ては左の事務を掌る
  - 一 海外との連絡に關する事項
  - 二 海外の調査其他海外に關する一般事項
- 第十八條 勤務部に勤務第一課及勤務第二課を置く
- 第十九條 勤務第一課に於ては左の事務を掌る

二四一



- 一 國民動員計畫への參畫、勤勞者の確保及配分に関する事項
- 二 勤勞行政に関する官廳職權の委任事務に関する事項
- 第二十條 勤勞第二課に於ては左の事務を掌る
  - 一 勤勞者の厚生及指導に関する事項
  - 二 勤勞に関する一般調査事項
- 第二十一條 資材部に資材第一課、資材第二課、資材第三課及資材調整課を置く
- 第二十二條 資材第一課に於ては左の事務を掌る
  - 一 金屬材料の確保及配給に関する事項
  - 二 金屬製品の確保及配給に関する事項
  - 三 機械、器具等の確保及配給に関する事項
- 第二十三條 資材第二課に於ては左の事務を掌る
  - 一 化學製品、油類等の確保及配給に関する事項
  - 二 木材、石炭、纖維類其他雜資材の確保及配給に関する事項
- 第二十四條 資材第三課に於ては左の事務を掌る
  - 一 食糧品の確保及配給に関する事項
  - 二 前項以外の生活用資材の確保及配給に関する事項
- 第二十五條 資材調整課に於ては左の事務を掌る
  - 一 資材の總括的需給調査及統計に関する事項
  - 二 資材の配給査定等の協議連絡に関する事項
  - 三 資材部文書及管理其他部内他課の所管に屬せざる事項
- 第二十六條 配給部に配給第一課及配給第二課を置く
- 第二十七條 配給第一課に於ては左の事務を掌る
  - 一 物資動員計畫への參畫、配給計畫の立案、配給統制機關の指導及監督並に配給價格の調整に関する事項
  - 二 鑛產物配給上必要なる調査及統計に関する事項
- 第二十八條 配給第二課に於ては左の事務を掌る
  - 一 銅、亞鉛(亞鉛末を含む)及水銀の配給査定に関する事項
  - 二 鉛、錫、アンチモン及カドミウムの配給査定に関する事項
  - 三 白金、銀、硫酸銅、精製硫黃其他鑛產物(鑛石部所管のものを除く)の配給査定に関する事項
- 第二十九條 鑛石部に鑛石第一課、鑛石第二課、輸送第一課及輸送第二課を置く

- 第三十條 鑛石第一課に於ては左の事務を掌る
  - 一 金、銀、銅、鉛、亞鉛、錫鑛石の需給調整及價格に関する事項
  - 二 硫化鐵鑛の需給調整及價格に関する事項
- 第三十一條 鑛石第二課に於ては左の事務を掌る
  - 一 非金屬鑛石類の需給調整及價格に関する事項
  - 二 鐵鋼原料鑛石其他前條以外の金屬鑛石類の需給調整及價格に関する事項
- 第三十二條 輸送第一課に於ては左の事務を掌る
  - 一 陸上輸送計畫の立案及實施並に輸送力の確保に関する事項
  - 二 鐵道運賃の調整に関する事項
- 第三十三條 輸送第二課に於ては左の事務を掌る
- 第三十四條 東京都、仙臺市、大阪市、福岡市及札幌市に事務局支部を置く
- 第三十五條 支部に於ては左の事務を掌る
  - 一 生産に関する事項
  - 二 資材に関する事項
  - 三 前各號に掲ぐるもの、外本部の命ずる事項
- 第三十六條 支部に於ては課又は係を置き本部に準じ事務を分掌せしむ

### 六 支部及出張所

- 東京支部 支部長 水野賢怡  
東京都芝區今入町八(城南ビル内)(電話・銀座七五〇〇・二四八六)
- 鐵山統制會(支部及出張所)
- 仙臺支部 支部長 村山沼一郎  
仙臺市柳町通り(仙臺鐵山監督局内)(電話・仙臺三四五・四三八〇・四三五二)



鐵山統制會(主要役員氏名)

二四四

大阪支部 支部長 小島善訓  
 大阪市北區梅田町四七ノ一(阪神西館内)(電話・北五六七三)  
 福岡支部 支部長 宮本久米太  
 福岡市土手町二〇(電話・西三〇六七)  
 札幌支部 支部長 土屋裕  
 札幌市南一條西一九(電話・一〇三九・一一)  
 朝鮮出張所 出張所長 田吉郷  
 京城府光門通一三九(東亞日報ビル内)(電話・光化門二七八七)

七 主要役員氏名

會長 伊藤文吉 明治四十一年東大法科・日本鑛業社長  
 理事 津田秀榮 大正七年東大法科・日本金屬鑛業聯合會常務理事  
 會務部長 關正猷 昭和二年東大法科・三成鑛業勞務課長  
 會務部 津田秀榮 (兼任)  
 文書第一課 中澤久範 大正十四年東大法科・興亞院書記官  
 文書第二課 關正猷 (兼任)  
 庶務課 關正猷 (兼任)  
 生產部 吹原彌生 大正三年東大探鑛科・三菱鑛業高玉鑛山鑛務課長  
 非鐵金屬課 土屋裕 大正三年大阪高工・靜狩金山常務兼鑛業所長  
 鐵鑛課 熊谷忠三郎 昭和四年東大探鑛冶金科・日本鑛業高玉鑛山鑛務課長  
 小島英勝 大正七年秋田鑛專冶金科・商工省鑛產局

技術課 小阪玄伍  
 業務課 相内勇  
 企畫部 齋藤平吉

次長 中澤榮一

企畫課 中澤榮一

原價計算課 小林禎一郎  
 監理課 具島又喜  
 海外課 中澤榮一

勤勞第一課 津田秀榮  
 勤勞第二課 安岡虎喜  
 資材部 安岡虎喜

資材第一課 角富太郎  
 資材第二課 水野賢治  
 資材第三課 丹羽三彦  
 資材調整課 小笠原勇

鐵山統制會(主要役員氏名)

二四五

大正十四年京大工科・日本鑛業北陸鑛山事務所長心得  
 昭和五年東大法科・三菱鑛業企業第一課長  
 大正六年京大理科・日本鑛業雲山鑛山事務所長兼大楡洞鑛山事務所長  
 大正五年旅順工科學堂鑛冶金科・三井鑛山鑛務第一部次長兼探鑛課長  
 (兼任)  
 昭和八年東大經濟學部・日本金屬鑛業聯合會企畫課長  
 大正十五年東京商大・朝鮮鑛業振興庶務課長  
 (兼任)  
 大正十二年早大商學部・古河鑛業西部鑛業所勞務課長  
 (兼任)  
 大正六年東大・古河鑛業調度課長  
 大正四年山口高商・日本鑛業需品部購買課長  
 大正七年早大電氣工學科・古河合名調度課長代理  
 (兼任)  
 大正十一年東大法科・三井鑛山神岡鑛業所經理課倉庫係長  
 大正十三年山口高商・明治鑛業戶畑事務所勞務課



配給部	次部	長	山田久次郎	大正四年慶大・日本金屬配給常務
配給第一課	課	長	淺野良二	大正八年東大法科・日本鉛亞鉛アンチモン統制組合受渡課長
配給第二課	課	長	淺野良二	(兼任)
石部	部	長	葉山健二郎	(兼任)
鑛石第一課	課	長	三間安市	大正七年慶大理財科・日本鑛業營業部運輸課長
鑛石第二課	課	長	松浦一夫	大正三年東京商大・日本鑛業鎮南浦製鍊所經理部會計課長
輸送第一課	課	長	高野重郎	大正十二年關大法科・藤田組商務課鑛石係長
輸送第二課	課	長	榎本貞一	明治三十八年電信修技養成所・名古屋鐵道局監督部小運送課長
東京支部	部	長	村山沼一郎	明治四十年大倉商業・日本鑛業營業部
仙臺支部	部	長	新田純興	明治四十年東京高師數學物理化學部・松尾鑛業調度部長
大阪支部	部	長	小島善訓	大正十一年東大工・三菱重工鑛山課長
福岡支部	部	長	兒玉良道	大正二年山口高商・住友本社大阪地方金屬鑛業會總務部長
札幌支部	部	長	宮本久米太	日本鑛業
				明治四十三年東大冶金科・ラサ工業官古製鍊所長

### 八 常設專門委員會

#### 一 專門委員會規程

- 第一條 本會に專門委員會を設くることを得
- 第二條 專門委員會は本會の諮問に係る專門事項を審議す
- 第三條 專門委員會は本會の委嘱せる者を以て構成す
- 第四條 專門委員會に委員長一名及副委員長一名を置く  
委員長は專門委員會の議長となる  
委員長及副委員長は委員の互選に依る
- 第五條 專門委員會に幹事若干名を置くことを得  
幹事は委員長の命を承け專門委員會の事務を處理す
- 第六條 專門委員會は必要に應じ委員長之を招集す
- 第七條 委員事故あるときは其代理者を出席せしめることを得
- 第八條 必要に應じ小委員會を設くることを得

#### 二 技術專門委員會規程

- 第一條 本委員會は技術專門委員會と稱す
- 第二條 本委員會は本會の諮問に係る左記事項を審議す  
(イ) 鑛山統制會定款第一條に示されある鑛産物の生産計畫の設定及遂行に關し技術上考慮すべき事項

鐵山統制會(常設專門委員會)

#### (ロ) 技術の向上、指導及公開、能率の増進、規格の統一並に試験研究の連絡調整に關する事項

- (ハ) 資源調査に關する事項
- (ニ) 其他
- 第三條 本委員會は本會の委嘱せる者を以て構成す
- 第四條 本委員會に委員長一名を置く  
委員長は本委員會の議長となる  
委員長は委員の互選に依る
- 第五條 本委員會に幹事若干名を置く  
幹事は委員長の命を承け本委員會の事務を處理す
- 第六條 本委員會は必要に應じ委員長之を招集す
- 第七條 委員事故あるときは其の代理者を委員會に出席せしむることを得
- 第八條 本委員會は必要に應じ小委員會を設くることを得

#### 附 則

- 本規程は昭和十七年三月より之を實施す
- 三 經理專門委員會規程
- 第一條 本委員會は經理專門委員會と稱す
- 第二條 本委員會は鑛山統制會の諮問に依り鑛業の經理に



關する事項を審議す

第三條 本委員會は本會の委嘱せる者を以て構成す

第四條 本委員會に委員長一名を置く

委員長は委員の互選に依り之を定む

委員長は本委員會の議長となる

第五條 本委員會に幹事若干名を置く

幹事は委員長の命を承け本委員會の事務を處理す

第六條 本委員會は鐵山統制會企畫部長の要請に依り委員

長之を招集す

第七條 委員事故あるときは其の代理者を委員會に出席せ

しむることを得

第八條 本委員會は必要に應じ小委員會を設くることを得

附 則

本規程は昭和十七年七月より之を實施す

四 勞務專門委員會規程

第一條 本會は勞務專門委員會と稱す

第二條 本會は鐵山統制會の諮問に係る勤勞に關する事項

を審議す

第三條 本會は鐵山統制會の委嘱せる者を以て構成す

第四條 本會に委員長及副委員長各一名を置く

委員長は本會の議長となる

委員長事故あるときは副委員長之を代理す

委員長及副委員長は委員の互選に依る

第五條 本會に幹事若干名を置く

幹事は委員長の命を承け本會の事務を處理す

第六條 本會は必要に應じ委員長之を招集す

第七條 委員事故あるときは其の代理者を出席せしむるこ

とを得

附 則

本規程は昭和十七年七月より之を實施す

五 鐵石專門委員會規程

第一條 本委員會は鐵石專門委員會と稱す

第二條 本委員會は鐵山統制會鐵石部の諮問に係る鐵石及

び其の輸送に關する事項を審議す

第三條 本委員會は本會の委嘱せる者を以て構成す

第四條 本委員會に委員長一名を置く

委員長は本委員會の議長となる

委員長は委員の互選に依る

第五條 本委員會に幹事若干名を置くことを得

幹事は委員長の命を承け本委員會の事務を處理す

第六條 本委員會は鐵山統制會鐵石部長の要請に依り委員

長之を招集す

第七條 委員事故あるときは其の代理者を委員會に出席せ

しむることを得

附 則

本規程は昭和十七年三月より之を實施す

六 販賣專門委員會規程

第一條 本委員會は販賣專門委員會と稱す

第二條 本委員會は本會の諮問に應じ會員の鐵產物(鐵石

部所管のものを除く)販賣事業の統制運営に關し必要な

事項を調査審議す

第三條 本委員會は本會の委嘱せる者を以て構成す

第四條 本委員會に委員長一名を置く

委員長は委員の互選に依り之を定む

委員長は本委員會の議長となる

第五條 本委員會に幹事若干名を置く

幹事は本會配給部職員中より之を任命す

幹事は委員長の命を承け本委員會の事務を處理す

第六條 本委員會は本會配給部長の要請に依り委員長之を

招集す

第七條 委員事故あるときは其の代理者を委員會に出席せ

しむることを得

附 則

本規程は昭和十八年五月より之を實施す

七 資材專門委員會

委員會規程なし

### 九 統制會設立關係資料

(一) 會員資格者指定(昭和十六年十一月二十日・商  
工省告示第七十九號)

鐵山統制會(統制會設立關係資料)

主要産業團體令第七條ノ規定ニ依リ鐵產物(石炭、亞炭、  
石油及土瀝青ヲ除ク)ノ生産及販賣ニ關スル事業(鐵礦、



鐵山統制會(統制會設立關係資料)

ニツケル鐵、アルミニウム及マグネシウムノ製鍊及販賣ニ關スル事業並ニ鑄鐵ノ販賣ニ關スル事業ヲ除クノ統制會ノ會員タル資格ヲ有スル者左ノ通指定ス

(會員資格者名略)

(一) 設立命令(昭和十六年十一月二十日・商工省告示第千八十號)

重要産業團體令第八條第一項及重要産業團體令施行規則第一條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通定ム

昭和十六年十一月商工省告示第千七十九號ヲ以テ指定シタル者ハ鐵產物(石炭、亞炭、石油及土瀝青ヲ除ク)ノ生産及販賣ニ關スル事業(鐵鑄、ニツケル鐵、アルミニウム及マグネシウムノ製鍊及販賣ニ關スル事業並ニ鑄鐵ノ販賣ニ關スル事業ヲ除ク)ノ統制會ヲ設立スベシ

(三) 設立委員指令(昭和十六年十一月二十日・商工省告示第千八十一號)

重要産業團體令施行規則第一條第二項ノ規定ニ依リ鐵產物(石炭、亞炭、石油及土瀝青ヲ除ク)ノ生産及販賣ニ關スル事業(鐵鑄、ニツケル鐵、アルミニウム及マグネシウムノ製鍊及販賣ニ關スル事業並ニ鑄鐵ノ販賣ニ關スル事業ヲ除ク)ノ統制會ヲ設立スベシ

ル事業(鐵鑄、ニツケル鐵、アルミニウム及マグネシウムノ製鍊及販賣ニ關スル事業並ニ鑄鐵ノ販賣ニ關スル事業ヲ除ク)ノ統制會ノ設立委員左ノ通命ジタリ

日本鐵業株式會社社長

三菱鐵業株式會社取締役會長

住友鐵業株式會社社長

三井鐵山株式會社取締役會長

古河鐵業株式會社取締役副社長

日鐵鐵業株式會社專務取締役

株式會社藤田組專務取締役

帝國鐵業開發株式會社社長

日本産金振興株式會社社長

石原産業海運株式會社社長

鋼生産業株式會社社長

松尾鐵業株式會社社長

伊藤文吉

河手捨二

三村起一

川島三郎

吉村萬治郎

福田庸雄

白根竹介

菅禮之助

今井喜代志

石原新三郎

小野義夫

中村房次郎

(四) 會長銓衡委員指令(昭和十六年十一月二十一日 官報掲載)

白根竹介

福田庸雄

男爵

伊藤文吉

今井喜代志

石原新三郎

河手捨二

吉村萬次郎

三村起一

小野義夫

川島三郎

中村房次郎

菅禮之助

鐵產物(石炭、亞炭、石油及土瀝青ヲ除ク)ノ生産及販賣ニ關スル事業(鐵鑄、ニツケル鐵、アルミニウム及マグネシウムノ製鍊及販賣ニ關スル事業並ニ鑄鐵ノ販賣ニ關スル事業ヲ除ク)ノ統制會ノ會長ノ銓衡委員ヲ命ズ

(五) 鐵山統制會創立總會

日 昭和十六年十二月十八日

場所 東京市麴町區丸ノ内 中央亭

職事

一 定款ノ決定

二 統制會ノ負擔ニ歸スベキ創立費及其ノ償却方法ノ決定

三 初年度收支豫算案(三ヶ月分)ノ決定

四 重要産業團體令第十九條ニ依ル初年度經費賦課徵收方法ノ決定

(六) 設立認可(昭和十六年十二月十九日・商工省告示第千二百八十六號)

鐵山統制會(統制會設立關係資料)

示第千二百八十六號

鐵產物(石炭、亞炭、石油及土瀝青ヲ除ク)ノ生産及販賣ニ關スル事業(鐵鑄、ニツケル鐵、アルミニウム及マグネシウムノ製鍊及販賣ニ關スル事業ヲ除ク)ノ統制會ハ昭和十六年十二月十八日成立シタリ其ノ定款左ノ如シ

(定款略)

(七) 會長任命(昭和十六年十二月二十九日・商工省告示第千二百八十七號)

重要産業團體令第十四條第一項ノ規定ニ依リ昭和十六年十二月十八日從三位勳三等男爵伊藤文吉ヲ鐵山統制會ノ會長ニ任命シタリ

(八) 理事長、理事任命(昭和十六年十二月十九日・商工省告示第千二百八十八號)

重要産業團體令第十四條第五項ノ規定ニ依リ昭和十六年十二月十八日鐵山統制會ノ理事長及理事任命ノ件左ノ通認可シタリ

理事長 津田秀榮

理事 吹原彌生

同 葉山健二郎



附 録

東京地方鑛山統制組合

設立年月日—昭和十六年十二月十七日  
所 在 地—東京都芝區今入町八番地  
(城南ビル)

一 定 款

第一章 總 則

第一條 本組合は鑛山統制會の統制指導の下に鑛山物（石炭、亞炭、石油及土瀝青を除く）の生産に關する事業（鐵鑛、ニッケル鑛、アルミニウム及マグネシウムの製鍊に關する事業を除く）の統制運営を計り且當該事業に關する國策の遂行に協力することを目的とす

第二條 本組合は東京地方鑛山統制組合と稱す

第三條 本組合の地區は東京鑛山監督局の管轄地區とす

第四條 本組合は事務所を東京市に置き必要に應じ支所又は出張所を設く

は出張所を設く

第五條 本組合の公告は日本産業經濟新聞を以て之を爲す

第二章 組 合 員

第六條 本組合は地區内に於て第一條の事業を営む者にして鑛山統制會の會員に非ざる者を以て之を組織す

第七條 組合員は前條に規定する資格の喪失又は死亡に因りて脱退す

第八條 本組合は組合員に對し經費を賦課す

本組合は本組合の事業を行ふ爲特に必要あるときは東京鑛山監督局長の認可を受け組合員の全部又は一部に對し前項の規定に依る賦課金の外特別の賦課金を課す

第九條 本組合は組合員に對し第一條の事業に關する事項の調査を爲す爲必要なる資料の提出を求むることあるべし

前項の規定に依り資料の提出を求められたる者は遲滯なし

く之を提出すべし

第十條 本組合必要ありと認むるときは本組合の役員又は職員をして組合員の業務若は財産の狀況又は帳簿書類、設備其の他の物件を検査せしむることあるべし  
組合員は正當の理由なくして前項の規定に依る検査を妨げ又は拒避することを得ず

第三章 事 業

第十一條 本組合は第一條の目的を達成する爲左の事項に付必要なる事業を行ふ

- 一 鑛産物の生産計畫の設定及遂行に關する事項
- 二 第一條の事業に要する資材、資金及勞務の確保及配分に關する事項
- 三 第一條の事業の整備確立に關する事項
- 四 第一條の事業に於ける技術の向上、能率の増進、經理の改善其の他事業經營の合理化に關する事項
- 五 組合員の第一條の事業に關する指導及検査に關する事項

- 六 鑛産物に關する調査及研究に關する事項
- 七 其の他本組合の目的を達成するに必要なる事項

第十二條 本組合は組合員の第一條の事業に要する資材の割當及勞務者の斡旋等に付別に定むる所に依り手数料を徵收することを得

第十三條 本組合は事業の執行に付東京鑛山監督局長の認可を受け統制規程を定む

第四章 役 員

第十四條 本組合に左の役員を置く

- 理事長 一人
- 理事 三人
- 監事 一人
- 評議員 若干人

第十五條 理事長は本組合を代表し組合事務を總理し組合員の營む第一條の事業の統制指導に任ず

理事は理事長を輔佐し組合事務を分掌し豫め理事長の定むる順位に依り理事長に事故あるときは其の職務を代理し理事長缺員のときは其の職務を行ふ

監事は本組合の業務及財産の狀況を監査す  
評議員は理事長の諮問に對し答申し又は理事長に對し意見を具申す



第十六條 理事長は第一條の事業に關し經驗ある者及學識ある者の中より鑛山統制會の會長之を命じ商工大臣の認可を受くるものとす

理事は第一條の事業に關し經驗ある者及學識ある者の中より理事長之を命じ鑛山統制會の會長の承認を受くるものとす

監事は組合員及組合員たる法人の業務を執行する役員の中より總代會に於て之を選任す

但し特別の事由あるときは組合員又は組合員たる法人の業務を執行する役員に非ざる者より之を選任することを得此の場合に於ては東京鑛山監督局長の認可を受くるものとす

前項の選任は總代總數の半數以上出席し其の議決權の三分の二以上を以て之を決す

評議員は第一條の事業に關し經驗ある者及學識ある者の中より理事長之を命ず

第十七條 役員の任期は左の通とす

理事長 三年  
理事 三年

監事 二年

評議員 二年

補缺の爲任命又は選任せられたる者の任期は其の前任者の在任すべかりし期間とす

理事長、理事及監事は任期満了後と雖も組合事務執行上支障あるときは後任者の就職する迄仍其の職務を行ふものとす

理事長必要ありと認むるときは鑛山統制會の會長の承認を受け任期中と雖も理事を解任することを得

監事組合に對し不正の行爲あり又は不適任と認めらるるときは任期中と雖も總代會の議決を以て之を解任することを得

第五章 總代會

第十八條 本組合に總會に代へ總代會を設く

第十九條 總代は三十名以内とす

總代は理事長評議員に諮り組合員の中より之を命ず

第二十條 總代の任期は二年とす  
補缺の爲任命せられたる者の任期は其の前任者の在任すべかりし期間とす

第二十一條 總代會は通常總代會及臨時總代會の二種とす

通常總代會は毎年一回三月に臨時總代會は理事長必要ありと認むるとき之を開催す

總代會は理事長之を招集す

第二十二條 總代會の招集は少くとも五日迄に會議の目的たる事項、日時及場所を記載したる書面を總代に發して之を爲す

總代會に於ては前項の規定に依り豫め通知したる事項に非ざれば議決を爲すことを得ず

但し急施を要する事項に付出席したる總代の三分の二以上の同意ありたるときは此の限に在らず

第二十三條 總代會の議長は理事長之に當る

理事長事故あるときは豫め理事長の定めたる順位に依り理事長の職務を代理する理事之に當る

第二十四條 總代會に於ては定款に別段の定めあるもの外左に掲ぐる事項を議決す

一 定款の變更

二 第八條の規定に依る賦課金の收支豫算及賦課徵收方法

第二十五條 總代の議決權は各一個とす

第二十六條 總代會の決議は特別の定めある場合を除くの外總代總數の半數以上出席し其の議決權の過半數を以て之を爲す

第二十七條 總代は代理人を以て議決權を行ふことを得この場合に於ては之を出席と看做す

前項の代理人は總代たることを要す  
總代は五人以上の總代の代理人となることを得ず

第二十八條 總代會の議事録は議長之を作成し少くとも左の事項を記載し議長及出席者二名以上之に記名捺印すべし

一 開會の日時及場所

二 總代總數及出席者總數

三 議事の要領

四 議決したる事項及賛否の議決權數

第六章 事務局

第二十九條 本組合の事務を處理する爲本組合に事務局を置く

第三十條 前條の外職員其の他事務局に關する事項に付て



は理事長之を定む

第七章 會 計

第三十一條 本組合の會計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る

第三十二條 理事長は毎事業年度左に掲ぐる書類を調整し通常總代会の會日より少くとも一週間前迄に監事に提出し且之を主たる事務所へ備ふ

一 財産目録

二 貸借対照表

三 事業報告書

組合員は前項に掲ぐる書類の閲覧を求むることを得

第三十三條 監事は前條第一項に掲ぐる書類を受理したるときは遅滞なく之を監査し意見書を附して之を理事長に送附すべし

理事長は前條第一項に掲ぐる書類及監事の意見書を通常總代会に提出して其の承認を求むべし

第三十四條 前三條の外會計に關する事項に付ては理事長之を定む

第八章 過 怠 金

第三十五條 本組合は第九條第二項、第十條第二項又は統制規程に違反したる組合員に對し一萬圓以下の過怠金を課することを得

二 統制規程

第一條 組合員は理事長の定むる所に依り其の事業計畫を定め理事長に提出すべし之を變更せんとするときは亦同じ理事長必要ありと認むるときは東京鑛山監督局長の承認を受け前項の事業計畫の變更を命ずることあるべし

第二條 組合員は理事長の定むる所に依り其の事業に要する物資の數量及金額其の他必要なる事項を記載したる書類を理事長に提出すべし之を變更せんとするときは亦同じ

第三條 理事長必要ありと認むるときは組合員に對し其の事業に要する物資の使用、取得又は保有に關し數量、用途、其の他必要なる事項を指示することあるべし

第四條 組合員は理事長の定むる所に依り鑛産物の送付計畫及受入計畫を定め理事長に提出すべし之を變更せんとするときは亦同じ

理事長必要ありと認むるときは組合員に對し東京鑛山監督局長の承認を受け鑛産物の送付數量、受入數量、送付

先、取得先其の他必要なる事項を指示することあるべし

第五條 組合員は理事長の定むる所に依り鑛産物の輸送計畫を定め理事長に提出すべし之を變更せんとするときは亦同じ

理事長必要ありと認むるときは組合員に對し鑛産物の輸送に關し必要なる事項を指示することあるべし

第六條 組合員は理事長の定むる所に依り其の事業に要する技術者及勞務者其の他の従業者の雇備豫定人員を記載したる勞務計畫書を理事長に提出すべし之を變更せんとするときは亦同じ

第七條 理事長必要ありと認むるときは組合員に對し技術者及勞務者其の他の従業者の作業能率の増進又は其の移動に關し必要なる事項を指示することあるべし

第八條 理事長必要ありと認むるときは其の定むる所に依り組合員に對し所要資金の調達方法を記載したる資金計畫書の提出を命ずることあるべし

第九條 理事長必要ありと認むるときは其の定むる所に依り組合員に對し原價計算を記載したる書類、財産目録、貸借対照表、營業報告書、損益計算書又は利益の處分に

關する書類の提出を命ずることあるべし

第十條 理事長必要ありと認むるときは組合員に對し其の事業の經理の改善に關し必要なる事項を指示することあるべし

第十一條 理事長は組合員に對し東京鑛山監督局長の承認を受け鑛産物の買受、賣渡、保有又は委託加工若は受託加工に付其の數量、價格、受渡先其の他に關し必要なる事項を指示することあるべし

第十二條 組合員は其の事業の開始、休止、廢止、讓渡、委託、共同經營又は合併を爲さんとするときは理事長の定むる所に依り其の旨を記載したる書類を理事長に提出すべし

第十三條 組合員は其の鑛業權若は砂鑛權の讓渡若は讓受又は隣接鑛區との間の鑛區の増減の契約を爲さんとするときは理事長の定むる所に依り其の旨を記載したる書類を理事長に提出すべし

第十四條 理事長必要ありと認むるときは其の定むる所に依り組合員に對し補償金、補助金又は獎勵金を交付することあるべし



第十五條 組合員は左の各號の一に該當する場合に於ては  
選滞なく之を理事長に届出づべし

一 商號、名稱又は主たる事務所若は營業所の變更あり  
たるとき

一 定款の變更ありたるとき  
三 役員の変更ありたるとき

第十六條 組合員は第一條第二項、第三條、第四條第二項、  
第五條第二項若は第七條乃至第十一條の規定に依る理事  
長の命令若は指示又は鑛山統制會の統制規程第四條第二  
項、第五條第二項、第七條、第八條、第十二條乃至第十  
四條、第十六條若は第十八條の規定に依る鑛山統制會の  
會長の指示を受けたるときは之に従ふべし

第十七條 組合員は第一條第一項、第二條、第四條第一項、  
第五條第一項、第六條、第八條、第九條、第十二條、第  
十三條及第十五條並に鑛山統制會の統制規程第一條第一  
項、第二條、第四條第一項、第五條第一項、第六條、第  
九條乃至第十一條、第十五條、第十七條及第二十條の規  
定に依り提出すべき書類に虚偽の記載を爲すことを得ず  
第十八條 鑛山統制會の統制規程に依り鑛山統制會の會長

に提出する書類は別に定むるものを除くの外理事長を經  
由すべし

第十九條 本組合は本規程に違反したる組合員に對し三千  
圓以下の過怠金を課することあるべし

二 役員

理事長 小島 庸一

理事 井上 治一 飯沼 直綱

本多 登喜夫

監事 武田 春雄

評議員 窪田 哲二郎 下野 十野

進藤 淳之佑 未 綱 礎 吉

小林 徳四郎 遠藤 莊二郎

細谷 政司 高野 太治郎

今井 榮之助 厚田 仙二郎

仙臺地方鑛山統制組合

設立年月日 昭和十六年十二月十七日  
所在地 仙臺市柳町通

一定款

第一章 總 則

第一條 本組合は鑛山統制會の統制指導の下に鑛産物（石  
炭、亞炭、石油及土瀝青を除く）の生産に關する事業（鐵  
鑛、ニッケル鑛、アルミニウム及マグネシウムの製鍊に  
關する事業を除く）の統制運営を計り且當該事業に關す  
る國策の遂行に協力することを目的とす

第二條 本組合は仙臺地方鑛山統制組合と稱す

第三條 本組合の地區は仙臺鑛山監督局の管轄區域とす

第四條 本組合は事務所を仙臺市に置き必要に應じ支所又  
は出張所を設く

第五條 本組合の公告は河北新報を以て之を爲す

第二章 組 合 員

第六條 本組合は地區内に於て第一條の事業を営む者にし  
て鑛山統制會の會員に非ざる者を以て之を組織す

第七條 組合員は前條に規定する資格の喪失又は死亡に因  
りて脱退す

第八條 本組合は組合員に對し經費を賦課す

本組合は本組合の事業を行ふ爲特に必要あるときは仙臺  
鑛山監督局長の認可を受け組合員の全部又は一部に對し

鑛山統制會（仙臺地方鑛山統制組合）

前項の規定に依る賦課金の外特別の賦課金を課す

第九條 本組合は組合員に對し第一條の事業に關する事項  
の調査を爲す爲必要な資料の提出を求むることあるべ  
し

前項の規定に依り資料の提出を求められたる者は選滞な  
く之を提出すべし

第十條 本組合必要ありと認むるときは本組合の役員又は  
職員をして組合員の業務若は財産の狀況又は帳簿書類、  
設備其の他の物件を検査せしむることあるべし

組合員は正當の理由なくして前項の規定に依る検査を妨  
げ又は拒避することを得ず

第三章 事 業

第十一條 本組合は第一條の目的を達成する爲左の事項に  
付必要な事業を行ふ

一 鑛産物の生産計畫の設定及遂行に關する事項  
二 第一條の事業に要する資材、資金及勞務の確保及配  
分に關する事項

三 第一條の事業の整備確立に關する事項

四 第一條の事業に於ける技術の向上、能率の増進、經



理の改善其の他事業經營の合理化に關する事項

五 組合員の第一條の事業に關する指導及検査に關する事項

六 鐵産物に關する調査及研究に關する事項

七 其の他本組合の目的を達成するに必要なる事項

第十二條 本組合は組合員の第一條の事業に要する資材の割當及勞務者の斡旋等に付別に定むる所に依り手数料を徴收することを得

第十三條 本組合は事業の執行に付仙臺鐵山監督局長の認可を受け統制規程を定む

第四章 役員

第十四條 本組合に左の役員を置く

理事長 一人

理事 三人

監事 一人

評議員 若干人

第十五條 理事長は本組合を代表し組合事務を總理し組合員の營む第一條の事業の統制指導に任ず

理事は理事長を輔佐し組合事務を分掌し豫め理事長の定

むる順位に依り理事長に事故あるときは其の職務を代理し理事長缺員のときは其の職務を行ふ

監事は本組合の業務及財産の状況を監査す

評議員は理事長の諮問に對し答申し又は理事長に對し意見を具申す

第十六條 理事長は第一條の事業に關し經驗ある者及學識ある者の中より鐵山統制會の會長之を命じ商工大臣の認可を受くるものとす

理事は第一條の事業に關し經驗ある者及學識ある者の中より理事長之を命じ鐵山統制會の會長の承認を受くるものとす

監事は組合員及組合員たる法人の業務を執行する役員の中より總代會に於て之を選任す

但し特別の事由あるときは組合員又は組合員たる法人の業務を執行する役員に非ざる者より之を選任することを得此の場合に於ては仙臺鐵山監督局長の認可を受くるものとす

前項の選任は總代總數の半數以上出席し其の議決權の三分の二以上を以て之を決す

評議員は第一條の事業に關し經驗ある者及學識ある者の中より理事長之を命ず

第十七條 役員は左の通とす

理事長 三年

理事 三年

監事 二年

評議員 二年

補缺の爲任命又は選任せられたる者の任期は其の前任者の在任すべかりし期間とす

理事長、理事及監事は任期満了後と雖も組合事務執行上支障あるときは後任者の就職する迄仍其の職務を行ふものとす

理事長必要ありと認むるときは鐵山統制會の會長の承認を受け任期中と雖も理事を解任することを得

監事組合に對し不正の行爲あり又は不適任と認めらるるときは任期中と雖も總代會の決議を以て之を解任することを得

第五章 總代會

第十八條 本組合に總會に代へ總代會を置く

第十九條 總代は三十名以内とす

總代は理事長評議員に諮り組合員の中より之を命ず

第二十條 總代の任期は二年とす

補缺の爲任命せられたる者の任期は其の前任者の在任すべかりし期間とす

第二十一條 總代會は通常總代會及臨時總代會の二種とす

通常總代會は毎年一回三月に臨時總代會は理事長必要ありと認むるとき之を開催す

總代會は理事長之を招集す

第二十二條 總代會の招集は少くとも五日前迄に會議の目的たる事項、日時及場所を記載したる書面を總代に發して之を爲す

總代會に於ては前項の規定に依り豫め通知したる事項に非ざれば議決を爲すことを得ず

但し急施を要する事項に付出席したる總代の三分の二以上の同意ありたるときは此の限に在らず

第二十三條 總代會の議長は理事長之に當る

理事長事故あるときは豫め理事長の定めたる順位に依り

理事長の職務を代理する理事之に當る



第二十四條 總代会に於ては定款に別段の定めあるもの外左に掲ぐる事項を議決す

一 定款の変更

二 第八條の規定に依る賦課金の收支豫算及賦課徴收方法

法

第二十五條 總代の議決権は各一個とす

第二十六條 總代会の決議は特別の定めある場合を除くの外總代總數の半數以上出席し其の議決権の過半數を以て之を爲す

第二十七條 總代は代理人を以て議決権を行ふことを得る場合に於ては之を出席と看做す

前項の代理人は總代たることを要す

總代は五人以上の總代の代理人となることを得ず

第二十八條 總代会の議事録は議長之を作成し少くとも左の事項を記載し議長及出席者二名以上之に記名捺印すべし

一 開會の日時及場所

二 總代總數及出席者總數

三 議事の要領

四 議決したる事項及賛否の議決權數

第六章 事務局

第二十九條 本組合の事務を處理する爲本組合に事務局を置く

第三十條 前條の外職員其他事務局に關する事項に付ては理事長之を定む

第七章 會計

第三十一條 本組合の會計年度は毎年四月一日に始り翌年三月三十一日に終る

第三十二條 理事長は毎事業年度左に掲ぐる書類を調整し通常總代会の會日より少くとも一週間前迄に監事に提出し且之を主たる事務所へ備ふ

一 財産目録

二 貸借對照表

三 事業報告書

組合員は前項に掲ぐる書類の閱覽を求むることを得

第三十三條 監事は前條第一項に掲ぐる書類を受領したるときは遲滞なく之を監査し意見書を附して之を理事長に送附すべし

理事長は前條第一項に掲ぐる書類及監事の意見書を通常總代会に提出して其の承認を求むべし

第三十四條 前三條の外會計に關する事項に付ては理事長之を定む

第八章 過 怠 金

第三十五條 本組合は第九條第二項、第十條第二項又は統制規程に違反したる組合員に對し一萬圓以下の過怠金を課することを得

二 統制規程

第一條 組合員は理事長の定むる所に依り其の事業計畫を定め理事長に提出すべし之を変更せんとするとき亦同じ理事長必要ありと認むるときは仙臺鐵山監督局長の承認を受け前項の事業計畫の変更を命ずることあるべし

第二條 組合員は理事長の定むる所に依り其の事業に要する物資の數量及金額其他必要なる事項を記載したる書類を理事長に提出すべし之を変更せんとするとき亦同じ

第三條 理事長必要ありと認むるときは組合員に對し其の事業に要する物資の使用、取得又は保有に關し數量、用途、其他必要なる事項を指示することあるべし

第四條 組合員は理事長の定むる所に依り鑛產物の送付計費及受入計畫を定め理事長に提出すべし之を変更せんとするとき亦同じ

理事長必要ありと認むるときは組合員に對し仙臺鐵山監督局長の承認を受け鑛產物の送付數量、受入數量、送付先、取得先其他必要なる事項を指示することあるべし

第五條 組合員は理事長の定むる所に依り鑛產物輸送計畫を定め理事長に提出すべし之を変更せんとするとき亦同じ

第六條 組合員は理事長の定むる所に依り其の事業に要する技術者及勞務者其他の從業者の雇傭豫定人員を記載したる勞務計畫書を理事長に提出すべし之を変更せんとするとき亦同じ

第七條 理事長必要ありと認むるときは組合員に對し技術者及勞務者其他の從業者の作業能率の増進又は其の移動に關し必要なる事項を指示することあるべし

第八條 理事長必要ありと認むるときは其の定むる所に依



り組合員に對し所要資金の調達方法を記載したる資金計  
費書の提出を命ずることあるべし

第九條 理事長必要ありと認むるときは其の定むる所に依  
り組合員に對し原價計算を記載したる書類、財産目録、  
貸借對照表、營業報告書、損益計算書又は利益の處分に  
關する書類の提出を命ずることあるべし

第十條 理事長必要ありと認むるときは組合員に對し其の  
事業の經理の改善に關し必要な事項を指示することあ  
るべし

第十一條 理事長は組合員に對し仙臺鑛山監督局長の承認  
を受け鑛産物の買受、賣渡、保有又は委託加工若は受託  
加工に付其の數量、價格、受渡先其の他に關し必要な  
事項を指示することあるべし

第十二條 組合員は其の事業の開始、休止、廢止、讓渡、  
委託、共同經營又は合併を爲さんとするときは理事長の  
定むる所に依り其の旨を記載したる書類を理事長に提出  
すべし

第十三條 組合員は其の鑛業權若は砂鑛權の讓渡若は讓受  
又は隣接鑛區との間の鑛區の増減の契約を爲さんとする

ときは理事長の定むる所に依り其の旨を記載したる書類  
を理事長に提出すべし

第十四條 理事長必要ありと認むるときは其の定むる所に  
依り組合員に對し補償金、補助金又は奨励金を交付する  
ことあるべし

第十五條 組合員は左の各號の一に該當する場合に於ては  
遲滞なく之を理事長に届出づべし

一 商號、名稱又は主たる事務所若は營業所の變更あり  
たるとき

二 定款の變更ありたるとき

三 役員の変更ありたるとき

第十六條 組合員は第一條第二項、第三條、第四條第二項、  
第五條第二項若は第七條乃至第十二條の規定に依る理事  
長の命令若は指示又は鑛山統制會の統制規程第四條第二  
項、第五條第二項、第七條、第八條、第十二條乃至第十  
四條、第十六條若は第十八條の規定に依る鑛山統制會の  
會長の指示を受けたるときは之に従ふべし

第十七條 組合員は第一條第一項、第二條、第四條第一項、  
第五條第一項、第六條、第八條、第九條、第十二條、第

### 北海道鑛山統制組合

設立年月日 昭和十六年十二月十七日  
所在地 札幌市南一條西一九番地

#### 第一章 總 則

##### 第一條

本組合は鑛山統制會の統制指導の下に鑛産物(石  
炭、亞炭、石油及土瀝青を除く)の生産に關する事業(鐵  
鑛、ニッケル鑛、アルミニウム及マグネシウムの製鍊に  
關する事業を除く)の統制運営を計り且當該事業に關す  
る國策の遂行に協力することを目的とす

第二條 本組合は北海道鑛山統制組合と稱す

第三條 本組合の地區は札幌鑛山監督局の管轄區域とす

第四條 本組合は事務所を札幌市に置き必要に應じ支所又  
は出張所を設く

第五條 本組合の公告は北海道新聞を以て之を爲す

#### 第二章 組 合 員

第六條 本組合は地區内に於て第一條の事業を営む者にし  
て鑛山統制會の會員に非ざる者を以て之を組織す

十三條及第十五條並に鑛山統制會の統制規程第一條第一  
項、第二條、第四條第一項、第五條第一項、第六條、第  
九條乃至第十一條、第十五條、第十七條及第二十條の規  
定に依り提出すべき書類に虚偽の記載を爲すことを得ず  
第十八條 鑛山統制會の統制規程に依り鑛山統制會の會長  
に提出する書類は別に定むるものを除くの外理事長を經  
由すべし

第十九條 本組合は本規程に違反したる組合員に對し三千  
圓以下の過怠金を課することあるべし

#### 三 役 員

理事長 鍋島朝俊

理事 川島清

監事 莊子尙

監事 高橋清治郎

監事 大坪輝雄

監事 光永悦一

監事 大橋鐵男

監事 神吉英三

監事 立石巖夫

白石正明

早崎正直

有食淳次郎

北村民也

富川七之助

岩谷東七郎



第七條 組合員は前條に規定する資格の喪失又は死亡に因りて脱退す

第八條 本組合は組合員に對し經費を賦課す

本組合は本組合の事業を行ふ爲めに必要あるときは札幌鑛山監督局長の認可を受け組合員の全部又は一部に對し前項の規定に依る賦課金の外特別の賦課金を課す

第九條 本組合は組合員に對し第一條の事業に關する事項の調査を爲す爲に必要な資料の提出を求むることあるべし

前項の規定に依り資料の提出を求められたる者は遲滞なく之を提出すべし

第十條 本組合必要ありと認むるときは本組合の役員又は職員をして組合員の業務若しは財産の状況又は帳簿書類、設備其の他の物件を検査せしむることあるべし  
組合員は正當の理由なくして前項の規定に依る検査を妨げ又は拒避することを得ず

第三章 事業

第十一條 本組合は第一條の目的を達成する爲左の事項に付必要な事業を行ふ

- 一 鑛産物の生産計畫の設定及遂行に關する事項
- 二 第一條の事業に要する資材、資金及勞務の確保及配分に關する事項
- 三 第一條の事業の整備確立に關する事項
- 四 第一條の事業に於ける技術の向上、能率の増進、經理の改善其の他事業經營の合理化に關する事項
- 五 組合員の第一條の事業に關する指導及検査に關する事項

- 六 鑛産物に關する調査及研究に關する事項
- 七 其の他本組合の目的を達成するに必要な事項

第十二條 本組合は組合員の第一條の事業に要する資材の割當及勞務者の斡旋等に付別に定むる所に依り手数料を徴收することを得

第十三條 本組合は事業の執行に付札幌鑛山監督局長の認可を受け統制規程を定む

第四章 役員

第十四條 本組合に左の役員を置く

- 理事長 一人
- 理事 三人

監事 一人

評議員 若干人

第十五條 理事長は本組合を代表し組合事務を總理し組合員の營む第一條の事業の統制指導に任ず

理事は理事長を輔佐し組合事務を分掌し豫め理事長の定むる順位に依り理事長に事故あるときは其の職務を代理し理事長缺員のときは其の職務を行ふ

監事は本組合の業務及財産の状況を監査す

評議員は理事長の諮問に對し答申し又は理事長に對し意見を具申す

第十六條 理事長は第一條の事業に關し經驗ある者及學識ある者の中より鑛山統制會の會長之を命じ商工大臣の認可を受くるものとす

理事は第一條の事業に關し經驗ある者及學識ある者の中より理事長之を命じ鑛山統制會の會長の承認を受くるものとす

監事は組合員及組合員たる法人の業務を執行する役員の中より總代會に於て之を選任す

但し特別の事由あるときは組合員又は組合員たる法人の

鑛山統制會（北海道鑛山統制組合）

業務を執行する役員に非ざる者より之を選任することを得此の場合に於ては札幌鑛山監督局長の認可を受くるものとす

前項の選任は總代總數の半數以上出席し其の議決權の三分の二以上を以て之を決す

評議員は第一條の事業に關し經驗ある者及學識ある者の中より理事長之を命ず

第十七條 役員は左の通とす

- 理事長 三年
- 理事 三年
- 監事 二年
- 評議員 二年

補缺の爲任命又は選任せられたる者の任期は其の前任者の在任すべかりし期間とす

理事長、理事及監事は任期滿了後と雖も組合事務執行上支障あるときは後任者の就職する迄仍其の職務を行ふものとす

理事長必要ありと認むるときは鑛山統制會の會長の承認を受け任期中と雖も理事を解任することを得



監事組合に對し不正の行爲あり又は不適任と認めらるるときは任期中と雖も總代會の決議を以て之を解任することを得

第五章 總代會

第十八條 本組合に總會に代へ總代會を設く

第十九條 總代は三十名以内とす

總代は理事長評議員に諮り組合員の中より之を命ず

第二十條 總代の任期は二年とす

補缺の爲任命せられたる者の任期は其の前任者の在任すべかりし期間とす

第二十一條 總代會は通常總代會及臨時總代會の二種とす

通常總代會は毎年一回三月に臨時總代會は理事長必要ありと認むるとき之を開催す

總代會は理事長之を招集す

第二十二條 總代會の招集は少くとも五日前迄に會議の目的たる事項、日時及場所を記載したる書面を總代に發して之を爲す

總代會に於ては前項の規定に依り豫め通知したる事項に非ざれば議決を爲すことを得ず

但し急施を要する事項に付出席したる總代の三分の二以上の同意ありたるときは此の限に在らず

第二十三條 總代會の議長は理事長之に當る

理事長事故あるときは豫め理事長の定めたる順位に依り理事長の職務を代理する理事之に當る

第二十四條 總代會に於ては定款に別段の定めあるもの外左に掲ぐる事項を議決す

一 定款の變更

二 第八條の規定に依る賦課金の收支豫算及賦課徵收方法

法

第二十五條 總代の議決權は各一個とす

第二十六條 總代會の決議は特別の定めある場合を除くの外總代總數の半數以上出席し其の議決權の過半數を以て之を爲す

第二十七條 總代は代理人を以て議決權を行ふことを得この場合に於ては之を出席と看做す

前項の代理人は總代たることを要す

總代は五人以上の總代の代理人となることを得ず

第二十八條 總代會の議事録は議長之を作成し少くとも左

の事項を記載し議長及出席者二名以上之に記名捺印すべし

一 開會の日時及場所

二 總代總數及出席者總數

三 議事の要領

四 議決したる事項及賛否の議決權數

第六章 事務局

第二十九條 本組合の事務を處理する爲本組合に事務局を置く

第三十條 前條の外職員其の他事務局に關する事項に付ては理事長之を定む

第七章 會計

第三十一條 本組合の會計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る

第三十二條 理事長は毎事業年度左に掲ぐる書類を調整し通常總代會の會日より少くとも一週間前迄に監事に提出し且之を主たる事務所に備ふ

一 財産目録

二 貸借對照表

三 事業報告書

組合員は前項に掲ぐる書類の閲覽を求むることを得

第三十三條 監事は前條第一項に掲ぐる書類を受理したるときは遲滞なく之を監査し意見書を附して之を理事長に送附すべし

理事長は前條第一項に掲ぐる書類及監事の意見書を通常總代會に提出して其の承認を求むべし

第三十四條 前三條の外會計に關する事項に付ては理事長之を定む

第八章 過 金

第三十五條 本組合は第九條第二項、第十條第二項又は統制規程に違反したる組合員に對し一萬圓以下の過怠金を課することを得

二 統制規程

第一條 組合員は理事長の定むる所に依り其の事業計畫を定め理事長に提出すべし之を變更せんとするとき亦同じ

理事長必要ありと認むるときは札幌嶺山監督局長の承認を受け前項の事業計畫の變更を命ずることあるべし

第二條 組合員は理事長の定むる所に依り其の事業に要す



る物資の數量及金額其の他必要なる事項を記載したる書類を理事長に提出すべし之を變更せんとするとき亦同じ

第三條 理事長必要ありと認むるときは組合員に對し其の事業に要する物資の使用、取得又は保有に關し數量、用途其の他必要なる事項を指示することあるべし

第四條 組合員は理事長の定むる所に依り鑛產物の送付計畫及受入計畫を定め理事長に提出すべし之を變更せんとするとき亦同じ

理事長必要ありと認むるときは組合員に對し札幌鑛山監督局長の承認を受け鑛產物の送付數量、受入數量、送付先、取得先其の他必要なる事項を指示することあるべし

第五條 組合員は理事長の定むる所に依り鑛產物の輸送計畫を定め理事長に提出すべし之を變更せんとするとき亦同じ

理事長必要ありと認むるときは組合員に對し鑛產物の輸送に關し必要なる事項を指示することあるべし

第六條 組合員は理事長の定むる所に依り其の事業に要する技術者及勞務者其の他の從業者の雇傭豫定人員を記載したる勞務計畫書を理事長に提出すべし之を變更せんと

するとき亦同じ

第七條 理事長必要ありと認むるときは組合員に對し技術者及勞務者其の他の從業者の作業能率の増進又は其の移動に關し必要なる事項を指示することあるべし

第八條 理事長必要ありと認むるときは其の定むる所に依り組合員に對し所要資金の調達方法を記載したる資金計畫書の提出を命ずることあるべし

第九條 理事長必要ありと認むるときは其の定むる所に依り組合員に對し原價計算を記載したる書類、財産目錄、貸借對照表、營業報告書、損益計算書又は利益の處分に關する書類の提出を命ずることあるべし

第十條 理事長必要ありと認むるときは組合員に對し其の事業の經理の改善に關し必要なる事項を指示することあるべし

第十一條 理事長は組合員に對し札幌鑛山監督局長の承認を受け鑛產物の買受、賣渡、保有又は委託加工若は受託加工に付其の數量、價格、受渡先其の他に關し必要なる事項を指示することあるべし

第十二條 組合員は其の事業の開始、休止、廢止、讓渡、

委託、共同經營又は合併を爲さんとするときは理事長の定むる所に依り其の旨を記載したる書類を理事長に提出すべし

第十三條 組合員は其の鑛業權若は砂鑛權の讓渡若は讓受又は隣接鑛區との間の鑛區の増減の契約を爲さんとするときは理事長の定むる所に依り其の旨を記載したる書類を理事長に提出すべし

第十四條 理事長必要ありと認むるときは其の定むる所に依り組合員に對し補償金、補助金又は獎勵金を交付することあるべし

第十五條 組合員は左の各號の一に該當する場合に於ては遅滞なく之を理事長に届出づべし

一 商號、名稱又は主たる事務所若は營業所の變更ありたるとき

二 定款の變更ありたるとき

三 役員の変更ありたるとき

第十六條 組合員は第一條第二項、第三條、第四條第二項、第五條第二項若は第七條乃至第十一條の規定に依る理事長の命令若は指示又は鑛山統制會の統制規程第四條第二

項、第五條第二項、第七條、第八條、第十二條乃至第十四條、第十六條若は第十八條の規定に依る鑛山統制會の會長の指示を受けたるときは之に従ふべし

第十七條 組合員は第一條第一項、第二條、第四條第一項、第五條第一項、第六條、第八條、第九條、第十二條、第十三條及第十五條並に鑛山統制會の統制規程第一條第一項、第二條、第四條第一項、第五條第一項、第六條、第九條乃至第十一條、第十五條、第十七條及第二十條の規定に依り提出すべき書類に虚偽の記載を爲すことを得ず

第十八條 鑛山統制會の統制規程に依り鑛山統制會の會長に提出する書類は別に定むるものを除くの外理事長を経由すべし

第十九條 本組合は本規程に違反したる組合員に對し三千元以下の過怠金を課することあるべし

三 役員

理事長 土屋 裕  
理事 山中 克己 荒田 太吉  
監事 加藤 登  
土谷 誠太郎



評議員 兩角克治 大山不二太郎  
 吉村孝治郎 添田武源  
 加賀山一 三宅傳七  
 中村友之助 大町政利  
 黒田祝

大阪地方鐵山統制組合

設立年月日 昭和十六年十二月十七日  
 所在地 大阪市北區橋田町四七ノ一

一定 款

第一章 總 則

第一條 本組合は鐵山統制會の統制指導の下に鐵產物(石炭、亞炭、石油及土瀝青を除く)の生産に關する事業(鐵鑛、ニッケル鑛、アルミニウム及マグネシウムの製鍊に關する事業を除く)の統制運營を計り且當該事業に關する國策の遂行に協力することを目的とす

第二條 本組合は大阪地方鐵山統制組合と稱す

第三條 本組合の地區は大阪鐵山監督局の管轄區域とす

第四條 本組合は事務所を大阪府に置き必要に應じ支所又

は出張所を設く

第五條 本組合の公告は産業經濟新聞を以て之を爲す

第二章 組 合 員

第六條 本組合は地區内に於て第一條の事業を營む者にして鐵山統制會の會員に非ざる者を以て之を組織す

第七條 組合員は前條に規定する資格の喪失又は死亡に因りて脱退す

第八條 本組合は組合員に對し經費を賦課す

本組合は本組合の事業を行ふ爲特に必要あるときは大阪鐵山監督局長の認可を受け組合員の全部又は一部に對し前項の規定に依る賦課金の外特別の賦課金を課す

第九條 本組合は組合員に對し第一條の事業に關する事項の調査を爲す爲必要なる資料の提出を求むることあるべし

前項の規定に依り資料の提出を求められたる者は遲滯なく之を提出すべし

第十條 本組合必要ありと認むるときは本組合の役員又は職員をして組合員の業務若は財産の狀況又は帳簿書類、設備其の他の物件を檢査せしむることあるべし

組合員は正當の理由なくして前項の規定に依る檢査を妨げ又は拒避することを不得す

第三章 事 業

第十一條 本組合は第一條の目的を達成する爲左の事項に付必要なる事業を行ふ

一 鐵產物の生産計畫の設定及遂行に關する事項

二 第一條の事業に要する資材、資金及勞務の確保及配分に關する事項

三 第一條の事業の整備確立に關する事項

四 第一條の事業に於ける技術の向上、能率の増進、經理の改善其の他事業經營の合理化に關する事項

五 組合員の第一條の事業に關する指導及檢査に關する事項

六 鐵產物に關する調査及研究に關する事項

七 其の他本組合の目的を達成するに必要なる事項

第十二條 本組合は組合員の第一條の事業に要する資材の割當及勞務者の斡旋等に付別に定むる所に依り手数料を徵收することを得

第十三條 本組合は事業の執行に付大阪鐵山監督局長の認

可を受け統制規程を定む

第四章 役 員

第十四條 本組合に左の役員を置く

理事長 一人

理事 三人

監事 一人

評議員 若干人

第十五條 理事長は本組合を代表し組合事務を總理し組合員の營む第一條の事業の統制指導に任ず

理事は理事長を輔佐し組合事務を分掌し豫め理事長の定むる順位に依り理事長に事故あるときは其の職務を代理し理事長缺員のときは其の職務を行ふ

監事は本組合の業務及財産の狀況を監査す

評議員は理事長の諮問に對し答申し又は理事長に對し意見を具申す

第十六條 理事長は第一條の事業に關し經驗ある者及學識ある者の中より鐵山統制會の會長之を命じ商工大臣の認可を受くるものとす

理事は第一條の事業に關し經驗ある者及學識ある者の中



より理事長之を命じ鑛山統制會の會長の承認を受くるものとす

監事は組合員及組合員たる法人の業務を執行する役員の中より總代會に於て之を選任す

但し特別の事由あるときは組合員又は組合員たる法人の業務を執行する役員に非ざる者より之を選任することを得此の場合に於ては大阪鑛山監督局長の認可を受くるものとす

前項の選任は總代總數の半數以上出席し其の議決權の三分の二以上を以て之を決す

評議員は第一條の事業に關し經驗ある者及學識ある者の中より理事長之を命ず

第十七條 役員の任期は左の通とす

理事長 三年

理事 三年

監事 二年

評議員 二年

補缺の爲任命又は選任せられたる者の任期は其の前任者の在任すべかりし期間とす

理事長、理事及監事は任期滿了後と雖も組合事務執行上支障あるときは後任者の就職する迄仍其の職務を行ふものとす

理事長必要ありと認むるときは鑛山統制會の會長の承認を受け任期中と雖も理事を解任することを得

監事組合に對し不正の行爲あり又は不適任と認めらるるときは任期中と雖も總代會の決議を以て之を解任することを得

第五章 總代會

第十八條 本組合に總會に代へ總代會を設く

第十九條 總代は三十名以内とす

總代は理事長評議員に諮り組合員の中より之を命ず

第二十條 總代の任期は二年とす

補缺の爲任命せられたる者の任期は其の前任者の在任すべかりし期間とす

第二十一條 總代會は通常總代會及臨時總代會の二種とす

通常總代會は毎年一回三月に臨時總代會は理事長必要ありと認むるとき之を開催す

總代會は理事長之を招集す

第二十二條 總代會の招集は少くとも五日前迄に會議の目的たる事項、日時及場所を記載したる書面を總代に發して之を爲す

總代會に於ては前項の規定に依り豫め通知したる事項に非ざれば議決を爲すことを得ず

但し急施を要する事項に付出席したる總代の三分の二以上の同意ありたるときは此の限に在らず

第二十三條 總代會の議長は理事長之に當る

理事長事故あるときは豫め理事長の定めたる順位に依り理事長の職務を代理する理事之に當る

第二十四條 總代會に於ては定款に別段の定めあるもの外左に掲ぐる事項を議決す

一 定款の變更

二 第八條の規定に依る賦課金の收支豫算及賦課徴收方法

第二十五條 總代の議決權は各一個とす

第二十六條 總代會の決議は特別の定めある場合を除くの外總代總數の半數以上出席し其の議決權の過半數を以て之を爲す

第二十七條 總代は代理人を以て議決權を行ふことを得この場合に於ては之を出席と看做す

前項の代理人は總代たることを要す

總代は五人以上の總代の代理人となることを得ず

第二十八條 總代會の議事録は議長之を作成し少くとも左の事項を記載し議長及出席者二名以上之に記名捺印すべし

一 開會の日時及場所

二 總代總數及出席者總數

三 議事の要領

四 議決したる事項及賛否の議決權數

第六章 事務局

第二十九條 本組合の事務を處理する爲本組合に事務局を置く

第三十條 前條の外職員其他事務局に關する事項に付ては理事長之を定む

第七章 會計

第三十一條 本組合の會計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る



第三十二條 理事長は毎事業年度左に掲ぐる書類を調整し通常總代会の會日より少くとも一週間前迄に監事に提出し且之を主たる事務所に備ふ

- 一 財産目録
- 二 貸借対照表
- 三 事業報告書

組合員は前項に掲ぐる書類の閲覧を求むることを得

第三十三條 監事は前條第一項に掲ぐる書類を受理したるときは遅滞なく之を監査し意見書を附して之を理事長に送附すべし

理事長は前條第一項に掲ぐる書類及監事の意見書を通常總代会に提出して其の承認を求むべし

第三十四條 前三條の外會計に關する事項に付ては理事長之を定む

第八章 過 怠 金

第三十五條 本組合は第九條第二項、第十條第二項又は統制規程に違反したる組合員に對し一萬圓以下の過怠金を課することを得

二 統制規程

理事長必要ありと認むるときは組合員に對し鐵產物の輸送に關し必要なる事項を指示することあるべし

第六條 組合員は理事長の定むる所に依り其の事業に要する技術者及勞務者其の他の從業者の雇傭豫定人員を記載したる勞務計畫書を理事長に提出すべし之を變更せんとするときは亦同じ

第七條 理事長必要ありと認むるときは組合員に對し技術者及勞務者其の他の從業者の作業能率の増進又は其の移動に關し必要なる事項を指示することあるべし

第八條 理事長必要ありと認むるときは其の定むる所に依り組合員に對し所要資金の調達方法を記載したる資金計畫書の提出を命ずることあるべし

第九條 理事長必要ありと認むるときは其の定むる所に依り組合員に對し原價計算を記載したる書類、財産目録、貸借対照表、營業報告書、損益計算書又は利益の處分に關する書類の提出を命ずることあるべし

第十條 理事長必要ありと認むるときは組合員に對し其の事業の經理の改善に關し必要なる事項を指示することあるべし

第一條 組合員は理事長の定むる所に依り其の事業計畫を定め理事長に提出すべし之を變更せんとするときは亦同じ

理事長必要ありと認むるときは大阪鐵山監督局長の承認を受け前項の事業計畫の變更を命ずることあるべし

第二條 組合員は理事長の定むる所に依り其の事業に要する物資の數量及金額其の他必要なる事項を記載したる書類を理事長に提出すべし之を變更せんとするときは亦同じ

第三條 理事長必要ありと認むるときは組合員に對し其の事業に要する物資の使用、取得又は保有に關し數量、用途其の他必要なる事項を指示することあるべし

第四條 組合員は理事長の定むる所に依り鐵產物の送付計畫及受入計畫を定め理事長に提出すべし之を變更せんとするときは亦同じ

理事長必要ありと認むるときは組合員に對し大阪鐵山監督局長の承認を受け鐵產物の送付數量、受入數量、送付先、取得先其の他必要なる事項を指示することあるべし

第五條 組合員は理事長の定むる所に依り鐵產物の輸送計畫を定め理事長に提出すべし之を變更せんとするときは亦同じ

第十一條 理事長は組合員に對し大阪鐵山監督局長の承認を受け鐵產物の買受、賣渡、保有又は委託加工若は受託加工に付其の數量、價格、受渡先其の他に關し必要なる事項を指示することあるべし

第十二條 組合員は其の事業の開始、休止、廢止、讓渡、委託、共同經營又は合併を爲さんとするときは理事長の定むる所に依り其の旨を記載したる書類を理事長に提出すべし

第十三條 組合員は其の鐵業權若は砂鐵權の讓渡若は讓受又は隣接鐵區との間の鐵區の増減の契約を爲さんとするときは理事長の定むる所に依り其の旨を記載したる書類を理事長に提出すべし

第十四條 理事長必要ありと認むるときは其の定むる所に依り組合員に對し補償金、補助金又は獎勵金を交付することあるべし

第十五條 組合員は左の各號の一に該當する場合に於ては遅滞なく之を理事長に届出づべし  
一 商號、名稱又は主たる事務所若は營業所の變更ありたるとき



二 定款の変更ありたるとき  
三 役員の変更ありたるとき

第十六條 組合員は第一條第二項、第三條、第四條第二項、第五條第二項若し第七條乃至第十一條の規定に依る理事長の命令若し指示又は鑛山統制會の統制規程第四條第二項、第五條第二項、第七條、第八條、第十二條乃至第十四條、第十六條若し第十八條の規定に依る鑛山統制會の會長の指示を受けたるときは之に従ふべし

第十七條 組合員は第一條第一項、第二條、第四條第一項、第五條第一項、第六條、第八條、第九條、第十二條、第十三條及第十五條並に鑛山統制會の統制規程第一條第一項、第二條、第四條第一項、第五條第一項、第六條、第九條乃至第十一條、第十五條、第十七條及第二十條の規定に依り提出すべき書類に虚偽の記載を爲すことを得ず  
第十八條 鑛山統制會の統制規程に依り鑛山統制會の會長に提出する書類は別に定むるものを除くの外理事長を経由すべし

第十九條 本組合は本規程に違反したる組合員に對し三千圓以下の過怠金を課することあるべし

る國策の遂行に協力することを目的とす

第二章 組合員

第二條 本組合は福岡地方鑛山統制組合と稱す  
第三條 本組合の地區は福岡鑛山監督局の管轄區域とす  
第四條 本組合は事務所を福岡市に置き必要に應じ支所又は出張所を設く

第五條 本組合の公告は西日本新聞を以て之を爲す

第三章 組合員

第六條 本組合は地區内に於て第一條の事業を営む者にして鑛山統制會の會員に非ざる者を以て之を組織す

第七條 組合員は前條に規定する資格の喪失又は死亡に因りて脱退す

第八條 本組合は組合員に對し経費を賦課す

本組合は本組合の事業を行ふ爲めに必要あるときは福岡鑛山監督局長の認可を受け組合員の全部又は一部に對し前項の規定に依る賦課金の外特別の賦課金を課す

第九條 本組合は組合員に對し第一條の事業に關する事項の調査を爲す爲必要な資料の提出を求むることあるべし

前項の規定に依り資料の提出を求められたる者は遅滞な

鑛山統制會（福岡地方鑛山統制組合）

三 役員

理事長 飯田彌五郎  
理事 飯沼武 梶原茂  
監事 兼本興繼  
評議員 加藤長吉 後藤章司  
村尾大助 土井清  
久保田定二 千葉浦次  
森田隆二郎 廣瀬安次  
辻中源治郎 菅原榮藏

福岡地方鑛山統制組合

設立年月日 昭和十六年十二月十七日  
場 所 福岡市土手町二〇

一定 款

第一章 總 則

第一條 本組合は鑛山統制會の統制指導の下に鑛産物（石炭、亞炭、石油及土瀝青を除く）の生産に關する事業（鑛鑛、ニッケル鑛、アルミニウム及マグネシウムの製鍊に關する事業を除く）の統制運営を計り且當該事業に關す

く之を提出すべし

第十條 本組合必要ありと認むるときは本組合の役員又は職員をして組合員の業務若し財産の状況又は帳簿書類、設備其の他の物件を検査せしむることあるべし  
組合員は正當の理由なくして前項の規定に依る検査を妨げ又は拒絶することを不得す

第三章 事業

第十一條 本組合は第一條の目的を達成する爲左の事項に付必要な事業を行ふ

- 一 鑛産物の生産計畫の設定及遂行に關する事項
- 二 第一條の事業に要する資材、資金及勞務の確保及配分に關する事項
- 三 第一條の事業の整備確立に關する事項
- 四 第一條の事業に於ける技術の向上、能率の増進、經理の改善其の他事業經營の合理化に關する事項
- 五 組合員の第一條の事業に關する指導及検査に關する事項
- 六 鑛産物に關する調査及研究に關する事項
- 七 其の他本組合の目的を達成するに必要な事項



第十二條 本組合は組合員の第一條の事業に要する資材の割當及勞務者の斡旋等に付別に定むる所に依り手数料を徴收することを得

第十三條 本組合は事業の執行に付福岡鑛山監督局長の認可を受け統制規程を定む

第四章 役員

第十四條 本組合に左の役員を置く

- 理事長 一人
- 理事 三人
- 監事 一人
- 評議員 若干人

第十五條 理事長は本組合を代表し組合事務を總理し組合員の營む第一條の事業の統制指導に任ず

理事は理事長を補佐し組合事務を分掌し豫め理事長の定むる順位に依り理事長に事故あるときは其の職務を代理し理事長缺員のときは其の職務を行ふ

監事は本組合の業務及財産の状況を監査す

評議員は理事長の諮問に對し答申し又は理事長に對し意見を具申す

監事 二年

評議員 二年

補缺の爲任命又は選任せられたる者の任期は其の前任者の在任すべかりし期間とす

理事長、理事及監事は任期滿了後と雖も組合事務執行上支障あるときは後任者の就職する迄仍其の職務を行ふものとす

理事長必要ありと認むるときは鑛山統制會の會長の承認を受け任期中と雖も理事を解任することを得

監事組合に對し不正の行爲あり又は不適任と認めらるるときは任期中と雖も總代會の決議を以て之を解任することを得

第五章 總代會

第十八條 本組合に總代會に代へ總代會を置く

第十九條 總代は三十名以内とす

總代は理事長評議員に諮り組合員の中より之を命ず

第二十條 總代の任期は二年とす

補缺の爲任命せられたる者の任期は其の前任者の在任すべかりし期間とす

第十六條 理事長は第一條の事業に關し經驗ある者及學識ある者の中より鑛山統制會の會長之を命じ商工大臣の認可を受くるものとす

理事は第一條の事業に關し經驗ある者及學識ある者の中より理事長之を命じ鑛山統制會の會長の承認を受くるものとす

監事は組合員及組合員たる法人の業務を執行する役員の中より總代會に於て之を選任す

但し特別の事由あるときは組合員又は組合員たる法人の業務を執行する役員に非ざる者より之を選任することを得此の場合に於ては福岡鑛山監督局長の認可を受くるものとす

前項の選任は總代總數の半數以上出席し其の議決權の三分の二以上を以て之を決す

評議員は第一條の事業に關し經驗ある者及學識ある者の中より理事長之を命ず

第十七條 役員は左の通とす

理事長 三年

理事 三年

第二十一條 總代會は通常總代會及臨時總代會の二種とす

通常總代會は毎年一回三月に臨時總代會は理事長必要ありと認むるとき之を開催す

總代會は理事長之を招集す

第二十二條 總代會の招集は少くとも五日前迄に會議の目的たる事項、日時及場所を記載したる書面を總代に發して之を爲す

總代會に於ては前項の規定に依り豫め通知したる事項に非ざれば議決を爲すことを得ず

但し急施を要する事項に付出席したる總代の三分の二以上の同意ありたるときは此の限に在らず

第二十三條 總代會の議長は理事長之に當る

理事長事故あるときは豫め理事長の定めたる順位に依り理事長の職務を代理する理事之に當る

第二十四條 總代會に於ては定款に別段の定めあるもの外左に掲ぐる事項を議決す

一 定款の變更

二 第八條の規定に依る賦課金の收支豫算及賦課徵收方法



第二十五條 總代の議決権は各一個とす

第二十六條 總代會の決議は特別の定めある場合を除くの外總代總數の半數以上出席し其の議決権の過半數を以て之を爲す

第二十七條 總代は代理人を以て議決権を行ふことを得る。の場合に於ては之を出席と看做す

前項の代理人は總代たることを要す

總代は五人以上の總代の代理人となることを得ず

第二十八條 總代會の議事録は議長之を作成し少くとも左の事項を記載し議長及出席者二名以上之に記名捺印すべし

一 開會の日時及場所

二 總代總數及出席者總數

三 議事の要領

四 議決したる事項及賛否の議決權數

第六章 事務局

第二十九條 本組合の事務を處理する爲本組合に事務局を置く

第三十條 前條の外職員其の他事務局に關する事項に付て

は理事長之を定む

第七章 會計

第三十一條 本組合の會計年度は毎年四月一日に始り翌年三月三十一日に終る

第三十二條 理事長は毎事業年度左に掲ぐる書類を調整し通常總代會の會日より少くとも一週間前迄に監事に提出し且之を主たる事務所に備ふ

一 財産目録

二 貸借對照表

三 事業報告書

組合員は前項に掲ぐる書類の閲覧を求むることを得

第三十三條 監事は前條第一項に掲ぐる書類を受理したるときは遲滯なく之を監査し意見書を附して之を理事長に送附すべし

理事長は前條第一項に掲ぐる書類及監事の意見書を通常總代會に提出して其の承認を求むべし

第三十四條 前三條の外會計に關する事項に付ては理事長之を定む

第八章 過 怠 金

第三十五條 本組合は第九條第二項第十條第二項、又は統制規程に違反したる組合員に對し一萬圓以下の過怠金を課することを得

二 統制規程

第一條 組合員は理事長の定むる所に依り其の事業計畫を定め理事長に提出すべし之を變更せんとするとき亦同じ理事長必要ありと認むるときは福岡嶺山監督局長の承認を受け前項の事業計畫の變更を命ずることあるべし

第二條 組合員は理事長の定むる所に依り其の事業に要する物資の數量及金額其の他必要なる事項を記載したる書類を理事長に提出すべし之を變更せんとするとき亦同じ

第三條 理事長必要ありと認むるときは組合員に對し其の事業に要する物資の使用、取得又は保有に關し數量、用途其の他必要なる事項を指示することあるべし

第四條 組合員は理事長の定むる所に依り礦産物の送付計畫及受入計畫を定め理事長に提出すべし之を變更せんとするとき亦同じ

理事長必要ありと認むるときは組合員に對し福岡嶺山監督局長の承認を受け礦産物の送付數量、受入數量、送付

先、取得先其の他必要なる事項を指示することあるべし

第五條 組合員は理事長の定むる所に依り礦産物の輸送計畫を定め理事長に提出すべし之を變更せんとするとき亦同じ

第六條 組合員は理事長の定むる所に依り其の事業に要する技術者及勞務者其の他の從業者の雇傭豫定人員を記載したる勞務計畫書を理事長に提出すべし之を變更せんとするとき亦同じ

第七條 理事長必要ありと認むるときは組合員に對し技術者及勞務者其の他の從業者の作業能率の増進又は其の移動に關し必要なる事項を指示することあるべし

第八條 理事長必要ありと認むるときは其の定むる所に依り組合員に對し所用資金の調達方法を記載したる資金計畫書の提出を命ずることあるべし

第九條 理事長必要ありと認むるときは其の定むる所に依り組合員に對し厚價計算を記載したる書類、財産目録、貸借對照表、營業報告書、損益計算書又は利益の處分に



關する書類の提出を命ずることあるべし

第十條 理事長必要ありと認むるときは組合員に對し其の事業の經理の改善に關し必要なる事項を指示することあるべし

第十一條 理事長は組合員に對し福岡鐵山監督局長の承認を受け鑛產物の買受、賣渡、保有又は委託加工若は受託加工に付其の數量、價格、受渡先其の他に關し必要なる事項を指示することあるべし

第十二條 組合員は其の事業の開始、休止、廢止、讓渡、委託、共同經營又は合併を爲さんとするときは理事長の定むる所に依り其の旨を記載したる書類を理事長に提出すべし

第十三條 組合員は其の鑛業權若は砂鑛權の讓渡若は讓受又は隣接鑛區との間の鑛區の増減の契約を爲さんとするときは理事長の定むる所に依り其の旨を記載したる書類を理事長に提出すべし

第十四條 理事長必要ありと認むるときは其の定むる所に依り組合員に對し補償金、補助金又は獎勵金を交付することあるべし

に提出する書類は別に定むるものを除くの外理事長を經由すべし

第十九條 本組合は本規程に違反したる組合員に對し三千圓以下の過怠金を課することあるべし

三 役員

理事長	宮本久米太	藏内次郎兵衛
理事(常任)	川島康一	
理事	伊地知清彦	
監事	平塚保明	
評議員	石原圓吉	石松七郎
	新田義任	榊島榮
	竹田知利	筒井久次郎
	常田健次郎	京谷甚治
	小林勝之助	和田彰泰

第十五條 組合員は左の各號の一に該當する場合に於ては遲滞なく之を理事長に届出すべし

一 商號、名稱又は主たる事務所若は營業所の變更ありたるとき

二 定款の變更ありたるとき

三 役員の変更ありたるとき

第十六條 組合員は第一條第二項、第三條、第四條第二項、第五條第二項若は第七條乃至第十一條の規定に依る理事長の命令若は指示又は鐵山統制會の統制規程第四條第二項、第五條第二項、第七條、第八條、第十二條乃至第十四條、第十六條若は第十八條の規定に依る鐵山統制會の會長の指示を受けたるときは之に従ふべし

第十七條 組合員は第一條第一項、第二條、第四條第一項、第五條第一項、第六條、第八條、第九條、第十二條、第十三條及第十五條並に鐵山統制會の統制規程第一條第一項、第二條、第四條第一項、第五條第一項、第六條、第九條乃至第十一條、第十五條、第十七條及第二十條の規定に依り提出すべき書類に虚偽の記載を爲すことを得ず第十八條 鐵山統制會の統制規程に依り鐵山統制會の會長

日本金屬配給株式會社

設立年月日 昭和十七年一月  
所在地 東京都日本橋區茅場町二丁目八番地  
電話 茅場町二三三・四六八

一定款

第一章 總則

第一條 本會社は銅、鉛、亞鉛、アンチモン、錫、水銀、硫黃其の他鐵山統制會長の定むる鑛產物の一元的配給統制を行ふ爲左の業務を營むを以て目的とす

一 銅、鉛、錫等配給統制規則の銅、鉛、亞鉛、アンチモン、錫、水銀等の非鐵金屬及硫黃配給統制規則の硫黃並に其の他鐵山統制會長の定むる鑛產物の買又は移輸出

二 銅、鉛、亞鉛、アンチモン、錫等の非鐵金屬の故又は屑の買入及再生委託並に其の再生品の販賣

三 前各號に關聯する一切の業務

第二條 本會社は日本金屬配給株式會社と稱す



第三條 本會社は本店を東京市に支店を大阪市に置く

尙ほ必要の地に出張所又は代理店を置くことを得

第四條 本會社の公告は官報に之を掲載す

第二章 資本及株式

第五條 本會社は資本金を壹千萬圓とし之を貳拾萬株に分ち一株の金額を五拾圓とす

第六條 本會社の株式は鐵山統制會員若は鐵山統制會長が承認したるものに非ざれば之を所有することを得ず

第七條 株金第一回の拂込金額は一株に付金貳拾五圓とし第二回以後の拂込金額其の時期及方法は取締役會の決議を以て之を定む

第八條 株金の拂込を遲滞したる株主は拂込期日の翌日より拂込完了の日迄金百圓に付一日金四錢の割合に依る違約金を支拂ひ且つ遲滞の爲生じたる損害を賠償すべし

第九條 本會社の株券は總て記名式とし百株券の一種とす第十條 本會社の株主の所有する株式は百株の整數倍なる株式たることを要するものとす

第十一條 本會社の株式は取締役會の承諾を経て鐵山統制會長の承認を受くるに非ざれば賣買、贈與、買入其他

一切の處分行爲を得ざるものとす  
本會社の株券は裏書に依る讓渡を爲すことを得ざるものとす

第十二條 毀損に因り新株券の交付を受け、讓渡相續等に因り株式の名義書換を爲し、質權に關する登録又は信託の表示若は其の抹消を爲さんとする株主は本會社所定の手續に従ひ請求すべし但し毀損の程度が株券の眞偽判明困難なる場合には第十三條の例に依るものとす新株券の交付手数料は新株券一通に付金五拾錢とし株式の名義書換及質權に關する登録手数料は株券一通に付金拾錢とす第十三條 株券を喪失したる株主は除權判決の正本又は謄本を提出し本會社所定の手續に従ひ新株券を請求することを得

新株券の交付手数料は前條第二項に依る  
第十四條 株主、質權者、其の法定代理人若は代表者は其の氏名、住所及印鑑を本會社に届出づべし其の變更ありたるとき亦同じ  
本會社に提出する書類には届出の印章を押捺することを要す

第十五條 本會社は毎期決算期日翌日より定時株主總會終了の日迄及臨時株主總會の通知を發したる日より該總會終了の日迄株式名義書換及質權に關する登録を停止することを得

第十六條 本會社に取締役十名以内、監査役三名以内を置く

第三章 役員

第十七條 取締役及監査役は株主總會に於て之を選任す

役員を選任及び解任の決議は鐵山統制會長の承認を受くるに非ざれば其の效力を生ぜず

第十八條 取締役の任期は就任後第六回、監査役の任期は就任後第四回の定時株主總會終結の時を以て終了す但し取締役の一部又は監査役の一部のみ選任する場合に於ては其の任期は他の在任取締役又は監査役の殘任期に同じ

第十九條 取締役又は監査役に缺員を生ずるも法定の員數を缺かざるときは其の補缺選舉は之を延期することを得

第二十條 株主總會に於て取締役中會社を代表すべきもの若干名を選任し各自會社を代表せしむ

取締役は代表取締役中より社長一名常務取締役若干名を

互選す

第二十一條 取締役は取締役會を組織す

取締役會は社長之を招集し社長事故ある時は常務取締役之を招集し議長と爲る

取締役會の議事は出席取締役の過半數を以て之を決す可否同數なるときは議長の決する所に依る

監査役は取締役會に出席し意見を陳述することを得

第二十二條 各代表取締役は取締役會の決議に依り業務を執行す但し常務は之を専行す

第二十三條 取締役は取締役會の承認を得たるときは同種の營業を目的とする他の會社の取締役と爲ることを得

第四章 株主總會

第二十四條 定時總會は毎決算期の翌日より二ヶ月以内に之を招集す

第二十五條 總會の議長は社長之に當る社長支障あるときは常務取締役之に當り社長常務取締役共に支障あるときは他の出席取締役之に當る

第二十六條 株主は總會に於て他の出席株主に委任し其の議決權を行ふことを得但し總會開會前其の代理權を證す



る書面を本會社に提出することを要す

第二十七條 定款の変更、合併及解散の決議は鑛山統制會長の承認を受けるに非ざれば其の效力を生ぜず

第二十八條 總會の議事は其の經過の要領及結果を議事録に記載し議長出席したる取締役及監査役記名捺印し之を本會社に保存す

第五章 計 算

第二十九條 本會社は毎年三月末日及九月末日を以て決算期とす

第三十條 每營業期の總益金より總損金を控除したる殘額を純益金とし之に前期繰越金を加へたる額を左の通り處分するものとす但し其の一部を次期繰越金、社員給與金と爲すことを得

- 一 法定積立金
- 一 諸税引當金
- 一 役員賞與金
- 一 株主配當金
- 一 別途積立金
- 一 退職慰勞準備金

第三十一條 利益金の處分は定時總會招集前に鑛山統制會長の承認を受けることを要す

第三十二條 各營業期の株主配當金は該期末日に於ける株主名簿現在の株主に之を配當す

第三十三條 配當金は其の決議を爲したる株主總會當日より滿五ヶ年以内に請求なきときは之を本會社の所得とす

二 役 員

取締役社長	男爵 伊藤 文吉
常務取締役	藤井 三郎
取締役	土井 清
同	後藤 平馬
同	足立 哲夫
同	林 知義
同	青木 寅雄
	吉岡 美豐
	五代 信厚
	篠部 富藏
	安 保 生

セメント統制會

所在地 東京都麴町區丸ノ内一ノ一〇（淺野會館内）  
 電 話 丸ノ内（23）六五二一—四、六四九七、五四九〇  
 設立命令 昭和一六・一二・二  
 創 立 昭和一六・一二・一八  
 會員數 一九社、内共販一社



セメント統制會 目次

一 定 款	二九二	六 主要役員氏名	三〇六
二 統制規程	二九四	七 常設委員會一覽	三〇七
三 役員氏名	二九七	八 設立關係資料	三〇八
四 會員名簿	二九八	附 錄	
五 事務局事務分掌一覽	三〇三	セメント共販株式會社定款、役員	三〇〇

一 定 款

昭和十六年十二月十八日商工大臣認可  
 昭和十六年十二月二十日商工省告示第千二百九十五號  
 昭和十六年十二月二十日施行

第一章 總 則

第一條 本會はセメント業の綜合的統制運營を圖り且セメント業に關する國策の立案及遂行に協力することを目的とす

第二條 本會は重要産業團體令に依り設立しセメント統制會と稱す

第三條 本會の事務所は東京市に之を置く會長必要ありと認むるときは支部又は出張所を設くることを得

第二章 會 員

第四條 本會はセメントの製造業者及販賣業者にして商工大臣の指定したるものを以て之を組織す

第三章 事 業

第五條 本會は第一條の目的を達する爲左の事業を行ふ  
 一 セメントの生産及配給並にセメント業に要する原料

資材、資金、勞務等の需給に關する政府の計畫其の他セメント業に關する政府の計畫に對する參畫  
 二 セメントの原料計畫及資材計畫の設定及遂行に關する事項  
 三 セメントの生産計畫の設定及遂行に關する事項  
 四 セメントの配給計畫の設定及遂行に關する事項  
 五 セメントの價格に關する事項  
 六 セメントの需給調整及價格調整の爲の施設に關する事項  
 七 セメント業の整備確立に關する事項  
 八 セメント業に要する原料、資材及資金の確保調達に關する事項  
 九 セメント業に於ける技術者及勞務者に關する事項  
 十 セメント業に關する技術の向上、能率の増進、規格の統一、經理の改善其の他事業經營の合理化に關する

セメント統制會(定款)



事項

- 十一 セメント業に關する調査及研究に關する事項
- 十二 會員のセメント業に關する統制指導及検査に關する事項
- 十三 前各號に掲ぐるものの外本會の目的を達するに必要なる事項

第六條

本會は事業の執行に付商工大臣の認可を受け統制規程を定む

第四章 役員

第七條 本會に左の役員を置く

會長 一人

理事長 一人

理事 若干人

監事 若干人

評議員 若干人

第八條 會長は銓衡委員の推薦したる者にして商工大臣の任命したるものとす

理事長及理事はセメント業に關し經驗ある者及學識ある者の中より商工大臣の認可を受け會長之を命ず

評議員はセメント業に關し經驗ある者及學識ある者の中より會長之を命ず

監事は評議員之を選任す

監事の選任は評議員の過半数の同意を以て之を爲す

第九條 役員の任期は左の通とす

會長 三年

理事長 三年

理事 三年

監事 二年

評議員 二年

會長必要ありと認むるときは任期中と雖も商工大臣の認可を受け理事長又は理事を解任することを得

補缺の爲任命又は選任せられたる者の任期は其の前任者の在任すべかりし期間とす

第十條 會長、理事長及理事は他の職務又は商業に従事することを得ず但し商工大臣の認可を受けたるときは此の限に在らず

第十一條 會長は本會を代表しセメント業に關する統制指導其の他の會務を總理す

理事長は會長を輔佐し會務を掌理し會長事故あるときは其の職務を代理し會長缺員のときは其の職務を行ふ

理事は會長及理事長を輔佐し會務を分掌し豫め會長の定めたる順位に依り會長及理事長共に事故あるときは會長の職務を代理し會長及理事長共に缺員のときは會長の職務を行ふ

監事は本會の財産の状況を監査す

評議員は會長の諮問に對し答申し又は會長に對し意見を具申す

第五章 會 議

第十二條 總會は通常總會及臨時總會とす

通常總會は毎年一回三月に、臨時總會は會長必要ありと認むるとき之を開催す

總會は會長之を招集し之が議長となる

第十三條 左に掲ぐる事項は總會に諮り會長之を決す

一 定款の變更

二 收支豫算

三 定款第十九條又は第二十條の規定に依る賦課金の賦課徴收方法

第十四條 會長は通常總會に左の書類を提出して事業の状況を報告し監事をして財産の状況を報告せしむ

一 業務報告書

二 財産目録

三 貸借対照表

四 收支計算書

第六章 事 務 局

第十五條 本會の事務を處理する爲本會に事務局を置く

第十六條 事務局に部を置く

第十七條 事務局に事務局長一名を、各部に部長各一名を置く

事務局局長は理事長を以て之に充つ事務局局長は事務局を統轄す

部長は理事の中より會長之を命ず

部長は事務局の事務を分掌す

前四項に規定するものの外事務局及其の職員に關する事項に付ては會長之を定む

第十八條 本會の業務の遂行に關し會長必要ありと認むるときは委員會を設置す



委員會は事務局長之を主宰す

委員會に關する規程は會長之を定む

第七章 會 計

第十九條 本會は會員に對し經費を賦課す

第二十條 本會は其の事業を行ふ爲特に必要あるときは商工大臣の認可を受け會員の全部又は一部に對し前條の規定に依る賦課金の外特別の賦課金を課することを得

第二十一條 前二條の規定に依る賦課金の賦課徴收方法は

會長之を定む

第二十二條 本會の會計年度は一年とし毎年四月一日に始まり翌年三月末日に終る

第八章 過 怠 金

第二十三條 本會は會員にして統制規程に違反したる者に對し統制規程の定むる所に依り一萬圓以下の過怠金を課す

二 統 制 規 程

昭和十七年六月十二日商工大臣認可  
昭和十七年六月十五日商工省告示第六百九十四號

第一條 本規程に於てセメントとは左に掲ぐるものを謂ふ

一 ポルトランドセメントクリンカ（白色セメントクリンカを除く以下同じ）

二 ポルトランドセメント（白色セメントを除く以下同じ）

三 混合セメント（高爐セメントを含む以下同じ）

第二條 會員たるセメントの製造業者（以下製造業者と稱す）は一定期間毎のセメント製造用の資材の需要豫定數

量に記載したる資材計畫書を會長に提出すべし

會長は前項の資材計畫書を審査し製造業者に對しセメント製造用の資材の使用又は取得に關し數量、用途、取得先其の他必要なる事項を指示することあるべし

第三條 會長セメント製造用の資材の需給の調整を圖る爲特に必要ありと認むるときは製造業者に對しセメント製造用の資材の保有、交換、貸與若は借受又は譲渡若は譲受に關し必要なる事項を指示することあるべし

第四條 會長は製造業者に對し其のセメントの月別工場別種類別生産割當數量を指示す

前項の指示を受けたる製造業者は之に従ひセメントの製造を爲すべし但し設備の故障其の他特別の事情ある場合は此の限に在らず

前項但書の場合に於ては製造業者は遲滞なく其の事由を具し製造見込數量を會長に届出づべし

第五條 會長は製造業者の製造したるセメントの品質試験を爲すことあるべし

前項の品質試験の結果に依り會長必要ありと認むるときは製造業者に對し當該セメントの製造の制限を指示することあるべし

第六條 會長必要ありと認むるときは製造業者に對し混合セメントの製造に使用するポルトランドセメントクリンカ及混合材の配合割合を指示することあるべし

前項の指示を受けたる製造業者は之に従ひポルトランドセメントクリンカ及混合材を使用すべし但し已むを得ざる事由に因り會長の承認を受けたる場合は此の限に在らず

第七條 會長セメント製造事業の統制運営上特に必要ありと認むるときは商工大臣の承認を受け製造業者に對しセメント製造設備の新設、増設、變更、移轉、廢止、休止、轉用、貸與若は借受又は譲渡若は譲受に關し必要なる事項を指示することあるべし

會長セメント事業の統制運営上特に必要ありと認むるときは商工大臣の承認を受け會員に對しセメント事業の開始、廢止、休止、譲渡、譲受、委託經營又は共同經營に關し必要なる事項を指示することあるべし

第八條 會長必要ありと認むるときはセメント共販株式會社（以下共販會社と稱す）に對しセメントの買受又は譲渡に關し數量、條件其の他必要なる事項を指示することあるべし

第九條 共販會社セメントの譲受到付製造業者と基本協定を締結せんとするときは豫め會長の承認を受くべし之を變更せんとするとき亦同じ

第十條 會長セメント販賣事業の統制運営上特に必要ありと認むるときは共販會社に對しセメントの販賣に關し販賣方法又は販賣機構の改善其の他必要なる事項を指示す



ることあるべし

第十一條 會長セメントの需給の調整を圖る爲特に必要ありと認むるときは共販會社に對しセメントの保有に關し必要なる事項を指示することあるべし

第十二條 會長セメント又はセメント製造用の資材の輸送の改善を圖る爲特に必要ありと認むるときは會員に對し荷役設備の新設、増設又は改造に關し必要なる事項を指示することあるべし

第十三條 共販會社は一定期間毎のセメントの輸送機關別積出豫定數量を記載したる輸送計畫書を會長に提出すべし

第十四條 會長必要ありと認むるときは製造業者に對しセメント製造技術の研究、改善、公開又は交流に關し必要なる事項を指示することあるべし

第十五條 製造業者は一定期間毎の技術者及勞務者の雇傭豫定人員を記載したる勞務計畫書を會長に提出すべし

第十六條 會長セメントの生産の確保を圖る爲特に必要ありと認むるときは製造業者に對し技術者又は勞務者の作業能率の増進又は移動に關し必要なる事項を指示することあるべし

とあるべし

第十七條 會員は其のセメント事業の一定期間毎の所要資金の調達方法を記載したる資金計畫書を會長に提出すべし

第十八條 製造業者は其の製造するセメントの一定期間毎の原價計算を記載したる書類を會長に提出すべし

第十九條 會員は一定期間毎の豫定損益計算を記載したる書類を會長に提出すべし

第二十條 會長セメント事業の統制運営上特に必要ありと認むるときは會員に對し其のセメント事業の經理の改善に關し必要なる事項を指示することあるべし

第二十一條 會員は毎營業年度經過後遅滞なく財産目録、貸借對照表、營業報告書、損益計算書及利益金の處分に關する書類を會長に提出すべし

會長必要ありと認むるときは前項の書類の様式を定むることあるべし

第二十二條 會長セメント事業の統制運営上又は其の發達を圖る爲必要ありと認むるときは其の定むる所に依り會員に對し補償金、補助金又は獎勵金を交付することあるべし

べし

第二十三條 製造業者は一定期間毎の左に掲ぐる事項を記載したる書類を會長に提出すべし

一 セメント製造用の資材の受拂に關する事項

二 電力の使用に關する事項

三 勞務者の移動に關する事項

四 主要機械の運轉に關する事項

五 セメントの生産、賣買及受拂に關する事項

第二十四條 共販會社は一定期間毎のセメントの賣買及受拂の状況を記載したる書類を會長に提出すべし

第二十五條 第二條、第十三條、第十五條、第十七條乃至第十九條、第二十三條及前條の期間並に書類の様式及提

出期限は會長別に之を定む

第二十六條 第二條第二項、第三條、第五條第二項、第七條、第八條、第十條乃至第十二條、第十四條、第十六條又は第二十條の規定に依る會長の指示を受けたる會員は之に従ふべし

第二十七條 會員は第二條第一項、第十三條、第十五條、第十七條乃至第十九條、第二十一條、第二十三條又は第二十四條の規定に依り提出すべき書類に虚偽の記載を爲すことを得ず

第二十八條 本會は本規程に違反したる會員に對し過怠金を課することあるべし

### 三 役員氏名

會長	淺野 總一郎	東京都芝區田町五ノ一六(電・三田二〇・二一)
理事	河内 通祐	目黒區駒場町八六一(電・澁谷三八九三)
理事	中川 博	杉並區清水町一一三(電・萩窪二二一六)
同	迹見 富司	小石川區丸山町四三(電・大塚六三六六)

セメント統制會(役員氏名)



セメント統制會(會員名簿)

理事	島 剛	東京都澁谷區代々木富ヶ谷町一四六三(電・澁谷五五九)
同	小柳 勝藏	同 中野區千代田町六五(電・中野四三〇四呼出)
同	高橋 一郎	同 杉並區和田本町一〇五五(電・中野六八四三)
同	白杵善三郎	(大阪窯業セメント株式会社專務取締役)
監事	國吉 省三	(宇部興産株式会社專務取締役)
同	阿部 雅雄	(日本製鐵株式会社取締役)
同	岩崎 清七	(盤城セメント株式会社社長)
同	大友 幸助	(秩父セメント株式会社社長)
同	俵 田 明	(宇部興産株式会社社長)
同	狩野 宗三	(小野田セメント製造株式会社社長)
同	淺野 良三	(日本高爐セメント株式会社社長)
同	淺野 八郎	(淺野セメント株式会社專務取締役)
同	阿部 美樹志	(東洋セメント工業株式会社社長)
同	淺田 平藏	(大阪窯業セメント株式会社社長)
同	澁谷 澄	(小野田セメント製造株式会社取締役)
同	小島 新一	(日本製鐵株式会社取締役)

四會員名簿

磐城セメント株式會社

本社	東京都麹町區丸ノ内二丁目二番地(丸ビル)(電話丸ノ内(23)七二五一—七二五九)
四倉工場	福島縣石城郡四倉町(電話四倉一三・六七)
八戸工場	青森縣八戸市湊町(電話八戸八七)
栃木工工場	栃木縣安蘇郡葛生町(電話葛生七・七八・七九)
菊田工場	福岡縣京都郡菊田町(電話菊田一・二)
七尾工場	石川縣七尾市津向(電話七尾二四五・二六二)
敦賀工場	福井縣敦賀市泉(電話敦賀四七三・八〇三)

日本石綿盤製造株式會社

本社	神戸市神戸區北長狹通三丁目十一番地ノ二(電話葺 二八三〇・二八三一)
分室(營業所)	神戸市神戸區榮町通一丁目二番地(朝鮮銀行三階)(電話三宮四八七〇)
彦根工場	彦根市古澤町二七一番地(電話彦根七九二・八二三)
東京出張所	東京都麹町區丸ノ内二丁目(康徳會館・野澤幸三郎商店東京支店內)(電話丸ノ内(23)三六七〇・四六七五)

日本鑛業株式會社

本社	東京都芝區田村町一丁目二番地(日産館)(電話銀座(57)七一六一・七一七一)
鑛工場	熊本縣八代郡鏡町字郷開一一五九番地(電話鏡八・一三)

日本製鐵株式會社

本社	東京都麹町區丸ノ内二丁目二〇番地一(電話丸ノ内(23)一三四八・一三四九)
八幡工場	福岡縣八幡市枝光八一四番地(電話八幡二三〇〇)

セメント統制會(會員名簿)



セメント統制會(會員名簿)

日本高爐セメント株式會社

本

東京都麹町區丸ノ内一丁目六番地(東京海上ビル)

事務所及川崎工場

神奈川県川崎市淺野町二九三六番地(電話川崎三五一五—三五一七)

日本ソリデチット株式會社

本

東京都京橋區京橋三丁目二番地(片倉ビル)(電話京橋(56)四五四・二七七二・五三三二)

東洋産業株式會社

本

名古屋市中區廣小路通二丁目十一番地(電話本局五一四一)

東京事務所

東京都京橋區銀座西三丁目一番地(電話京橋(56)三六一〇)

田原工場

愛知縣渥美郡田原町大字豊島乙一番地(電話田原八・一一九)

東洋セメント工業株式會社

本

大阪市北區堂島濱通一丁目一五番地(福徳生命ビル)(電話北三六五五・三六五六)

東京營業所

東京都麹町區丸ノ内三丁目二番地(三菱廿一號館)(電話丸ノ内(23)一九一九)

小倉工場

福岡縣企救郡東谷村字市丸(電話會根二二・三四)

徳山曹達株式會社

本

東京都日本橋區江戸橋二丁目五番地一(電話日本橋(24)五六七一—二・五六四二)

徳山工場

徳山市八三五番地(電話徳山一三七・四八三—五・五四四)

秩父セメント株式會社

本

東京都麹町區丸ノ内一丁目二番地(日本工業俱樂部内)(電話丸ノ内(23)一三六一—六)

秩父工場

埼玉縣秩父郡秩父町大字大宮七九四番地(電話秩父三〇一—三)

大阪窯業セメント株式會社

本

大阪市北區堂島濱通二丁目一四番地(電話北一一〇—四)

東京事務所

東京都麹町區丸ノ内三丁目八番地(三菱仲六號館)(電話丸ノ内(23)一八七三)

大阪工場

大阪市大正區南恩加島町一番地(電話泉尾四三三—一七)

小野田セメント製造株式會社

本

小野田市大字小野田六二七六番地(電話小野田一・二・四二・三二二)

東京出張所

東京都京橋區銀座西三丁目一ノ二(建築會館)(電話京橋(56)二四九七・四八八四)

八幡工場

八幡市大字藤田二二四七番地(電話八幡二二三〇)

阿香工場

岡山縣阿香郡美敷村大字正田三三〇番地(電話新見二七・正田一)

由良工場

和歌山縣日高郡由良村大字江之駒三番地(電話由良一・二)

藤原工場

三重縣員辨郡東藤原村大字東禪寺一三六一番地(電話阿下喜五〇・五一)

大分支社(津久見工場)(太平工場)

大分縣北海部郡津久見町大字徳浦(電話津久見三四・三五・四三・七五)

大船渡工場

岩手縣氣仙郡赤崎村字跡濱二一ノ六(電話大船渡一〇一・一〇三・盛一六)

恒見工場

門司市恒見

宇部興産株式會社

本

山口縣宇部市大字小串一九七八番地一〇

宇部セメント工場

山口縣宇部市大字小串一九七八番地ノ二(電話宇部八八〇—三)

東京出張所及包裝工場

東京都芝區海岸通三丁目八番地ノ二(電話三田二二七—三)

セメント統制會(會員名簿)



大阪出張所及包装工場 大阪市港區新福崎町二丁目六番地ノ一(電話築港三一三一・三一三四)

磯野セメント株式會社

本店 東京都深川區清澄町一丁目八番地(電話本所二一五五・二一五六・三〇七七)

西多摩工場 東京都麴町區丸ノ内一丁目六番地(海上ビル新館三階)(電話丸ノ内一五三一・一九)

北海道工場 北海道上磯郡上磯町字谷好町一五一番地(電話上磯一・三四)

大阪工場 大阪市西成區津守町二九一番地(電話天下茶屋六〇三六一八)

門司工場 門司市大字門司三〇〇番地(電話門司四八・四〇七・四二〇・四八一・二)

香春工場 福岡縣田川郡香春町八一二番地(電話香春三二・三三)

八代工場 熊本縣八代市建馬町一八八五番地(電話八代二・八)

佐伯工場 大分縣佐伯市大字戸穴三三七ノ一(電話佐伯二二・二二七・海崎六)

土佐工場 高知市孕東町二五番地(電話高知二三二〇・二二)

糸崎工場 三原市糸崎町五三一〇番地ノ六(電話糸崎一・三五・一六)

尼ヶ崎工場 尼崎市北初島町一六番地(電話尼崎一三八・大阪福島二四五五・一六)

産業セメント鐵道株式會社

本社及後藤寺工場 福岡縣田川郡後藤寺町弓削田二八七七番地(電話後藤寺九〇一・二・一六六)

九州曹達株式會社

本社 東京都麴町區大手町二丁目八番地ノ七(日曹ビル)(電話丸ノ内六四・三七五・三四三)

日之出工場 熊本縣天草郡姫戸村二間戸(電話姫戸一)

### 三井鑛山株式會社

本社 東京都日本橋區室町二丁目一番地(電話日本橋二三三一一九)

大牟田工場 大牟田市新開町一番地(三池鐵業所セメント工場)(電話大牟田二〇五五・三〇七四)

常陸セメント株式會社

本社 東京都麴町區丸ノ内三丁目二(三菱廿一號館)(電話丸ノ内一六五・一〇五一)

日立工場 茨城縣日立市助川(電話日立四九)

セメント共販株式會社

本社 東京都日本橋區人形町二丁目三番地(日鮮館)(電話茅場町四八八六)

## 五 事務局事務分掌一覽

### 一 總務部

#### 總務課

- 一 セメントの價格に關する事項
- 二 會印會長印其の他の印章の保管に關する事項
- 三 會議に關する事項
- 四 人事に關する事項
- 五 職員の給與及福利施設に關する事項
- 六 諸規程の制定及改廢に關する事項

セメント統制會(事務局事務分掌一覽)

- 七 許可認可申請、諸届及諸契約其の他諸手續に關する事項

八 文書の接受、配布、發送及保管に關する事項

九 起案文書の審査及進達に關する事項

十 諸會費及寄附金に關する事項

十一 他部課の主宰に屬せざる事項

#### 經理課

- 一 セメント業に關する資金の調整及經理の改善に關



する事項

- 一 原價計算に関する事項
- 二 會員の經理關係全般の指導監督
- 三 賦課金の徴収及管理に関する事項
- 四 過剰金の徴収に関する事項
- 五 豫算及決算に関する事項
- 六 給與の計算及支拂
- 七 出納事務
- 八 其の他一般會計事務に関する事項

管理課

- 一 物品の購入及財産の管理に関する事項
- 二 圖書類の整理及保管に関する事項
- 三 出版に関する事項

生産部

企畫第一課

- 一 生産力擴充計畫及物資動員計畫への參畫に関する事項
- 二 原材料、生産及配給に関する総合的基本計畫の立案に関する事項

- 三 生産設備の整備増強に関する事項
- 四 企業合理化に関する事項
- 五 副業及副産品の計畫に関する事項

企畫第二課

- 一 原料に関する調査及其の合理的開發の立案に関する事項

調査課

- 一 生産資材及配給に關聯する諸般の調査研究に関する事項

- 二 統計の作成に関する事項

- 三 參考資料の蒐集整理及保管に関する事項

- 四 經濟法規の解説及速報に関する事項

生産課

- 一 セメントの生産割當に関する事項

- 二 工場作業の指導監督に関する事項

- 三 生産原價の引下に關する立案指導

- 四 資材活用に關する立案指導

勤務課

- 一 勤務者の調整及確保に関する事項

- 二 勤務者の訓練に関する指導

- 三 危害対策に関する事項

- 四 勤務者の福祉厚生に関する事項

三 配給部

配給第一課

- 一 セメント配給割當計畫に関する事項

- 二 配給機構の整備に関する事項

- 三 配給機構の指導監督に関する事項

配給第二課

- 一 セメント輸送計畫に関する事項

- 二 セメント配給に必要な輸送機關の確保及倉庫其の他諸設備に関する指導監督

四 資材部

資材第一課

- 一 前各號の實施遂行上に於ける配給機關に對する指導監督

- 一 生産用原材料の確保及割當に関する事項
- 二 生産用原材料の輸送計畫及輸送機關の確保に関する事項

- 三 原材料の調整及融通に関する事項

- 四 原材料の消費規正に関する事項

- 五 電力の調整及確保に関する事項

資材第二課

- 一 生産用及増産用資材の確保並に割當に関する事項

- 二 容器の確保に関する事項

- 三 資材の調整及融通に関する事項

五 技術課

- 一 生産能力の査定に関する事項

- 二 生産能率増進に関する研究指導

- 三 技術公開及交流に関する連絡

- 四 資材の節約方法に関する研究

- 五 品質の改善に関する研究指導

- 六 其の他セメント技術全般に関する指導



セメント統制會(主要役員氏名)

八 セメント、コンクリートに関する指導  
検査課

- 一 製品検査並に試験用機器、節網及標準砂の檢定
- 二 試験用資材の配給

六 主要役員氏名

(役名)	(氏名)	(出身學校並舊職名)
會長	淺野總一郎	早大・淺野セメント取締役社長
理事	河内通祐	明治四十五年山口高商・小野田セメント常務取締役
總務部長	島安剛	大正七年東大農學部・日本セメント工業組合專務理事
總務課長	武安次	昭和二年京大經濟學部・淺野セメント輸出課長
經理課長	福田松次	大正十四年濱松商業・日本セメント工業組合統制部長
經理課長	福田敏雄	大正十五年東京商大・日本ポルトランドセメント同業會
管理課長	中島敏博	大正二年京大理工科・淺野セメント取締役研究部長
生產課長	中川貞敏	大正十年東北大工學部・淺野セメント研究部副部長
企畫第一課長	上田貞敏	大正十二年東北大理學部・淺野セメント研究部調查課長
企畫第二課長	深谷廣一	昭和三年山口高商・小野田セメント總務部業務課副課長
調査課長	奥秀三	大正十二年京大工學部・淺野セメント技術部作業課長
生產課長	伊藤宗右衛門	大正十三年日大法學部・群馬縣職業課長
勤務課長	吉田英藏	大正十二年京大經濟學部・淺野セメント取締役營業部長
配給第一課長	迹見富司	大正十五年小樽高商・淺野セメント統制課長代理
配給第二課長	田中直行	

課	部長	(兼任)
配給第二課	田中直行	昭和二年東大經濟學部・磐城セメント取締役支配人
資材部	高橋一郎	昭和四年東大法學部・日本セメント工業組合資材課長
資材第一課	島田勝實	昭和三年九大工學部・磐城セメント栃木工場工務課長
資材第二課	竹田京藏	大正九年九大工學部・秩父セメント取締役技術部長
技術部	小柳勝藏	大正十四年九大工學部・朝鮮小野田セメント川内工場長
技術課	淺野忠	昭和二年東大工學部・淺野セメント研究部試験課長代理
検査課	平野生三郎	

七 常設委員會一覽

- (一) 規格委員會
  - (二) 標準砂委員會
  - (三) コンクリート委員會
  - (四) 混合セメント委員會
  - (五) 粉末度測定法委員會
  - (六) 用語委員會
  - (七) 危害對策委員會
  - (八) セメント割當査定委員會
  - (九) 熱管理委員會
- |       |      |
|-------|------|
| 委員長   | 河内通祐 |
| 委員長代理 | 小柳勝藏 |

八 設立關係資料

セメント統制會(常設委員會一覽・設立關係資料)



(一) 會員資格者指定（昭和十六年十二月二日・商工省告示第千二百三號）

重要産業團體令第七條ノ規定ニ依リセメントノ製造及販賣ニ關スル事業ノ統制會ノ會員タル資格ヲ有スル者左ノ通指定ス

（會員資格者名略）

(二) 設立命令（昭和十六年十二月二日・商工省告示第千二百四號）

重要産業團體令第八條第一項及重要産業團體令施行規則第一條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通定ム

昭和十六年十二月商工省告示第千二百三號ヲ以テ指定シタル者ハセメントノ製造及販賣ニ關スル事業ノ統制會ヲ設立スベシ

前項ノ統制會ノ設立ノ認可ヲ申請スベキ期限ハ昭和十六年十二月二十日迄トス

(三) 設立委員指名（昭和十六年十二月二日・商工省告示第千二百五號）

重要産業團體令施行規則第一條第二項ノ規定ニ依リセメントノ製造及販賣ニ關スル事業ノ統制會ノ設立委員左ノ通命

シタリ

磐城セメント株式會社取締役社長

日本製鐵株式會社社長

秩父セメント株式會社取締役社長

大阪窯業セメント株式會社取締役社長

小野田セメント製造株式會社取締役社長

宇部セメント製造株式會社取締役社長

淺野セメント株式會社取締役社長

（四）會長銓衡委員指名（昭和十六年十二月二日・官報掲載）

大友 幸助

狩野 宗三

淺野 總一郎

委員ヲ命ズ

セメントノ製造及販賣ニ關スル事業ノ統制會ノ會長ノ銓衡委員ヲ命ズ

(五) セメント統制會創立總會

一日 時 昭和十六年十二月十八日午前十一時

二 場所 商工大臣官舎

三 議事

岩崎 清七

平生 夙三郎

大友 幸助

淺田 平藏

狩野 宗三

渡邊 剛二

淺野 總一郎

岩崎 清七

淺田 平藏

(一) 定款ノ決定

(二) 統制會ノ負擔ニ歸スベキ創立費及其ノ償却方法ノ決定

(三) 初年度ノ收支豫算ノ決定（自昭和十七年一月至同年三月）

(四) 初年度ニ於ケル重要産業團體令第十九條ノ規定ニ依ル賦課金ノ賦課徴收方法ノ決定

(六) 設立認可（昭和十六年十二月二十日・商工省告示第千二百九十五號）

セメントノ製造及販賣ニ關スル事業ノ統制會ハ昭和十六年十二月十八日成立シタリ其ノ定款左ノ如シ

（定款略）

(七) 會長任命（昭和十六年十二月二十日・商工省告示第千二百九十六號）

重要産業團體令第十四條第一項ノ規定ニ依リ昭和十六年十二月十八日淺野總一郎ヲセメント統制會ノ會長ニ任命シタリ

(八) 理事長及理事任命（昭和十六年十二月二十日・商工省告示第千二百九十七號）

重要産業團體令第十四條第五項ノ規定ニ依リ昭和十六年十二月二十日セメント統制會（設立關係資料）

二月十八日セメント統制會ノ理事長及理事任命ノ件左ノ通認可シタリ

理事長	河内 通祐	理事	中川 博
理事	迹見 富司	同	島 剛
同	小柳 勝藏	同	高橋 一郎



附 録

セメント共販株式會社

設立年月日—昭和十五年二月十二日  
所 在 地—東京都日本橋區人形町二丁目三番地(日鮮館四階)  
電 話—茅場町四八八六・四八八七

一 定 款

第一章 總 則

第一條 本會社はセメント共販株式會社と稱す

第二條 本會社はセメントの配給統制を實施するため左記業務を営むを以て目的とす

- 一 内地に於けるセメント製造業者の製造に係るセメントの賣買
- 二 セメントの移輸出
- 三 前各號に附帶し必要なる他の業務

第三條 本會社の資本金は金五百萬圓とす

第四條 本會社は本店を東京市に、支店を札幌市、仙臺市、新潟市、東京市、名古屋市、大阪市、廣島市、門司市に設置す、但し取締役會の決議に依り必要の地に支店、又は出張所を設けることを得

第五條 本會社の定款の変更及解散の決議は商工大臣の承認を受くるに非ざれば其の效力を生ぜず

第六條 本會社の公告は官報に掲載して之を爲す

第二章 株 式

第七條 本會社の株式を拾萬株に分ち一株の金額を金五拾圓とす

第八條 本會社の株式は記名式とす

第九條 本會社の株券は一株券、十株券、及百株券の三種とす

第十條 株金の拂込は一株に付第一回を金拾貳圓五拾錢とす

し第二回以後の拂込の金額及期日は取締役會の決議に依り之を定む

第十一條 株金の拂込を怠りたる株主は拂込期日の翌日より拂込完了の日迄其の拂込むべき金額に對し金壹百圓に付一日金四錢の割合を以て遅延利息を支拂ふものとす

第十二條 株主、質權者、受託者又は其の法定代理人は本會社所定の書式に依り其の氏名、商號、名稱、住所及印鑑を本會社に届出づべし其の変更ありたるとき亦同じ

第十三條 本會社の株式は取締役會の承認を得るに非ざれば之を譲渡し又は擔保に供することを得ず  
本會社の株式は株券の裏書に依りて之を譲渡することを得ず

第十四條 譲渡其の他の事由に因りて株式を取得したる者名義書換を爲さんとするときは本會社所定の手續に依り之を請求すべし

質權の設定、移轉の登録若は其の抹消又は信託の表示若は其の抹消を爲さんとするときは亦前項に同じ

第十五條 株券の毀損又は分合に因り新株券の交付を求めんとするときは本會社所定の請求書に原券を添へて本會

セメント統制會(セメント共販株式會社)

社に差出すべし

株券の喪失に因り新株券の交付を求めんとするときは本會社所定の請求書に除權判決の正本又は謄本を添へて差出すべし

第十六條 前二條の場合に於ては左記手数料を本會社に支拂ふことを要す

- 一 株券名義書換 株券一枚に付金拾錢
- 一 新株券の發行 株券一枚に付金五拾錢

第十七條 本會社は毎決算期の翌日より其の期の定時株主總會終結の日迄及臨時株主總會招集の通知を發したる日より其の總會終結の日迄株式の名義書換、質權の設定、移轉の登録若は其の抹消又は信託の表示若は其の抹消を停止す

前項の外特に必要あるときは一定の期間を定めて豫め公告の上之を停止することあるべし

第三章 株 主 總 會

第十八條 本會社の定時株主總會は毎年五月に臨時株主總會は必要ある毎に之を招集す

第十九條 株主は代理人を以て其の議決權を行使すること



を得但し右代理人は本會社株主たることを要す

第二十條 總會の議長は取締役社長之に任ず取締役社長事務あるときは専務取締役之に當る取締役社長、専務取締役共に事故あるときは常務取締役又は他の取締役中の一之人に當る

第二十一條 株主總會は總株主の二分の一以上に當る株主出席することを要し其の決議は出席したる株主の議決權の過半数を以て之を爲す

可否同數なるときは議長の決する所に依る但し議長は其の議決權を行使することを妨げず

法令に依り特別決議を要すべき場合に於ては決議は總株主の四分の三以上にして資本の四分の三以上に當る株主出席し其の議決權の過半数を以て之を爲す可否同數なるときは前項に同じ

第二十二條 株主總會の議事録には議事の經過の要領及其の結果を記載し議長並に出席したる取締役及監査役之に記名捺印したる上本會社に保存す

第四章 役員

第二十三條 本會社に左の役員を置く

取締役 十五名以内 監査役 四名以内

第二十四條 取締役及監査役は株主總會に於て之を選任す取締役及監査役の選任及解任の決議は商工大臣の承認を受くるに非ざれば其の效力を生ぜず

第二十五條 取締役及監査役の任期は左の通りとす但し再選を妨げず

- 一 取締役 三ヶ年
- 一 監査役 二ヶ年

第二十六條 取締役又は監査役の任期が其の任期中の最終決算期に關する定時株主總會終結前に満了するときは其の定時株主總會終結に至る迄之を伸長す

第二十七條 本會社に取締役社長一名を置く尙専務取締役一名、常務取締役若干名を置くことを得

取締役社長、専務取締役及常務取締役は取締役會に於て取締役に選任す

前項の選任は商工大臣の承認を受くるに非ざれば其の效力を生ぜず

取締役社長及専務取締役は各自本會社を代表す

第二十八條 取締役は取締役會を組織し重要事項を決議す

第二十九條 取締役社長は株主總會及取締役會を招集す

取締役社長は取締役會の決議を執行し社務を總理す

専務取締役及常務取締役は取締役社長を輔佐し業務を掌理す

第三十條 監査役は取締役會に出席し意見を述べることを得

第三十一條 取締役會の決議は取締役の過半数を以て之を決す可否同數なるときは議長之を決す

第三十二條 取締役會の決議は決議録に記載し議長並に出席取締役の記名捺印を得て之を本會社に保存す

第三十三條 役員の一部を選任する場合其の新任役員任期は現任同役の残期間とす

第三十四條 役員報酬は株主總會の決議に依りて之を定む

第五章 計 算

第三十五條 本會社の事業年度は一年を一期とし毎年三月末日を以て決算期とす

第三十六條 本會社は毎事業年度の總益金より營業上の諸經費、諸損失並に資産償却金等の總損金を控除したる殘

セメント統制會(セメント共販株式會社)

額を利益金とし之に前期繰越金を加算して次の割合に依り之を處分す

- 一 法定 積 立 金 當期利益金の百分の五以上
- 一 従業員退職給與基金 若干
- 一 役員 賞 與 金 若干
- 一 株 主 配 當 金 年六分以内
- 一 後 期 繰 越 金 若干

右の外別途積立金を爲すことあるべし

第三十七條 本會社の決算及利益金の處分に關する株主總會の決議は商工大臣の承認を受くるに非ざれば其の效力を生ぜず

第三十八條 株主配當金は事業年度末日現在の株主名簿に依り株主に支拂ふものとす

第三十九條 株主配當金は支拂開始の日より滿三ヶ年を経過するも支拂の請求なきときは本會社の所得とす

二 役 員

取締役社長 岩崎清一郎

専務取締役 木村一郎



セメント統制會(セメント共販株式會社)

常務取締役	青木 晴	江上 忠次
取締役	大友 幸助	白井 善三郎
同	淺野 八郎	渡部 生一
同	齋藤 次郎	下坂 百千
同	岡田 徳輔	
同	阿部 雅雄	國吉 省三
監査役		

# 車輛統制會

所在地	東京都麹町區大手町二ノ八(機械工業會館内)
電話	丸ノ内(23) 元大・三六四・五六五・空八八・空八八・空八八・空八八・空八八・空八八
設立命令	昭和一六・一二・一
創立	昭和一六・一二・二二
會員數	一三〇社



車輛統制會 目次

一定	款	三二七	(一) 朝鮮支部規程	三三〇
二	統制規程	三三〇	(二) 支部長事務處理規程	三三〇
三	統制品目	三三三	(三) 朝鮮支部事務分掌規程	三三三
四	役員氏名	三三三	(四) 大阪出張所規程	三三七
五	會員名簿	三三三	八 支部及駐在員事務所所在地	三三七
六	事務局分掌規程	三三三	九 主要役職員氏名	三三八
七	支部及出張所諸規程	三三三	十 設立關係資料	三三九

一定 款

昭和十六年十二月二十二日商工大臣認可  
 昭和十六年十二月二十三日商工省告示第千三百十五號  
 昭和十六年十二月二十三日施行

第一章 總 則

第一條 本會は本邦に於ける車輛及鐵道信號保安裝置の製造及販賣に關する事業(以下單に當該産業と稱す)の確立を期し以て高度國防國家體制を完備する爲其の綜合的統制運営を圖り且當該産業に關する國策の立案及遂行に協力することを目的とす

第二條 本會は重要産業團體令に依り之を設立し車輛統制會と稱す

第三條 本會の事務所は之を東京市に置く會長必要ありと認むるときは支部又は出張所を設くることを得

第四條 本會の公告は官報を以て之を爲す

第二章 會 員

第五條 本會は當該産業を營む者及當該産業を營む者を以て組織する團體にして商工大臣の指定したるものを以て

車輛統制會(定款)

之を組織す

第三章 事業及其の執行

第六條 本會は第一條の目的を達する爲左の事業を行ふ

- 一 當該産業に於ける生産及配給並に當該産業に要する資材、資金、勞務等の需給に關する政府の計畫其の他當該産業に關する政府の計畫に對する參畫
- 二 當該産業に於ける生産及配給に關する統制指導
- 三 當該産業に要する資材、資金、勞務、燃料及動力等の需給に關する統制指導
- 四 當該産業に於ける生産品の價格に關する事項
- 五 當該産業の整備確立
- 六 技術の向上、能率の増進、規格の統一、經理の改善其の他會員及會員たる團體を組織する者の當該産業に屬する事業の發達に關する施設
- 七 當該産業に關する調査及研究



八 會員及會員たる團體を組織する者の當該産業に屬する事業に関する検査

九 前各號に掲ぐるものの外本會の目的を達するに必要なる事業

第七條 會員又は會員たる團體を組織する者の當該産業に屬する事業に関する統制に付ては統制規程の定むる所に依る

第八條 本會の事業の執行に關し必要なる事項は別に之を定む

第四章 役員

第九條 本會に左の役員を置く

- 會長 一人
- 理事長 一人
- 理事 若干人
- 監事 三人
- 評議員 若干人

會長必要ありと認むるときは副會長一人を置くことを得

第十條 會長は銓衡委員の推選したる者にして商工大臣の命じたるものとす

副會長、理事長、理事及評議員は當該産業に關し經驗ある者及學識ある者の中より會長之を命ず但し副會長、理事長及理事の任命は商工大臣の認可を受くるものとす  
監事は評議員の過半数の同意を以て之を選任す

第十一條 役員は左の通とす

- 會長 三年
- 副會長 三年
- 理事長 三年
- 理事 三年
- 監事 二年
- 評議員 二年

會長必要ありと認むるときは任期中と雖も商工大臣の認可を受け副會長、理事長又は理事を解任することを得  
補缺の爲任命又は選任せられたる者の任期は其の前任者の在任すべかりし期間とす

第十二條 會長、副會長、理事長及理事は他の職務又は事業に従事することを得ず但し商工大臣の認可を受けたるときは此の限に在らず

第十三條 會長は本會を代表し當該産業の統制指導其他

の會務を總理す

副會長は會長を輔佐し會長事故あるときは其の職務を代理し會長缺員のときは其の職務を行ふ

理事長は會長及副會長を輔佐し會務を掌理し會長及副會長共に事故あるときは會長の職務を代理し會長及副會長共に缺員のときは會長の職務を行ふ

理事は會長、副會長及理事長を輔佐し會務を分掌し豫め會長の定むる順位に依り會長、副會長及理事長共に事故あるときは會長の職務を代理し會長、副會長理事長共に缺員のときは會長の職務を行ふ

監事は本會の財産の状況を監査す

評議員は會長の諮問に對し答申し又は會長に對し意見を具申す

第五章 會議

第十四條 會議を分ちて總會及評議員會とす

總會は會員を以て之を組織し評議員會は評議員を以て之を組織す

第十五條 總會は通常及臨時の二種とし通常總會は毎事業年度終了後二箇月以内に之を開催し臨時總會は會長必要

ありと認むるとき之を開催す

前項の事業は一年とし毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る

總會は會長之を招集す

總會を招集するには會員に對し少くとも二週間前に會議の目的たる事項、日時及場所を示し招集の通知を發するものとす

總會の議長は會長之に當る

第十六條 左に掲ぐる事項は總會に諮り會長之を決す

- 一 定款の変更
- 二 收支豫算
- 三 第二十二條又は第二十三條の規定に依る賦課金の賦課徴收方法

第十七條 會長は毎年通常總會に本會の事業の状況を報告し監事をして財産の状況を報告せしむ

第十八條 評議員會は會長必要ありと認むるとき隨時之を開催す

評議員會の議長は會長之に當る

第六章 事務局



第十九條 本會の事務を處理する爲本會に事務局を置く  
第二十條 理事長は會長の指揮監督を承け事務局を統理す  
第二十一條 前二條の外事務局事務分掌及職員に關する事項は別に之を定む

第七章 會 計

第二十二條 本會は會員に對し其の經費を賦課す  
第二十三條 本會は其の事業を行ふ爲特に必要あるときは商工大臣の認可を受け會員の全部又は一部に對し前條の規定に依る賦課金の外特別の賦課金を課することを得  
第二十四條 前二條の規定に依る賦課金の徴收に關しては別に定むる所に依る

第二十五條 本會の會計年度は第十五條第二項に定むる事業年度に依る

第八章 解散及清算

二 統制規程 (昭和十七年五月六日商工省告示第五百五十七號)

第一條 本規程に於て車輛等とは車輛及鐵道信號保安裝置並に其の部分品にして會長の指定したるものを謂ふ

第二條 會員は一定期間毎の車輛等の製造及販賣に關する事業(以下單に事業と稱す)の事業計畫を定め會長の承

認を受くべし之を變更せんとするとき亦同じ

會長必要ありと認むるときは政府の承認を受け前項の事業計畫の變更を命ずることあるべし

會員は第一項の事業計畫を實施すべし

第三條 會員は一定期間毎の其の事業に要する資材(燃料及動力並に部分品及附屬品を含む以下單に資材とす)にして會長の指定するものの需要豫定數量を記載したる資材計畫書を會長に提出すべし

第四條 會長必要ありと認むるときは會員をして資材の使用狀況若は取得狀況に付必要なる報告を爲さしめ又は會員に對し資材の使用若は取得に關し數量、用途、取得先其の他必要なる事項を指示することあるべし

會長前項の規定に依り會員に對し其の供給を受くる部分品の種類、數量若は供給者に付必要なる事項を指示し又は車輛等の製造に會長の指定する資材を使用すべきことを命じ若は其の使用を制限せんとするときは政府の承認を受くるものとす

第五條 會長資材の需給調整を圖る爲特に必要ありと認むるときは會員に對し資材の保有、交換、貸與又は讓渡に

第二十六條 本會は商工大臣の命令に依りて解散す  
第二十七條 清算人は商工大臣の解散通知に基き裁判所の選任したる者之に當る

第二十八條 清算人は本會を代表し清算を爲すに必要な一切の行爲を爲す權限を有す

第二十九條 清算人は裁判所の認可を受け清算及財産處分の方法を定む

第三十條 本會は解散の後と雖も裁判所の認可を受け其の債務を完済するに必要な金額を賦課徴收することを得

第九章 過 怠 金

第三十一條 本會は定款に違反したる會員に對し五千圓以下の過怠金を課することを得

第三十二條 本會は統制規程に違反したる會員に對し壹萬圓以下の過怠金を課することを得

關し必要なる事項を指示することあるべし

第六條 會長必要ありと認むるときは會員に對し生産分野の測定、生産の割當、規格の統一その他車輛等の製造に關し必要なる事項を指示することあるべし

會長前項の規定に依り生産分野の測定又は規格の統一を爲さんとするときは政府の承認を受くるものとす

會員已むを得ざる事由に因り第一項の規定に依る會長の指示に従ふこと能はざるときは會長の承認を受くべし

第七條 會員は車輛の受註を爲す場合に於ては受註査定票を會長に提出すべし但し陸軍又は海軍より當該車輛等製造用の資材の配給を受くる場合及會長の指定したる車輛等に付ては此の限に在らず

會長前項の受註査定票を受理したるときは其の定むる受註査定細則に依り受註の可否を査定し當該會員に之を通知す

會員は第二項の規定に依り受註の承認を受くるに非ざれば受註に係る車輛の製造を爲すことを得ず但し第一項但書の場合及特別の事由に依り會長の承認を受けたる場合は此の限に在らず



第八條 會長必要ありと認むるときは會員に對し前條第二項の規定に依る受註の承認を爲したる車輛等の規格、數量又は完成時期に付必要なる指示を爲すことあるべし  
會員已むを得ざる事由に因り前項の規定に依る會長の指示に従ふこと能はざるときは會長の承認を受くべし  
第九條 會員陸軍又は海軍より資材の配給を受くべき車輛等を受註せんとするときは一定期間毎に取纏め會長に届出づべし但し已むを得ざる事由に因り事前の届出を爲すこと能はざるときは之を一定期間毎に取纏め會長に届出づべし

第十條 會員は會長の指定したる車輛等の一定期間毎の生産工程計畫を記載したる生産工程表を會長に提出すべし之を變更せんとするときは亦同じ  
會長必要ありと認むるときは前項の生産工程計畫の變更を命ずることあるべし

會員は第一項の生産工程計畫を実施すべし  
第十一條 會長必要ありと認むるときは會員をして其の製造中の車輛等の製造工程に關し必要なる報告を爲さしめ又は會員に對し其の製造中の車輛等の製造工程の變更に

關し必要なる事項を指示することあるべし

第十二條 會員は一定期間毎の車輛等の製造完了状況を記載したる書類を會長に提出すべし  
第十三條 會員は一定期間毎の會長の指定したる車輛等の納入状況を記載したる書類を會長に提出すべし  
會長必要ありと認むるときは會員に對し前項の書類の外受領書の寫其の他の證憑書類を提出すべきことを命ずることあるべし

第十四條 會長必要ありと認むるときは會員に對し車輛等の販賣に關し條件、時期、販賣先其の他必要なる事項を指示することあるべし

第十五條 會長事業の統制運営上特に必要ありと認むるときは政府の承認を受け會員に對し事業設備の新設、増設、變更、廢止、休止、貸與、借受、讓渡又は讓受に關し必要なる事項を指示することあるべし  
會長事業の統制運営上特に必要ありと認むるときは政府の承認を受け會員に對し事業の開始、廢止、休止、讓渡、讓受、委託經營又は共同經營に關し必要なる事項を指示することあるべし

第十六條 會長必要ありと認むるときは會員に對し一定期間毎の事業設備の建設状況を記載したる書類を提出すべきことを命ずることあるべし

第十七條 會員は一定期間毎の車輛等の輸送豫定數量を記載したる輸送計畫書及一定期間毎の車輛等の輸送數量を記載したる輸送実績報告書を會長に提出すべし但し會長の指定したる場合は此の限に在らず

第十八條 會長必要ありと認むるときは政府の承認を受け會員に對し車輛の製造技術の研究、改善、公開又は交流に關し必要なる事項を指示することあるべし

第十九條 會長必要ありと認むるときは政府の承認を受け會員に對し車輛等の製造に必要な見本機械又は圖面の利用に關し必要なる事項を指示することあるべし

第二十條 會員は一定期間毎の所要資金の額及調達方法を記載したる資金計畫書を會長に提出すべし

第二十一條 會員は一定期間毎の從業者の雇傭豫定人員を記載したる勞務計畫書及一定期間毎の從業者の雇傭人員を記載したる勞務実績報告書を會長に提出すべし

第二十二條 會長車輛等の生産の確保を圖る爲特に必要あ

りと認むるときは會員に對し從業者の作業能率の増進又は移動に關し必要なる事項を指示することあるべし  
第二十三條 會長必要ありと認むるときは會員に對し車輛等の豫定原價計算又は原價計算を記載したる書類を提出すべきことを命ずることあるべし  
第二十四條 會長特に必要ありと認むるときは會員に對し其の事業の經理の改善に關し必要なる事項を指示することあるべし

第二十五條 會長事業の統制運営上又は其の發達を圖る爲必要ありと認むるときは其の定むる所に依り會員に對し補償金、補助金又は獎勵金を交付することあるべし

第二十六條 會員は一定期間毎の事業状況を記載したる事業報告書を會長に提出すべし

第二十七條 會員は一定時期に於ける資材の保有状況を記載したる資材保有報告書を會長に提出すべし

第二十八條 會員は法人に在りては毎營業年度經過後遲滞なく財産目録、貸借對照表、營業報告書、損益計算書、利益金の處分に關する書類及當該營業年度の收支決算を記載したる書類を、個人に在りては毎年二月末日迄に事



















車輛統制會(會員名簿)

評議員	長島吉次郎	(株式會社新潟鐵工所專務取締役)
同	小石雄治	(發動機製造株式會社取締役)
同	伊集院清彦	(三菱製鋼株式會社取締役)
同	山本榮男	(株式會社山本工場社長)
同	荒木宏	(華北車輛株式會社副社長)
同	佐藤愨一	(株式會社大連機械製作所專務取締役)
同	福見貞治	(日本車輛製造仁川支店取締役支配人)
同	田川常治郎	(龍山工作株式會社取締役社長)
同	風岡憲一郎	(東京芝浦電氣株式會社取締役)

五會員名簿

會員番號	會員名	所在地
二	合名會社 渥美鐵工所	濱松市海老塚町六四五
三	合名會社 石原鐵工所	大阪市大正區泉尾上通三ノ四七
四	今泉工業所	大阪市西淀川區御幣島町五二
五	株式會社 岩崎レール商會	東京都京橋區築地四ノ八
六	株式會社 岩手鐵工所	盛岡市仙北町第六地割字西浦地一ノ一
七	磐城炭礦株式會社	東京都麹町區丸ノ内一ノ六ノ一

八	宇部興產株式會社	宇部市大字小串一九七八ノ一〇
一〇	大阪電氣鑄鋼株式會社	大阪府豐能郡庄内町島江三二
一一	株式會社 大館製作所	秋田縣北秋田郡大館町字護摩木道下六一
一二	合名會社 大野製作所	門司市大里東通町二ノ一
一三	日本油機製造株式會社	東京都芝區田村町三ノ一
一四	株式會社 岡部鐵工所	福岡縣精屋郡古賀町古賀一二五〇
一五	株式會社 加藤製作所	東京都京橋區銀座西八ノ四
一六	加藤鐵工所	名古屋市熱田區花表先町二ノ二一
一七	金井工業株式會社	東京都芝區田村町三ノ一
一八	株式會社 兼重製鋼所	尼崎市西長洲大町一六
一九	川崎重工業株式會社	神戶市神戶區明石町三八
二〇	川崎車輛株式會社	神戶市林田區和田山通一ノ六
二一	株式會社 關西鑄鐵所	大阪市浪速區反物町一三三四
二二	木南車輛製造株式會社	堺市戎島四ノ三一
二三	汽車製造株式會社	東京都麴町區丸ノ内二ノ二
二四	株式會社 北中製作所	大阪市天王子區南玉造町八
二五	株式會社 京三製作所	橫濱市鶴見區平安町二ノ一三一
二六	株式會社 楠木機械製作所	大阪市此花區傳法町北三ノ二八
二七	株式會社 黒岩鐵工所	東京都城東區南砂町三ノ三
二八	合資會社 黒岩鐵工所	東京都城東區南砂町三ノ三

車輛統制會(會員名簿)



車輛統制會(會員名簿)

二九	株式會社 小糸製作所
三〇	株式會社 小松製作所
三一	株式會社 工進精工所
三二	株式會社 幸袋製作所
三三	株式會社 神戶製鋼所
三四	近藤鐵工所
三五	酒井鐵工所
三六	櫻井製鋼所
三七	合資會社 三藤工場
三八	合名會社 三藤電機工場
三九	鈴木合金製作所
四〇	住友金屬工業株式會社
四一	田中車輛株式會社
四二	大同信號株式會社
四三	大同製鋼株式會社
四四	高田機工株式會社
四五	鐵道機器株式會社
四六	帝國車輛工業株式會社
四七	株式會社 帝國電機製作所

東京都品川區東品川四ノ二六  
 小松市八日市町地方五  
 東京都品川區東大崎一ノ五四四  
 福岡縣嘉穂郡幸袋町二一五  
 神戸市葺合區脇濱町一ノ三一  
 大阪市西成區甲岸町一七  
 東京都芝區西芝浦三ノ一  
 名古屋市中區御器所町向田三三  
 東京都豐島區池袋八ノ二二九七  
 大阪市城東區中本町五三三  
 大阪市大正區福町一ノ一〇  
 大阪市此花區島屋町三七  
 布施市大字橋本一番地ノ一  
 東京都大森區大森二ノ一九七  
 名古屋市南區星崎町字繰出六六  
 東京都神田區花房町三  
 東京都城東區北砂町一ノ七一三  
 堺市鳳町大字長承寺三五七  
 大阪市西淀川區野里町三四四

四八	東京機器工業株式會社
四九	東京芝浦電氣株式會社
五〇	東邦製鋼株式會社
五一	東洋電機製造株式會社
五二	株式會社 中井鐵道機械製作所
五三	株式會社 中島製作所
五四	株式會社 中田製作所
五五	中山機械株式會社
五六	株式會社 永田製作所
五七	株式會社 新潟鐵工所
五八	日本エヤーブレーキ株式會社
五九	日本機械車輛工業株式會社
六〇	日本索引車製造株式會社
六一	日本車輛製造株式會社
六二	日本信號株式會社
六三	株式會社 日本製鋼所
六四	株式會社 日本鑄鋼所
六五	日本鐵道自動車工業株式會社
六六	日本鐵道自動車工業株式會社
六七	日本輸送機株式會社

東京都大森區入新井一ノ一〇〇  
 東京都京橋區銀座西五ノ二ノ一  
 名古屋市南區江戸町三ノ三七  
 東京都麴町區丸ノ内三ノ四  
 東京都蒲田區羽田一ノ一八二一  
 大阪市西區九條南通一ノ一二六  
 大阪市大淀區大仁東一ノ二七  
 札幌市北二條東一三ノ二六  
 福岡縣若松市常盤町三ノ一  
 東京都麴町區丸ノ内三ノ四  
 神戸市葺合區脇濱町三ノ二〇五八  
 東京都蒲田區西六郷三ノ五一  
 大阪市東淀川區西町五八〇  
 名古屋市熱田區三本松町一ノ一  
 東京都麴町區丸ノ内二ノ二  
 東京都麴町區丸ノ内一ノ二ノ一  
 大阪市大正區千鳥町三八三  
 東京都品川區東品川四ノ八  
 京都府乙訓郡新神足村字神足

車輛統制會(會員名簿)



車輛統制會(會員名簿)

六八 東亞車輛株式會社  
 六九 株式會社 島中工場  
 七〇 發動機製造株式會社  
 七一 株式會社 日立製作所  
 七二 株式會社 肥後機械製作所  
 七五 三菱重工株式會社  
 七六 三菱電機株式會社  
 七七 合資會社 峰製作所  
 七八 宮原機械株式會社  
 七九 立山重工株式會社  
 八〇 株式會社 森尾商會製作所  
 八一 株式會社 山本工場  
 八二 株式會社 夕張製作所  
 八三 株式會社 横河橋梁製作所  
 八四 横山工業株式會社  
 八五 吉年可鍛鑄鐵鑄造所  
 八六 株式會社 吉原鐵工所  
 八七 株式會社 若津鐵工所  
 八八 若松車輛株式會社

東京都京橋區銀座西六ノ五  
 東京都芝區三田豐岡町二  
 大阪市大淀區大仁東二ノ三  
 東京都麴町區丸ノ内二ノ一二  
 熊本市花園町五九ノ一  
 東京都麴町區丸ノ内二ノ四  
 東京都麴町區丸ノ内二ノ四  
 東京都深川區千田町一三ノ六  
 東京都城東區大島町六ノ七五〇  
 富山市下奥井一  
 東京都葛飾區本田梅田町九五  
 東京都麴町區丸ノ内三ノ二  
 北海道夕張市宇日吉七  
 東京都芝區西芝浦二ノ七  
 東京都麴町區内幸町二ノ八  
 大阪府南河內郡長野町大字長野二〇五  
 東京都深川區平井町三ノ二  
 福岡縣三潯郡大川町向島二五二四  
 東京都麴町區丸ノ内二ノ一八

八九 合資會社 渡邊製作所  
 九〇 株式會社 旭製作所  
 九一 飯室組製作所  
 九二 岩崎通信機株式會社  
 九三 株式會社 梅鉢鐵工場  
 九四 大阪電業株式會社  
 九五 株式會社 加藤車輛製作所  
 九六 熊澤機械株式會社  
 九七 合資會社 小林商店  
 九八 西部電機工業株式會社  
 九九 石產精工株式會社  
 一〇〇 株式會社 太平製作所  
 一〇一 田中土鐵機株式會社  
 一〇二 合資會社 田村鐵工場  
 一〇三 有限會社 大興機械製作所  
 一〇四 津守造機株式會社  
 一〇五 鐵道保安工業株式會社  
 一〇六 合名會社 豐平製鋼所  
 一〇七 野村重工業株式會社

東京都本所區石原町三ノ二〇  
 大阪市西淀川區船島町一一六  
 甲府市飯田町一〇一七  
 東京都澁谷區代々木上原町一一五三  
 堺市高須町二ノ二七  
 大阪市住吉區萬代町西二ノ一一  
 大阪市港區田中元町一ノ一四七  
 東京都京橋區新富町三ノ一  
 大阪市西淀川區野里町八〇四ノ六  
 福岡市比惠一四二  
 大阪市北區堂島濱通一ノ三三  
 東京都品川區東品川五ノ七〇  
 東京都京橋區京橋三ノ七  
 秋田縣北秋田郡岩瀨村岩瀨字大柳三〇  
 札幌市北二條東一三ノ二六  
 大阪市西成區津守町八六七  
 東京都神田區鍛冶町三ノ五ノ一  
 札幌市豐平一條九ノ一一五  
 高知市若松町一七一

車輛統制會(會員名簿)



一〇八	長谷川工場	東京都橋區月島通八ノ一一
一〇九	株式會社 龜多機械製作所	大阪府西區川口町一二
一一〇	北海鋼業株式會社	小樽市既町四
一一一	馬來工業株式會社	東京都品川區南品川五ノ五八
一一二	合資會社 松岡商店	三重縣桑名郡南村大字安永一四五
一一三	三井鑛山株式會社	東京都日本橋區室町二ノ一ノ一
一一四	森田鐵工場	東京都東區龜戶町九ノ六九
一一五	株式會社 矢野製作所	東京都蒲田區糀谷町二ノ六三三
一一六	柳生工業株式會社	大阪府都島區毛馬町四一〇
一一七	株式會社 今井製作所	朝鮮釜山府瀛州町二〇八四
一一八	朝鮮金屬工業株式會社	同 釜田里三五九
一一九	東亞交通機材株式會社	朝鮮仁川府萬石町一八
一二〇	弘中商工株式會社	朝鮮京城府練兵町一二七
一二一	龍山工作株式會社	同 永登浦町二〇二
一二二	伊藤合名會社	川口市元郷町三ノ二三三三
一二三	合名會社 岡本ポイント製作所	東京都京橋區月島東伸通五ノ六
一二四	株式會社 九州輸送機製作所	直方市大字知古七〇七ノ四
一二五	興亞鐵工株式會社	直方市津田町一〇三〇
一二六	株式會社 小林工作所	東京都江戸川區西一之江一ノ五七三

一二七	合名會社 高瀬鐵工所	直方市大字上新入二五四
一二八	帝國重工業有限會社	平市正月町三一
一二九	東京發動機株式會社	東京都板橋區志村一八〇三
一三〇	日本鋼管株式會社	東京都麴町區丸ノ内一ノ一〇ノ五
一三一	日本鋼業株式會社	靜岡縣樂上郡八屋町字八屋二五四四ノ六
一三二	福岡鐵工所	大阪府浪速區小田町一一〇八
一三三	古河鑛業株式會社	東京都麴町區丸ノ内二ノ八
一三四	合名會社 前川電氣鑄鋼所	大阪府南河內郡富田林町大字毛入谷四四五
一三五	八島製作所	東京都東區北砂町一ノ三九六
一三六	合資會社 矢橋大理石商店	岐阜縣不破郡赤坂町二七三

### 六 事務局分掌規程

第一條 事務局に局長一人、部長、課長、參事、副參事、課員各若干人を置く  
 前項の外會長必要ありと認むるときは部に次長及部長附を置くことあるべし

第二條 局長は理事長を以て之に充て部長は理事の中より部次長、課長、部長附、參事及副參事は職員の中より會

長之を命ず

第三條 局長は會長の指揮を承け事務局を統理す  
 部長は上司の指揮を承け部務を掌理す  
 部次長は部長を輔佐し部長事故ある時は其の職務を代理す

課長は上司の指揮を承け課務を處理す



部長附は上司の指揮を承け次の事務に従事す  
課員は上司の指揮を承け課務に従事す

- 一 部内事務の總括に関する事項
- 二 部内の連絡に関する事項
- 三 部内各課に屬せざる事項
- 四 製品及資材等の輸送に関する事項（生産部長附に限る）

第四條 會長必要ありと認むるときは駐在地を指定し參事、副參事又は其の他の職員の中より地方駐在員を命ずることあるべし

地方駐在員は局長の指揮を承け事務に従事す

第五條 事務局に考査室及次の五部を置く

- 一 總務部
- 二 生産部
- 三 資材部
- 四 技術部
- 五 勤勞部

第六條 考査室に計畫課及調査課を置く

考査室各課に於ては次の區分に従ひ其の事務を掌る

計畫課

- 一 生産力擴充及物資動員の計畫に對する參畫事項
- 二 勞務、電力及資金の計畫に對する參畫事項
- 三 事業の基本計畫に関する事項
- 四 事業の整備確立に関する事項
- 五 企畫會議に関する事項
- 六 會員相互間の委託工事斡旋に関する事項

調査課

- 一 會員の資格調査及協力工場に関する事項
- 二 許認可及届出等に関する事項
- 三 諸般の統計、調査に関する事項
- 四 資料の蒐集整理に関する事項

第七條 總務部に庶務課、會計課及監査課を置く

總務部各課に於ては次の區分に従ひ其の事務を掌る

庶務課

- 一 人事に関する事項
- 二 定款及諸規程に関する事項
- 三 公印の保管に関する事項
- 四 文書の接受、發送並に編纂及保存に関する事項

- 五 文書圖表の印刷及複製に関する事項
- 六 會議、會合及集合に関する事項
- 七 記録に関する事項
- 八 弘報（會報を含む）に関する事項
- 九 會員に関する事項
- 十 他部（支部及出張所等を含む）の連絡に関する事項

會計課

- 一 豫算及決算に関する事項
- 二 賦課金其の他諸收入の徴收に関する事項
- 三 金銭出納に関する事項
- 四 事務用品、備品の購入及處分に関する事項
- 五 事務用設備及調度に関する事項
- 六 工事契約に関する事項
- 七 財産の保管及貸借に関する事項
- 八 事務所管理に関する事項
- 九 支部及出張所の會計監督に関する事項

監査課

- 一 原價計算に関する事項

- 二 價格形成に関する事項
- 三 原單位計算に関する事項
- 四 事業の經理改善に関する事項

第八條 生産部に生産第一課、生産第二課、生産第三課及生産第四課を置く

生産部各課に於ては次の區分に従ひ其の事務を掌る

- 生産第一課
  - 一 甲種車輛の生産割當及受註統制に関する事項
  - 二 甲種車輛の生産及配給に関する事項
  - 三 甲種車輛の生産工程に関する事項

生産第二課

- 一 乙種車輛の生産割當及受註統制に関する事項
- 二 乙種車輛の生産及配給に関する事項
- 三 乙種車輛の生産工程に関する事項

生産第三課

- 一 車輛部分品の生産割當及受註統制に関する事項
- 二 車輛部分品の生産及配給に関する事項
- 三 車輛部分品の生産工程に関する事項

生産第四課



一 鐵道信號保安裝置の生産割當及受註統制に関する事項

二 鐵道信號保安裝置の生産及配給に関する事項

三 鐵道信號保安裝置の生産工程に関する事項

第九條 資材部に鐵鋼課、非鐵金屬課及非鐵金屬課を置く

資材部各課に於ては次の區分に従ひ事務を掌る

鐵鋼課

一 鐵鋼類の割當及發券に関する事項

二 鐵鋼の調達斡旋に関する事項

三 鐵鋼類の受拂状況調査に関する事項

四 會員相互間に於ける鐵鋼類の調整に関する事項

非鐵金屬課

一 非鐵金屬類の割當及發券に関する事項

二 非鐵金屬類の調達斡旋に関する事項

三 非鐵金屬類の受拂状況調査に関する事項

四 會員相互間に於ける非鐵金屬類の調整に関する事項

第十條 技術部に工場課、機關車課、客貨車課及信號保安

課を置く技術部各課に於ては次の區分に従ひ其の事務を掌る

工場課

工場課

一 工場設備に関する事項

二 特許及發明考案に関する事項

三 技術向上及作業能率増進に関する事項

四 生産能力に関する事項

五 外註工事及外來工に関する事項

六 電力に関する事項

機關車課

一 客車の設計及規格に関する事項

二 機關車の材料の品質、寸法及規格に関する事項

三 機關車の製品及材料検査に関する事項

四 機關車の生産所要材料表設定に関する事項

客貨車課

一 客貨車の設計及規格に関する事項

二 客貨車の材料の品質、寸法及規格に関する事項

三 客貨車の製品及材料検査に関する事項

四 客貨車の生産所要材料表設定に関する事項

信號保安課

一 鐵道信號保安裝置の設計及規格に関する事項

二 鐵道信號保安裝置の材料品質、寸法及規格に関する事項

三 鐵道信號保安裝置の製品及材料検査に関する事項

四 鐵道信號保安裝置の生産所要材料表設定に関する事項

事項

第十一條 勤勞部に勤勞第一課、勤勞第二課及工場防空課

を置く

勤勞部各課に於ては次の區分に従ひ其の事務を掌る

勤勞第一課

一 勤勞の配置一般に関する事項

二 勤勞統計及其の他の資料に関する事項

三 國民動員協力員に関する事項

勤勞第二課

一 勤勞者の教育訓練に関する事項

二 勤勞者の厚生施設及健康管理に関する事項

### 七 支部及出張所諸規程

三 勤勞者用諸物資に関する事項

四 賃金其の他の給與に関する事項

工場防空課

一 工場防空に関する調査研究に関する事項

二 工場防空に関する知識啓蒙並に指導に関する事項

三 空襲被害に對する調査研究並に復舊對策に関する事項

四 其の他工場の災害對策に関する事項

第十二條 局長必要ありと認むるときは第六條乃至前條の

規定に拘らず特に其の指定する部（考査室を含む以下同

じ）課をして他の部課の分掌に屬する事務を處理せしむ

ることあるべし

第十三條 所管部課の分明ならざる事務又は二以上の部課

に屬する事務の處理に關しては局長之を裁定す



(一) 朝鮮支部規程

- 第一條 本會に朝鮮支部(以下單に支部と稱す)を設置し事務所を京城府に置く
- 第二條 支部は朝鮮に於ける本會の事業を遂行する爲必要なる事務を處理するものとす
- 第三條 支部に支部長一人、課長及課員各若干人を置き別に定むる所に依り支部の事務を處理せしむ

附 則

本規程は昭和十七年十二月二十一日より之を施行す

(二) 支部長事務處理規程

- 第一條 支部長次に掲ぐる事項を處理せんとするときは豫め上司の承認を受くべし
  - 一 事務分掌規程其他諸規程の設定又は變更
  - 二 支部長代理の選任
  - 三 課長の異動
  - 四 支部職員(雇員を含む)に對する昇給及賞與
  - 五 旅費等級四級以上の課員の採用、休職、復職、解職

又は懲戒

- 六 本會事業に直接關係なき各種會議若は會合の開催又は参加
- 七 配付豫算の範圍外に亘る収入又は支出
- 八 生産力擴充及物資動員の計畫
- 九 車輛等の生産及配給の計畫
- 十 事業の整備
- 十一 統制規程に基く指示又は命令
- 十二 其他事業の統制運営に重大なる影響を及ぼすべき事項

第二條 支部長次に掲ぐる事項に付已むを得ざる事由あるときは専決處理することを得、但し此の場合は遲滞なく之を上司に報告し其の承認を受くべし

- 一 支部長の朝鮮地域外への出張又は十日以上に亘る出張
- 二 朝鮮總督府其他官公署及統制團體と連絡したる事務の中特に重要な事項
- 三 車輛等の生産割當及受註査定
- 四 資材の消費割當

五 會員相互間に於ける資材の調整

六 其他主要なる事項

第三條 支部長は前二條に定むるものの外支部の事務を専決處理することを得

第四條 支部長は毎月に於ける處理事項の報告書を作成し翌月十日迄に之を本部に提出すべし

附 則

本規程は昭和十七年十二月二十一日より之を施行す

(三) 朝鮮支部事務分掌規程

第一條 支部長は理事の中より會長之を命ず

課長は課員の中より會長之を命ず

會長必要ありと認むるときは支部長をして課長事務取扱を爲さしむることあるべし

第二條 支部長は上司の指揮を承け定款、統制規程、其他本會の諸規程に依り朝鮮に於ける當該産業の統制指導其の他の會務を掌理す

課長は上司の指揮を承け課務を處理す  
課員は上司の指揮を承け課務に従事す

第三條 車輛統制會朝鮮支部に次の三課を置く

- 一 總務課
- 二 業務課
- 三 技術課

第四條 總務課に於ては次に掲ぐる事務を掌る

- 一 人事に關する事項
- 二 會議及記録に關する事項
- 三 事務所管理に關する事項
- 四 事務用備品及調度に關する事項
- 五 財産の保管及貸借に關する事項
- 六 公印保管に關する事項
- 七 文書の接受、發送、編纂及保存に關する事項
- 八 諸規程及示達等の處理に關する事項
- 九 會員に關する事項
- 十 事務局本部との連絡に關する事項
- 十一 朝鮮總督府其他官公署及統制團體との連絡に關する事項
- 十二 金錢出納其他經理に關する事項
- 十三 事業の經理改善に關する事項



- 十四 會員の勞務に關する事項
  - 十五 會員の資金に關する事項
  - 十六 會員の業態調査に關する事項
  - 十七 事業の調査統計に關する事項
  - 十八 其他他課に屬せざる事項
- 第五條 業務課に於ては次に掲ぐる事務を掌る
- 一 生産力擴充及物資動員の計畫に關する事項
  - 二 車輛等の生産及配給の計畫に關する事項
  - 三 事業の整備に關する事項
  - 四 協力工場に關する事項
  - 五 車輛等の生産割當及受註査定に關する事項
  - 六 資材の消費割當に關する事項
  - 七 資材の消費割當に對する發券に關する事項
  - 八 資材の調達斡旋に關する事項
  - 九 資材の受拂狀況調査に關する事項
  - 十 會員相互間に於ける資材の調整に關する事項
  - 十一 其他車輛等の生産及配給に關する事項
- 第六條 技術課に於ては次に掲ぐる事務を掌る
- 一 工場設備に關する事項

- 二 工場の生産能力に關する事項
  - 三 作業能率の増進に關する事項
  - 四 車輛等の設計及規格に關する事項
  - 五 車輛等の材料の品質、寸法及規格に關する事項
  - 六 車輛等の製品及材料に對する検査に關する事項
  - 七 車輛等の生産に對する所要資材表設定に關する事項
  - 八 其他技術の改良發達に關する事項
- 第七條 所管課の分明ならざる事務又は二以上の課に亘る事務の處理に付ては支部長之を裁定す
- 附 則

本規程は昭和十七年十二月二十一日より之を施行す

(四) 大阪出張所規程

- 第一條 本會に大阪出張所(以下單に出張所と稱す)を設け事務所を大阪市に置く
- 第二條 出張所は關西、中國及四國方面(府縣名は別記の通とし以下單に當該地方と稱す)に於ける本會事業の圓滑なる遂行に資する爲必要なる次の事務を取扱ふものとす

- 一 本會と當該地方に於ける各會員間の連絡に關する事項
  - 二 當該地方に於ける各會員相互間の連絡に關する事項
  - 三 本會と當該地方に於ける關係官廳及團體間の連絡に關する事項
  - 四 其他特に本會事務局の指示ありたる事項
  - 第三條 出張所に所長一人及所員若干人を置く
  - 第四條 所長は本會職員の中より會長之を命ず
  - 第五條 所長は上司の指示を承け所務を掌理し所員を指揮監督す
- 所長は第二條各號の事項の内重要と認めたるものは豫め本會事務局に其の要旨を報告し之が承認を受け且其の顛末を遲滞なく報告すべし
- 所員は所長の命を承け事務に従事す
- 第六條 所長は次の事項を専決處理することを得

- 一 所員の出張に關する事項
- 二 所員の遅刻、早退、缺勤及休暇等に關する事項
- 三 所員の時間外勤務及休日出勤に關する事項
- 四 配付豫算内經費の支出並に金銭出納に關する事項
- 五 別に指示する所に依り地方配給副資材又は勞務者用物資等の會員別割當配給に關する事項
- 第七條 所長當該地方外へ四日以上に亘り出張せんとするときは上司の承認を受くべし
- 第八條 所長は毎月における取扱事項の報告書を作成し翌月十日迄に之を本會事務局に提出すべし

附 則

- 本規程は昭和十八年四月一日より之を施行す
- 別 記
- |     |     |     |     |     |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| 大阪府 | 兵庫縣 | 岡山縣 | 廣島縣 | 山口縣 |
| 高知縣 | 京都府 |     |     |     |

八 支部及駐在員事務所所在地

朝鮮支部 支部長 神谷小一

京城府漢江通三丁目(朝鮮總督府鐵道局構内)



車輛統制會(主要役員氏名)

大阪出張所 所長 三好 乾 吉  
 大阪市北區宗是町一(大阪ビル六階彌生會事務所  
 内)(電話土佐堀五六三六)

八幡駐在員事務所 主 席 田 原 德 郎  
 八幡市北本町三丁目八二五番地(電話一三〇九)

九 主要役員氏名

(役名)		(氏名)		(出身學校及前職)	
會 長	秋 山 正 八	秋 山 正 八	大正三十五年東大機械工學科・日本車輛製造取締役副社長 (兼任)		
理 事 長	秋 山 正 八	秋 山 正 八	大正三十五年東大機械工學科・日本車輛製造取締役副社長 (兼任)		
考 査 長	龜 田 輝 時	龜 田 輝 時	大正十二年日大社會學科・日本鐵道車輛製造工業組合主事		
計 畫 課	渡 邊 裕 四	渡 邊 裕 四	昭和八年東大法學部・日本鐵道車輛製造工業組合勤務		
調 査 課	乘 杉 研 壽	乘 杉 研 壽	大正十年東大法學部・帝國鐵業開發理事		
總 務 部	菊 地 敏 清	菊 地 敏 清	昭和七年東大文學部・日本鐵道車輛製造工業組合書記		
庶 務 課	鈴 木 哲 也	鈴 木 哲 也	昭和八年東大法學部・日本鐵道車輛製造工業組合勤務		
會 計 課	米 倉 清 彦	米 倉 清 彦	大正十三年長崎高商・滿鐵用度部齊々哈爾用度支所長		
監 査 課	木 村 知 彦	木 村 知 彦	明治四十三年大阪高工機械科・南滿洲鐵道東京支社技術監		
生 産 部	友 枝 俊 二	友 枝 俊 二	大正九年東大工學部・鐵道省電氣局通信課長		

部 課	課 長	氏 名	出身學校及前職
生 産 第 一 課	課 長	平 山 武 夫	大正七年旅順工科學校機械科・南滿洲鐵道東京支社資材課 第一係主任 (兼任)
生 産 第 二 課	課 長	友 枝 俊 二	明治四十五年大阪高工機械科・日本鐵道車輛製造工業組合 主事
生 産 第 三 課	課 長	國 安 進	明治四十四年勸精館中學・日本交通保安裝置工業組合主事
生 産 第 四 課	課 長	岩 井 源 之 丞	明治四十四年勸精館中學・日本交通保安裝置工業組合主事
資 材 部	部 長	池 田 勝 三 郎	明治四十四年勸精館中學・日本交通保安裝置工業組合主事
鐵 鋼 課	次 長	波 多 敏 夫	大正十一年東大法學部・鐵道調查部理事
非 鐵 金 屬 課	課 長	志 賀 祐 規	大正十四年神戸高商・鐵鋼販賣統制副參事
非 金 屬 課	課 長	松 田 敬 吾	大正十二年中央大學專門部・日本鐵道車輛製造工業組合書 記
技 術 部	部 長	小 澤 俊 雄	昭和六年東京高校文科・日本鐵道車輛製造工業組合書記
工 場 課	課 長	橋 本 新 助	大正十年東大機械工學科・日本鐵道車輛製造工業組合技術 顧問
機 關 車 課	課 長	山 口 榮 太 郎	大正十三年東大工學部・大阪鐵道局吹田工場長
客 貨 車 課	課 長	中 庸 雄	日本鐵道車輛製造工業組合勤務 (兼任)
車 輛 統 制 會	會 長	三 好 乾 吉	大正十二年早大理工學部・鐵道省鐵道官(大井工機部電機 係長) (兼任)



情報保安課	課長	中野利國
勸勞第一課	部長	長橋茂男
勸勞第二課	課長	松原五千郎
工場防空課	課長	余村勝三郎
朝鮮支部長	理事	神谷小一郎
總務課	課長(兼)	土崎一郎
業務課	課長	小濱憲男
技術課	課長	土崎一郎
大阪出張所	所長	三好乾吉郎
八幡駐在員事務所	主席	田原徳郎

大正九年熊本高工・仙臺鐵道局福島保線事務所長  
 大正八年東大法學部・日本鐵道車輛製造工業組合專務理事  
 昭和九年東大文學部・愛知縣刈谷職業指導所  
 昭和八年同志社大學法學部・日本鐵道車輛製造工業組合書記  
 厚生屬

大正十年米澤高工・朝鮮總督府鐵道局  
 大正三年唐津中學・朝鮮總督府鐵道局  
 (兼任)  
 早大專門部・飯野機械工業株式會社  
 日本製鐵株式會社

### 十 統制會設立關係資料

(一) 會員資格者指定(昭和十六年十二月一日商工省告示第千九百九十四號)

重要産業團體令第七條ノ規定ニ依リ車輛及鐵道信號保安裝置ノ製造及販賣ニ關スル事業ノ統制會ノ會員タル資格ヲ有スル者左ノ通指定ス

(會員資格者名略)

(二) 設立命令(昭和十六年十二月一日商工省告示第千九百九十五號)

重要産業團體令第八條第一項及重要産業團體令施行規則第一條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通定ム

昭和十六年十二月商工省告示第千九百九十四號ヲ以テ指定シタル者ハ車輛及鐵道信號保安裝置ノ製造及販賣ニ關スル事業ノ統制會ヲ設立スベシ  
 前項ノ統制會ノ設立ノ認可ヲ申請スベキ期限ハ昭和十七年一月十五日迄トス

(三) 設立委員氏名(昭和十六年十二月一日商工省告示第千九百九十六號)

重要産業團體令施行規則第一條第二項ノ規定ニ依リ車輛及鐵道信號保安裝置ノ製造及販賣ニ關スル事業ノ統制會ノ設立委員左ノ通任命シタリ

日本車輛製造株式會社取締役社長	三瓶勇佐
日本輪造機株式會社取締役	藤井尙
東京芝浦電氣株式會社取締役社長	山口喜三郎
東京機器工業株式會社取締役社長	横田千秋
東洋電機製造株式會社取締役社長	上遠野亮三
川崎車輛株式會社取締役社長	鑄谷正輔
株式會社加藤製作所取締役社長	加藤秀三郎
大同製鋼株式會社取締役社長	下出義雄
大同信號株式會社專務取締役	吉岡正司

株式會社京三製作所專務取締役	樋口佐兵衛
株式會社神戸製鋼所取締役社長	田宮嘉右衛門
汽車製造株式會社取締役會長	船田要之助
三菱重工株式會社取締役社長	郷古潔
株式會社日立製作所取締役社長	小平浪平
住友金屬工業株式會社取締役社長	春日弘
(四) 會長銓衡委員氏名(昭和十七年一月十三日官報掲載)	
船田要之助	小平浪平
春日弘	三瓶勇佐
	鑄谷正輔

車輛及鐵道信號保安裝置ノ製造及販賣ニ關スル事業ノ統制會ノ會長ノ銓衡委員ヲ命ズ

(五) 車輛統制會創立總會  
 一日時 昭和十六年十二月二十二日、午前十時  
 二場所 東京市麹町區内幸町一丁目一番地(帝國ホテル)  
 三議事

(一) 定款ノ決定ニ關スル件  
 (二) 車輛統制會ノ負擔ニ歸スベキ創立費及其ノ償却方法ニ關スル件



(三) 初年度ノ收支豫算及初年度ニ於ケル重要産業團體令第十九條ノ規定ニ依ル賦課金ノ賦課徴收方法ニ關スル件

二月二十二日車輛統制會ノ理事長及理事任命ノ件左ノ通り可シタリ

理事長 秋山正八 理事 池田勝三郎  
理事長 橋茂男 同 橋本新助

(四) 日本鐵道車輛製造工業組合、日本産業用車輛製造工業組合及日本交通保安裝置工業組合ノ人件及物件繼承ニ關スル件

(六) 設立認可（昭和十六年十二月二十三日商工省告示第千三百十五號）

車輛及鐵道信號保安裝置ノ製造及販賣ニ關スル事業ノ統制會ハ昭和十六年十二月二十二日成立シタリ其ノ定款左ノ如シ

（定款略）

(七) 會長任命（昭和十六年十二月二十三日商工省告示第千三百十六號）

産業團體令第十四條第一項ノ規定ニ依リ昭和十六年十二月二十二日島安次郎ヲ車輛統制會ノ會長ニ任命シタリ

(八) 理事長及理事任命（昭和十六年十二月二十三日商工省告示第千三百十七號）

重要産業團體令第十四條第五項ノ規定ニ依リ昭和十六年十

# 自動車統制會

所在地	東京都麹町區丸ノ内二ノ一八（岸本ビル内）
電話	丸ノ内（23）二七五七—八・三六二五・七四七八
設立命令	昭和一六・一二・一
創立	昭和一六・一二・二四
會員數	六一會社



自動車統制會 目次

一定	款	三五
二	統制規程	三五
三	統制品目	三六
四	役員氏名	三六
五	會員名簿	三七
六	事務局分掌規程	三七
七	主要役員氏名	三七
八	常設委員會	三九
(一)	資材委員會規程	三九
(二)	技術委員會規程	四〇
(三)	生産委員會規程	四〇
(四)	勞務委員會規程	四一
(五)	經理委員會規程	四二
(六)	配給委員會規程	四三
九	設立關係資料	四三
附 錄	日本自動車配給株式會社定款、役員	四六

一定 款 (昭和十六年十二月二十四日商工大臣認可)

第一章 總 則

第一條 本會は大東亞共榮圈に於ける自動車の製造及販賣に關する事業(以下單に當該産業と稱す)の確立を期し以て高度國防國家體制を完備する爲其の綜合的統制運營を圖り且當該産業に關する國策の立案及遂行に協力することを目的とす

第二條 本會は重要産業團體令に依り之を設立し自動車統制會と稱す

第三條 本會の事務所は東京市に之を置く

第四條 本會の事務所は東京市に之を置く

第五條 本會は當該事業を營む者及當該産業を營む者を以て組織する團體にして商工大臣の指定したるものを以て之を組織す

第二章 會 員

第六條 本會は第一條の目的を達成する爲左の事業を行ふ

一 當該産業に於ける生産、配給及價格並に當該産業に要する資材、資金、勞務等の需給に關する政府の計畫

二 當該産業に於ける生産及配給に關する統制指導

三 當該産業に要する資材、資金、勞務及動力等の需給に關する統制指導

四 當該産業に於ける生産品の價格に關する調査

五 當該産業の整備確立

六 技術の向上、能率の増進、規格の統一、經理の改善

其の他會員及會員たる團體を組織するもの當該産業に關する事業の發達に關する施設

自動車統制會(定款)



七 當該産業に關する調査及研究  
八 會員及會員たる團體を組織する者の當該産業に屬する事業に關する検査

九 前各號に掲ぐるものの外本會の目的を達成するに必要なる事業

第七條 本會の會員又は會員たる團體を組織する者の當該産業に屬する事業に關する統制に付ては統制規程の定むる所に依る

第八條 本會の事業の執行に關し必要なる事項は別に之を定む

第四章 役員

第九條 本會に左の役員を置く

會長 一人

理事長 一人

理事 若干人

監事 若干人

評議員 若干人

第十條 會長は銓衡委員の推薦したる者にして商工大臣の命じたる者とす

理事長、理事及評議員は當該産業に關し經驗ある者及學識ある者の中より會長之を命ず、但し理事長及理事の任命は商工大臣の認可を受くるものとす監事は評議員の過半数の同意を以て之を選任す

第十一條 役員の任期は左の通りとす

會長 三年

理事長 三年

理事 三年

監事 二年

評議員 二年

會長必要ありと認むるときは任期中と雖も商工大臣の認可を受け理事長又は理事を解任することを得

補缺の爲役員に任命又は選任せられたる者の任期は其の前任者の殘任期間とす

第十二條 會長、理事長及理事は他の職務又は商業に従事することを得ず、但し商工大臣の認可を受けたるときは此の限に在らず

第十三條 會長は本會を代表し當該産業の統制指導其の他の職務を總理す

理事長は會長を輔佐し會務を掌理し會長事故あるときは會長の職務を代理し會長缺員のときは其の職務を行ふ

理事は會長及理事長を輔佐し會務を分掌し豫め會長の定むる順位に依り會長、理事長共に事故あるときは會長の職務を代理し會長、理事長共に缺員のときは會長の職務を行ふ

監事は本會の財産の状況を監査す

評議員は會長の諮問に對し答申し又は會長に對し意見を具申す

第十四條 會議を分ちて總會及評議員會とす

第十五條 總會は通常及臨時の二種とし通常總會は毎事業年度終了後二月以内に之を開催し臨時總會は會長必要ありと認むるとき隨時之を開催す

前項の事業年度は一年とし毎月四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る

總會は會長之を招集す

總會を招集するには會員に對し少くとも二週間前に會議の目的たる事項、日時及場所を示し招集の通知を發する

第二十條 本會は會員に對し經費を賦課す

第二十一條 前二條の外事務局事務分掌及職員に關する事項は別に之を定む

第二十二條 本會は會員に對し經費を賦課す



第二十三條 本會其の事業を行ふ爲特に必要あるときは商工大臣の認可を受け會員の全部又は一部に對し前條の規定に依る賦課金の外特別の賦課金を課することを得  
第二十四條 前二條の規定に依る賦課金の徴收に關しては別に定むる所に依る  
第二十五條 本會の會計年度は第十五條第二項に定むる事業年度に依る  
第八章 解散及清算  
第二十六條 本會は商工大臣の命令に依りて解散す  
第二十七條 清算人は商工大臣の解散通知に基き裁判所の選任したる者之に當る

## 二 統制規程

(昭和十七年六月二十七日商工大臣認可  
昭和十七年七月二日商工省告示第七百四十一號)

第一條 本規程に於て自動車とは自動車及同部分品(以下單に自動車と稱す)にして會長の指定したるものを謂ふ  
第二條 會員は一定期間毎の自動車の製造及販賣に關する事業(以下單に事業と稱す)の事業計畫を定め會長の承認を受くべし之を變更せんとするとき亦同じ

第二十八條 清算人は本會を代表し清算を爲すに必要な一切の行爲を爲す權限を有す  
第二十九條 清算人は裁判所の認可を受け清算及財産處分の方法を定む  
第三十條 本會は解散後と雖も裁判所の認可を受け其の債務を完済するに必要な金額を賦課徴收することを得  
第九章 過怠金  
第三十一條 本會は本定款に違反したる會員に對し五千圓以下の過怠金を課することを得  
第三十二條 本會は統制規程に違反したる會員に對し一萬圓以下の過怠金を課することを得

會長必要ありと認むるときは前項の事業計畫の變更を命ずることあるべし  
會長第一項の規定に依る承認若は不承認の處分を爲し又は前項の規定に依り命令を爲さんとするときは商工大臣の承認を受くるものとす

會員は第一項の事業計畫を實施すべし  
第三條 會員は一定期間毎の其の事業に要する資材(燃料及動力並に部分品及附屬品を含む以下單に資材と稱す)にして會長の指定するものの需要豫定數量を記載したる資材計畫書を會長に提出すべし  
第四條 會長必要ありと認むるときは會員をして資材の使用狀況若は取得狀況に付必要なる報告を爲さしめ又は會員に對し資材の使用若は取得に關し數量、用途、取得先其の他必要なる事項を指示することあるべし  
第五條 會長資材の需給調整を圖る爲特に必要ありと認むるときは會員に對し資材の保有、交換、貸與又は讓渡に關し必要なる事項を指示することあるべし  
第六條 會長必要ありと認むるときは會員に對し生産分野の劃定、生産の割當、規格の統一其の他自動車の製造に關し種類、數量其の他必要なる事項を指示することあるべし

會員已むを得ざる事由に因り前項の規定に依る會長の指示に従ふこと能はざるときは會長の承認を受くべし  
第七條 會員陸軍又は海軍より資材の配給を受くべき自動

車を受註せんとするとき之を一定期間毎に取纏め會長に届出づべし但し已むを得ざる事由に因り事前の届出を爲すこと能はざるときは之を一定期間毎に取纏め會長に届出づべし  
第八條 會員は會長の指定したる自動車の一定期間毎の生産工程計畫を記載したる生産工程表を會長に提出すべし之を變更せんとするとき亦同じ  
會長必要ありと認むるときは前項の生産工程計畫の變更を命ずることあるべし  
會員は第一項の生産工程計畫を實施すべし  
第九條 會長必要ありと認むるときは會員をして其の製造中の自動車の製造工程に關し必要なる報告を爲さしめ又は會員に對し其の製造中の自動車の製造工程の變更に關し必要なる事項を指示することあるべし  
第十條 會員は一定期間毎の自動車の製造完了狀況を記載したる書類を會長に提出すべし  
第十一條 會員は一定期間毎の會長の指定したる自動車の總入狀況を記載したる書類を會長に提出すべし  
會長必要ありと認むるときは會員に對し前項の書類の外



受領書の寫其の他の證憑書類を提出すべきことを命ずることあるべし

第十二條 會長必要ありと認むるときは商工大臣の承認を受け會員に對し自動車の販賣に關し條件、時期、販賣先其の他必要なる事項を指示することあるべし

第十三條 會長事業の統制運営上特に必要ありと認むるときは商工大臣の承認を受け會員に對し事業設備の新設、増設、變更、廢止、休止、貸與、借受、譲渡又は譲受に關し必要なる事項を指示することあるべし

第十四條 會長必要ありと認むるときは會員に對し一定期間毎の事業設備の建設状況を記載したる書類を提出すべきことを命ずることあるべし

第十五條 會員は一定期間毎の自動車の輸送豫定數量を記載したる輸送計畫書及一定期間毎の自動車の輸送數量を記載したる輸送実績報告書を會長に提出すべし但し會長

其の事業の經理の改善に關し必要なる事項を指示することあるべし

第二十三條 會長事業の統制運営上又は其の發達を圖る爲必要ありと認むるときは其の定むる所に依り會員に對し補償金、補助金又は奨励金を交付することあるべし

第二十四條 會員は一定期間毎の事業状況を記載したる事業報告書を會長に提出すべし

第二十五條 會員は一定期間毎の燃料及動力の使用數量を記載したる燃料動力使用実績報告書を會長に提出すべし

第二十六條 會員は一定時期に於ける資材の保有状況を記載したる資材保有報告書を會長に提出すべし

第二十七條 會員は法人に在りては毎營業年度經過後遅滞なく財産目録、貸借對照表、營業報告書、損益計算書、利益金の處分に關する書類及當該營業年度の收支決算を記載したる書類を、個人に在りては毎年二月末日迄に事業に關する前年の收支決算を記載したる書類を會長に提出すべし

第二十八條 左に掲ぐる場合に於ては會員は遅滞なく之を會長に届出づべし

其の指定したる場合は此の限に在らず

第十六條 會長必要ありと認むるときは商工大臣の承認を受け會員に對し自動車の製造技術の研究、改善、公開又は交流に關し必要なる事項を指示することあるべし

第十七條 會長必要ありと認むるときは商工大臣の承認を受け會員に對し自動車の製造に必要な見本機械又は圖面の利用に關し必要なる事項を指示することあるべし

第十八條 會員は一定期間毎の所要資金の額及調達方法を記載したる資金計畫書を會長に提出すべし

第十九條 會員は一定期間毎の從業者の雇傭豫定人員を記載したる勞務計畫書及一定期間毎の從業者の雇傭人員を記載したる勞務実績報告書を會長に提出すべし

第二十條 會長自動車生産の確保を圖る爲特に必要ありと認むるときは會員に對し從業者の作業能率の増進又は移動に關し必要なる事項を指示することあるべし

第二十一條 會長必要ありと認むるときは會員に對し自動車の豫定原價計算又は原價計算を記載したる書類を提出すべきことを命ずることあるべし

第二十二條 會長特に必要ありと認むるときは會員に對し

一 本規程に依る會長の指示又は命令を受けたる事項を完了したるとき

二 自動車の生産の遂行に關し重大なる事故發生したるとき

三 第二條第一項の事業計畫又は第八條第一項の生産工程計畫を實施すること能はざるに至りたるるとき

第二十九條 左に掲ぐる場合に於ては會員は遅滞なく之を會長に届出づべし

一 商號若は氏名名稱又は主たる營業所の位置を變更したるとき

二 定款を作成し又は變更したるとき

三 株金若は出資金の拂込を徴收し又は社債を發行したるとき

四 取締役又は監査役の選任又は退任ありたるるとき

第三十條 會長事業の統制運営上必要ありと認むるときは會員に對し其の事業に關し必要なる事項の報告を命ずることあるべし

第三十一條 本規程に依り提出すべき書類の様式及提出期限並に本規程中の期間及時期は會長別に之を定む



第三十二條 本規程に依る會長の指示又は命令を受けたる會員は之に従ふべし

第三十三條 本規程に依り報告を命ぜられたる會員は遲滞

なく眞實の報告を爲すべし

第三十四條 會員は本規程に依り提出すべき書類に眞實の記載を爲すべし

### 三 統制品目

機種	範圍	説明	機種	範圍	説明
一 自動車	(一) 大型自動車			クランク軸	
	(二) 小型自動車			ハズミ車	
	(三) 牽引自動車(被牽引車を含む)			ハズミ車商車(自動車部分品專業工場の製造するものに限る)	
	(四) 電氣自動車			クランク軸商車(自動車部分品專業工場の製造するものに限る)	
二 自動車部分品及附屬品(修理用特殊機器を含む)	(一) シリンダ装置部分品			オイルパン	
	シリンダスリーブ			ピストンリング	
	クランクケース			ピストンピン	
	シリンダヘッドガスケット			連結桿	

#### (二) 瓣装置部分品

カム軸  
タイミンク歯車(自動車部分品專業工場の製造するものに限る)

タイミンクチェン  
吸排氣瓣  
減壓装置

#### (三) 冷却装置部分品

フアン  
冷却水ポンプ  
放熱器  
放水器

水温調節器(自動車部分品專業工場の製造するものに限る)

#### (四) 燃料装置部分品

氣化器  
氣化器制御装置  
吸氣マニホールド

#### 自動車統制會(統制品目)

吸氣マニホールドガスケット  
空氣清淨器  
燃料噴射ポンプ(自動車部分品專業工場の製造するものに限る)

燃料噴射瓣(自動車部分品專業工場の製造するものに限る)  
調速器  
燃料ポンプ  
燃料タンク  
燃料タンクストレーナ  
燃料濾過器

#### (五) 排氣装置部分品

排氣マニホールド  
排氣マニホールドガスケット

消音器

#### (六) 潤滑装置部分品

油ポンプ















自動車統制會(會員名簿)

評議員 大來 修治  
 同 藤瀨 長太郎  
 同 眞野 官一  
 同 古莊 健次郎  
 同 小野 梧式  
 同 等々力 治藤太

(日本自動車部分品工業組合理事長)  
 (藤瀨自動車工業株式會社社長)  
 (株式會社小松製作所取締役)  
 (藤本縣自動車配給株式會社取締役)  
 (東京都自動車配給株式會社社長)  
 (新潟縣自動車配給株式會社社長)

五會員名簿

名	稱	代	表	者	住	所
トヨタ自動車工業株式會社	(東京事務所)	社長	豐田喜一郎		愛知縣西加茂郡舉母町大字下市場字前山八	
日産自動車株式會社		社長	淺原源七		東京都品川區東品川五ノ六一	
ダイセル自動車工業株式會社		社長	寺田甚吉		東京都品川區東品川五ノ六一	
日本内燃機株式會社		社長	關本賢治		東京都品川區南六郷三ノ二三	
車輪工業株式會社		社長	朝倉每人		東京都品川區南六郷三ノ二三	
日本自動車配給株式會社		社長	前田修治		東京都品川區南六郷三ノ二三	
滿洲自動車製造株式會社	(東京事務所)	專務理事	大來修治		滿洲國奉天市小西區惠工街三段	
日本自動車部分品工業組合		理事長	大來修治		東京都日本橋區吳服橋二ノ一	

日本自動車車體統制組合		理事長	鈴木英雄		東京都澁田區丸ノ内二ノ一八(岸本ビル)
株式會社 小松製作所	(東京營業所)	社長	中村稅		石川縣小松市八日市町地方五
株式會社 加藤製作所		社長	加藤秀三郎		東京都京橋區銀座西八ノ四
株式會社 金剛製作所		社長	屋代勝		東京都芝區高輪北町三一
東邦自動車工業株式會社		社長	林瀨長太郎		東京都本郷區龍岡町三一
日本自動車修理加工工業組合聯合會		理事長	築瀨長太郎		東京都澁田區丸ノ内二ノ一八(岸本ビル)
北海道自動車配給株式會社		社長	清水幸一		札幌市北五條東二ノ一
青森縣自動車配給株式會社		社長	橫内忠作		青森市大字濱町九五
岩手縣自動車配給株式會社		社長	高橋佐太郎		盛岡市仁王第四地割字菜園二三
宮城縣自動車配給株式會社		社長	熊谷泰治		仙臺市東五番丁一
秋田縣自動車配給株式會社		社長	加藤豐治		秋田市茶町梅ノ丁七
山形縣自動車配給株式會社		社長	鈴木吉助		山形市香澄町字大寶寺二五八ノ二
福島縣自動車配給株式會社		社長	金子與三		福島市北町四七
茨城縣自動車配給株式會社		社長	矢野政男		水戸市東橋町九
栃木縣自動車配給株式會社		社長	小平重吉		宇都宮市西原町二六七五
群馬縣自動車配給株式會社		社長	天野文夫		前橋市清王寺町三三三
埼玉縣自動車配給株式會社		社長	小平重吉		埼玉縣北足立郡與野町大字上落合八七三
千葉縣自動車配給株式會社		專務取締役	森田勝彦		千葉市新宿町一ノ一一四

自動車統制會(會員名簿)



自動車統制會(會員名簿)

東京都自動車配給株式會社	社	長	小野 梧	東京都京橋區銀座一ノ二
神奈川縣自動車配給株式會社	社	長	越智 貞雄	橫濱市神奈川區高島通一ノ四
新潟縣自動車配給株式會社	社	長	等々力 治藤太	新潟市流作場二四三九
富山縣自動車配給株式會社	社	長	品川 忠藏	富山市上り立町二五
石川縣自動車配給株式會社	社	長	東 與三郎	金澤市古道三
福井縣自動車配給株式會社	社	長	小林 英俊	福井市昭和町一五
山梨縣自動車配給株式會社	社	長	平原 正嘉	甲府市錦町一八
長野縣自動車配給株式會社	社	長	宇都宮 宿	長野市大字南長野南石堂町一二七五ノ一
岐阜縣自動車配給株式會社	社	長	見田 重次	岐阜市金園町九ノ一六九ノ一、一六九ノ二
靜岡縣自動車配給株式會社	社	長	島山 慶吉	靜岡市楠木二五二
愛知縣自動車配給株式會社	社	長	瀧藤 治三郎	名古屋市昭和區高辻通一ノ八
三重縣自動車配給株式會社	社	長	田中 林助	津市下部田二二ノ四
滋賀縣自動車配給株式會社	社	長	今西 平三郎	大津市關寺町一二
京都府自動車配給株式會社	社	長	小西 實	京都市下京區鹽小路通新町東入東鹽小路町五七九ノ一二
大阪府自動車配給株式會社	社	長	北村 謙二郎	大阪市福島區下福島一ノ四
兵庫縣自動車配給株式會社	社	長	瀧川 勝二	神戸市林田區北町二ノ五
奈良縣自動車配給株式會社	社	長	菊池 武三郎	奈良市杉ヶ町三〇
和歌山縣自動車配給株式會社	社	長	西村 正二	和歌山市美園町二ノ二五

鳥取縣自動車配給株式會社	社	長	野々村 延	鳥取市東品治町一〇九
島根縣自動車配給株式會社	社	長	櫻井 三郎右衛門	松江市朝日町五九〇
岡山縣自動車配給株式會社	社	長	豐崎 彦治郎	岡山市大供一三四
廣島縣自動車配給株式會社	社	長	上村 託夫	廣島市千田町二ノ七八七ノ三
山口縣自動車配給株式會社	社	長	高良 宗七	山口縣吉敷郡小郡町大字下郷九四五
德島縣自動車配給株式會社	社	長	田村 英之	德島市寺島本町東二ノ一八
香川縣自動車配給株式會社	社	長	白井 鹿太郎	高松市壽町二ノ一五
愛媛縣自動車配給株式會社	社	長	西山 利平	松山市築山町一七
高知縣自動車配給株式會社	社	長	白井 鹿太郎	高知市北本町二ノ四
福岡縣自動車配給株式會社	社	長	中井 洗之	福岡市渡邊通五ノ六四ノ四
佐賀縣自動車配給株式會社	社	長	愛野 時一郎	佐賀市大財町二〇七
長崎縣自動車配給株式會社	社	長	山口 時市	佐世保市島瀬町五〇
熊本縣自動車配給株式會社	社	長	與繩 磯五郎	熊本市花畑町八八ノ六
大分縣自動車配給株式會社	社	長	中井 洗之	大分市大字大分五五八二
宮崎縣自動車配給株式會社	社	長	日高 三郎	宮崎市大和町五一
鹿兒島縣自動車配給株式會社	社	長	上野 喜左衛門	鹿兒島市西千石町一一四
沖繩縣自動車配給株式會社	社	長	長野 時之助	那霸市西新町二ノ一一

自動車統制會(會員名簿)



### 六 事務局分掌規程

第一條 事務局に企畫室及左の五部を置き事務を分掌せしむ

- 一 企畫室
- 二 總務部
- 三 生産部
- 四 資材部
- 五 配給部
- 六 技術部

第二條 企畫室の分掌左の如し

- 一 政府の生産力擴充計畫及物資動員計畫への參畫に關する事項
- 二 自動車事業に關する基本計畫樹立に關する事項
- 三 自動車事業に關する総合的調査並に計畫に關する事項
- 四 會内調査事務の調整に關する事項
- 五 統制會構成員の加入、脱退に關する事項

第三條 總務部に左の三課を置く

- 1 秘書課分掌左の如し
  - 一 秘書に關する事項
  - 二 人事に關する事項
  - 三 重要會議開催に關する事項

六 定款、統制規程の制定、改廢に關する事項

七 過怠金の賦課に關する事項

八 委讓權限及統制規程に依る統制會の命令、許可、認可、承認に關する事項

九 自動車事業に關する諸法令の研究及立案に關する事項

項

一〇 會報の編輯發行及本會の情報に關する事項

一一 總會、評議員會其他重要會議案に關する事項

一二 重要諸契約の締結に關する事項

一三 其他會長又は理事長必要と認め特に指示したる事項

2 庶務課分掌左の如し

- 一 公印の捺印及保管に關する事項
- 二 會内諸規則の制定、施行に關する事項
- 三 文書の收受、發送に關する事項
- 四 事務所及財産の管理に關する事項
- 五 物品の購入に關する事項
- 六 豫算及決算に關する事項
- 七 會計に關する事項
- 八 賦課金及特別賦課金の徴收に關する事項
- 九 其他他の部課の所管に屬せざる事項

3 經理課分掌左の如し

- 一 業務及經理の監査並に改善に關する事項
- 二 資金計畫に關する事項
- 三 原價計算に關する事項
- 四 適正價格の立案に關する事項

第四條

生産課分掌左の如し

- 一 生産實施計畫の立案並に實施に關する事項
- 二 生産割當に關する事項

自動車統制會(事務局分掌規程)

三 生産の確保及之が爲の斡旋、指導に關する事項

四 其他他生産統制に關する事項

2 勞務課分掌左の如し

- 一 勞務計畫の立案及從業者の確保に關する事項
- 二 從業者の訓練及福利に關する事項
- 三 其他他勞務統制に關する事項

3 施設課分掌左の如し

- 一 生産施設に關する計畫の樹立及遂行に關する事項
- 二 設備の活用に關する事項
- 三 施設用資材の需要計畫に關する事項
- 四 其他他生産施設に關する事項

第五條 資材部に左の三課を置く

1 鐵鋼課分掌左の如し

- 一 鐵鋼需要計畫樹立並に取得に關する事項
- 二 鐵鋼配給申込並に割當に關する事項
- 三 鐵鋼需給調整斡旋に關する事項
- 四 發註承認書の處理に關する事項
- 五 修理用部分品資材需要計畫並に取得に關する事項
- 六 修理用部分品資材の割當に關する事項



七 資材割當證明書發行證印に関する事項  
八 其の他部内綜合事務に関する事項

- 2 非鐵金屬課分掌左の如し
  - 一 非鐵金屬需要計畫樹立並に取得に関する事項
  - 二 非鐵金屬配給申込並に割當に関する事項
  - 三 非鐵金屬需給調整斡旋に関する事項
- 3 非金屬課

- 一 非金屬需要計畫樹立並に取得に関する事項
- 二 非金屬配給申込並に割當に関する事項
- 三 非金屬需給調整斡旋に関する事項

第六條 配給部に左の二課を置く

- 1 車輛課分掌左の如し
  - 一 車輛の配給計畫の樹立に関する事項
  - 二 車輛の配給實施の指導に関する事項
  - 三 車輛の價格に関する事項
  - 四 車輛の輸送計畫の樹立並に實施に関する事項
  - 五 其の他車輛の配給統制に関する事項
- 2 部品課分掌左の如し
  - 一 修理用部分品の配給計畫の樹立に関する事項

- 二 修理用部分品の配給實施の指導に関する事項
- 三 修理用部分品の價格に関する事項
- 四 修理用部分品の輸送計畫の樹立並に實施に関する事項
- 五 其の他修理用部分品の配給統制に関する事項
- 六 修理加工に関する事項

第七條 技術部に左の三課を置く

- 1 技術課分掌左の如し
  - 一 自動車及部分品の設計及規格の統制指導に関する事項
  - 二 製作技術の向上及作業能率の増進に関する事項
  - 三 自動車性能向上に関する事項
  - 四 検査規格の制定に関する事項
- 2 材料課分掌左の如し
  - 一 材料材質の規格の統制指導に関する事項
  - 二 材料の製作技術の向上、材質の改良に関する事項
  - 三 其の他材料に関する事項
- 3 燃料課分掌左の如し
  - 一 燃料油脂及之等の代用品に関する事項

二 代用燃料使用裝置に関する事項

第八條 事務局に事務局長一名を、部に部長一名を置く  
事務局長は理事長を以て之に充つ、事務局長は事務局を統轄す

部長は理事の中より會長之を命ず、部長は事務局の事務を分掌す

第九條 事務局に左の職員を置く

- 參事
- 副參事
- 主事
- 書記
- 雇員

職員は上司の命を承け事務に従事す

第十條 會長必要ありと認むるときは部に次長を置くことを得、次長は參事中より會長之を命ず、次長は重要部務に付部長を補佐し、部長事故あるときは其の事務を代行す

第十一條 課に課長又は課長心得を置く

課長及課長心得は參事又は副參事中より會長之を命ず、課長及課長心得は部長の指揮に依り當該事務を分掌す

第十二條 課に係を置く、各係の事務分擔は部長之を定む係に係長又は係長心得を置く、係長及係長心得は主事中心より部長之を命ず  
係長及係長心得は課長の指揮に依り當該事務を分掌す

### 七 主要役職員氏名

(役名)

(氏名)

(出身學校及前職名)

- 會長 鈴木重康
- 理事 鈴木英雄
- 企畫室 (參事) 佐藤悦

- 大正元年陸軍大學校・ディーゼル自動車工業取締役社長
- 大正十一年東京帝大・特許局長官
- 昭和二年東京帝大・日産自動車販賣會計部財務課長

自動車統制會(主要役職員氏名)







告事項に付會議録を作成せしめ會長に報告するものとす  
第八條 委員長に於て特定事項の協議を必要と認むるときは小委員會を設くることを得

附 則

本規程は昭和十七年八月一日より之を施行す

(二) 技術委員會規程

第一條 本統制會に技術委員會を置く  
第二條 技術委員會は技術に関する一切の事項を審議す  
第三條 技術委員會は委員長一名及委員若干名を以て之を組織す

委員長は本技術部長を以て會長之に任命し、委員は本會職員並に會員會社の推薦したる者を以て會長之に任命又は委嘱す

會長必要ありと認むるときは臨時委員を任命又は委嘱す

第四條 技術委員會に參與を置くことあるべし

參與は本委員會の審議又は活動に參與す

第五條 技術委員會に幹事若干名を置く

幹事は本會職員を以て之に充つ

幹事は委員長の命を受け委員會の事務に従事す

第六條 委員長は臨時委員會を招集し之を統理す  
委員長事故あるときは委員長の指名により委員中の一名之を代行す

第七條 委員長に於て特定事項の審議に必要ありと認むるときは小委員會を設くることを得、又は關係者の出席を求めて説明又は意見を聴くことを得

第八條 委員長は委員會の經理並に審議の結果を臨時會長に報告すべし

(三) 生産委員會規程

第一條 本會に生産委員會(以下單に委員會と稱す)を置く

第二條 委員會は自動車事業の發展に資する爲生産上必要なる事項を研究審議し併せて必要事項に關し本會及會員相互間の連絡を圖るを以て目的とす

第三條 委員會は委員長一名及委員若干名を以て之を組織す

委員長は本會生産部長を以て之に充て委員は本會役員並に會員の推薦したる者に付會長之を任命若しは委嘱す  
會長必要ありと認むるときは臨時委員を任命若しは委嘱す

ることを得

第四條 委員會に幹事若干名を置き委員會の庶務を處理せしむ

幹事は本會職員を以て之に充つ

第五條 委員長は臨時委員會を招集し之を統裁す

委員長事故あるときは委員長の指名により委員中の一名之を代行す

第六條 委員長必要ありと認むるときは小委員會を設け特定事項に關し研究審議せしめ又は關係者の出席を求めて説明若しは意見を求むることを得

第七條 委員長は委員會の經過及審議の結果を會長に報告すべし

附 則

本規程は昭和十七年十二月一日より之を施行す

(四) 勞務委員會規程

第一條 本會に勞務委員會(以下單に委員會と稱す)を置く

第二條 委員會は自動車事業に關する勞務對策を調査審議するを以て目的とす

第三條 委員會は委員長一名及委員若干名を以て之を組織す

委員長は生産部長を以て之に充て委員は本會役員並に會員の推薦したる者に付會長之を任命若しは委嘱す

會長必要ありと認むるときは臨時委員を任命若しは委嘱す

第四條 會長必要ありと認むるときは委員會に參與を置き

委員會の審議に參與せしむることを得

第五條 委員會に幹事若干名を置き委員會の庶務を處理せしむ

幹事は本會職員を以て之に充つ

第六條 委員長は臨時委員會を招集し之を統裁す

委員長事故あるときは委員長の指名により參與又は委員中の一名之を代行す

第七條 委員長必要ありと認むるときは小委員會を設け特定事項に關し研究審議せしめ又は關係者の出席を求めて説明若しは意見を求むることを得

第八條 委員長は委員會の經過及審議の結果を會長に報告すべし



附 則

本規程は昭和十七年十二月一日より之を施行す

(五) 經理委員會規程

第一條 本會に經理委員會（以下單に委員會と稱す）を置

く

第二條 委員會は經理及經理に關聯ある事項を審議するこ

とを以て目的とす

第三條 委員會は委員長一名及委員若干名を以て之を組織

す

委員長は本會總務部長を以て之に充て委員は本會役職員

並に會員の推薦したる者に付會長之を任命若は委屬す

會長必要ありと認むるときは臨時委員を任命若は委屬す

ることを得

第四條 會長必要ありと認むるときは委員會に參與を置き

委員會の審議に參與せしむることを得

第五條 委員會に幹事若干名を置き委員會の庶務を處理せ

しむ

幹事は本會職員を以て之に充つ

第六條 委員長は臨時委員會を招集し之を統裁す

委員長事故あるときは委員長の指名により參與又は委員  
中の一名之を代行す

第七條 委員長必要ありと認むるときは小委員會を設け特  
定事項に關し研究審議せしめ又は關係者の出席を求めて

説明若は意見を求むることを得

第八條 委員長は委員會の經過及審議の結果を會長に報告

すべし

すべし

附 則

本規程は昭和十七年十二月八日より之を施行す

(六) 配給委員會規程

第一條 本會に配給委員會（以下單に委員會と稱す）を置

く

第二條 委員會は自動車輸送力の確保を期する爲自動車及

同部分品の配給並に修理加工業務に關する事項を研究調

査するを以て目的とす

第三條 委員會は委員長一名及委員若干名を以て之を組織

す

委員長は本會配給部長を以て之に充て委員は本會職員並

に會員の推薦したる者に付會長之を任命若は委屬す

會長必要ありと認むるときは臨時委員を任命若は委屬す  
ることを得

第四條 會長必要ありと認むるときは委員會に參與を置き

委員會の審議又は活動に參與せしむることを得

第五條 委員會に幹事若干名を置き委員會の庶務を處理せ

しむ

幹事は本會職員を以て之に充つ

第六條 委員長は臨時委員會を招集し之を統理す

九 統制會設立關係資料

(一) 會員資格者指定（昭和十六年十二月一日商工省  
告示第千九百九十七號）

重要産業團體令第七條ノ規定ニ依リ自動車ノ製造及販賣ニ  
關スル事業ノ統制會ノ會員タル資格ヲ有スル者左ノ通指定  
ス

(會員資格者名略)

(一) 設立命令（昭和十六年十二月一日商工省告示第  
千九百九十八號）

自動車統制會（統制會設立關係資料）

委員長事故あるときは委員長の指名により參與又は委員  
中の一名之を代行す

第七條 委員長必要ありと認むるときは小委員會を設け特  
定事項に關し研究審議せしめ、又は關係者の出席を求め

て説明若は意見を求むることを得

第八條 委員長は委員會の經過及審議の結果を會長に報告

すべし

すべし

重要産業團體令第八條第一項及重要産業團體令施行規則第  
一條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通定ム

昭和十六年十二月商工省告示第千九百九十七號ヲ以テ指定シ  
タル者ハ自動車ノ製造及販賣ニ關スル事業ノ統制會ヲ設立  
スベシ

前項ノ統制會ノ設立ノ認可ヲ申請スベキ期限ハ昭和十七年  
一月十五日迄トス

(三) 設立委員氏名（昭和十六年十二月一日商工省告



自動車統制會（統制會設立關係資料）

示第千九十九號）

重要産業團體令施行規則第一條第二項ノ規定ニ依リ自動車ノ製造及販賣ニ關スル事業ノ統制會ノ設立委員左ノ通任命シタリ

- トヨタ自動車工業株式會社取締役社長 豐田喜一郎
- 日産自動車株式會社取締役社長 村上正輔
- チーゼル自動車工業株式會社取締役社長 鈴木重康
- 川崎車輛株式會社取締役社長 鑄谷正輔
- 日本内燃機株式會社取締役社長 寺田甚吉
- 車輪工業株式會社取締役社長 野長瀨忠男

(四) 會長銓衡委員氏名（昭和十七年一月十三日官報

掲載）

- 鈴木重康 鑄谷正輔
- 村上正輔 豐田喜一郎

自動車ノ製造及販賣ニ關スル事業ノ統制會ノ會長ノ銓衡委員ヲ命ズ

(五) 總立總會

一、日時 昭和十六年十二月二十四日午前十時

二、場所 帝國ホテル

- (一) 自動車統制會定款
- (二) 自動車統制會ノ負擔ニ歸スベキ創立費及ビ其ノ償却方法

(三) 初年度收支豫算

(四) 令第十九條ノ規定ニ依ル賦課金ノ賦課徵收方法

(五) 設立認可（昭和十六年十二月二十六日商工省告示第千三百四十八號）

自動車ノ製造及販賣ニ關スル事業ノ統制會ハ昭和十六年十二月二十四日成立シタリ其ノ定款左ノ如シ

(定款略)

(六) 會長任命（昭和十六年十二月二十六日商工省告示

第千三百四十九號）

産業團體令第十四條第一項ノ規定ニ依リ昭和十六年十二月二十四日鈴木重康ヲ自動車統制會ノ會長ニ任命シタリ

(七) 理事認可（昭和十六年十二月二十六日商工省告示

第千三百五十號）

重要産業團體令第十四條第五項ノ規定ニ依リ昭和十六年十二月二十四日自動車統制會ノ理事任命ノ件左ノ通認可シタ

- 理事 岡野榮三 同 木村靜一
- 同 宮田應義